

令和6年度 第1回児童福祉審議会

日 時 令和6年8月7日(水)
午前10時
場 所 8階大会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 市長あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 議 題
 - (1) 野田市こども計画の策定について(諮問)
 - (2) 各種意識調査等の結果について(報告)
 - (3) 野田市エンゼルプラン第5期計画中間見直しの進捗状況について(報告)
 - (4) 野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン(第4次改訂版)の進捗状況について(報告)
 - (5) 保育施設の確認にかかる利用定員の設定について(たんぽぽ保育園/新設)
 - (6) その他
- 5 その他
- 6 閉 会

【資料】

- 資料1 野田市こども計画の策定について
- 資料2 子ども・子育て支援に関する意向調査結果
- 資料3 ひとり親家庭等の支援に関する意識調査結果
- 資料4 子どもの生活実態調査結果
- 資料5 こども・若者の意識と生活に関する調査結果
- 資料6 こどもアンケートの結果
- 資料7 令和5年度野田市エンゼルプラン第5期計画中間見直し進捗状況調査票
- 資料8 令和5年度野田ひとり親家庭支援総合対策プラン(第4次改訂版)進捗状況調査票
- 資料9 保育施設の確認にかかる利用定員の設定について

野田市こども計画の策定方針について

子育て支援と子どもの健全育成に関する施策を包括した具体的な計画である「野田市エンゼルプラン」について、今年度が計画の最終年度となることから、令和7年度から11年度を計画期間とする、こども基本法に基づく「野田市こども計画」を今年度中に策定しようとするもの。

1 国の動き

令和5年4月1日に施行されたこども基本法(令和4年法律第77号)において、市町村はこども大綱(令和5年12月12日閣議決定)、県こども計画を勘案して、市町村こども計画を定めるよう努めるものとされ、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」(令和6年7月改正法施行)、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく市町村計画、その他法令の規定による、子ども施策に関する事項を定めるものと一体として策定できるとされた。

2 市の現状

エンゼルプラン第5期計画は、民間活力の導入と多様な子育て支援を主な柱とし、子どもの成長を地域全体で育むことが、家庭や地域の安定と成長をもたらす、という考えのもと、子育て支援と子どもの健全育成に関する施策の基本指針としており、就労と子育ての両立、家庭養育力の向上、安全安心な生活のための環境整備などを進めてきた。対象年齢は0歳から18歳までとし、「子育て支援」、「児童虐待防止対策」、「ひとり親家庭支援」などを重要施策としている。

3 野田市こども計画の対応方針

こども大綱及び県こども計画を勘案するとともに、これまで別立てで策定してきた「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン」(母子家庭等及び寡婦自立促進計画)についても、子どもの貧困対策との関連も深いことから本計画に組み入れることとし、子ども・子育て支援事業計画第3期計画、こどもの貧困解消対策推進計画、子ども・若者支援推進計画の子育て関連計画を1つに統合することで、市民にとってより一層分かりやすい計画とする。

こども計画	子ども・子育て支援事業計画第3期計画	…計画を包含する
	母子家庭等及び寡婦自立促進計画	…施策に包含する
	こどもの貧困解消対策推進計画	…施策に包含する
	子ども・若者支援推進計画	…施策に包含する

(1)基本理念と基本方針

計画内容は、こども大綱が目指す「全てのこども・若者が自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、将来にわたって幸せな状態を送ることができる社会」を野田市こども計画の基本理念とする。

また、①こども・若者が権利の主体であること、②こども・若者、子育て当事者の視点の尊重、③ライフステージに応じた切れ目のない支援、④良好な成育環境の確保と貧困・格差の解消、⑤若い世代の生活基盤の安定、⑥関係機関との連携の6つを、こども大綱に準じて、計画の基本方針とする。

施策体系については、「こども・若者の人権」を軸に、こども大綱に基づき幅広い子ども・子育て施策の具体的な取組を一元的に示した国の実施計画である「こどもまんなか実行計画」をベースに、市の実情に合わせて施策に反映させ、実効性のある計画となるよう策定する。

(2)野田市こども計画の重点施策

こども・若者の権利に関する施策としては、こども基本法、虐待防止条例の周知、地域ニーズに応じた相談連携体制としての重層的支援体制整備事業、こどもの権利に侵害が生じているにもかかわらず表面化しにくいヤングケアラー対策など新規の施策を盛り込むほか、こどもアンケート等の結果を踏まえ、要望の多かった児童遊園、遊具の整備等を重点施策として盛り込む。

加えて、貧困対策やこども・若者計画も包含することで、既存の幼児教育・保育の無償化、子ども未来教室等に加え、現プランに位置付けていない生活困窮者支援事業、結婚支援事業などの政策を盛り込む。

このように、こども大綱の「こどもまんなか」の考え方の下で、これから生まれてくるこどもや、今を生活しているこどもとともに、結婚や子育ての当事者となる若い世代を真ん中に据え支援するため、計画の対象を0歳から39歳までとする。

(3)野田市こども計画に包含する計画

①子ども・子育て支援事業計画第3期計画(個別計画を策定)

子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」で、エンゼルプランには第2期計画を包含する計画として策定されている。本計画は教育・保育と子育て支援の量の見込みと確保内容を示すとともに、待機児童対策、妊娠期から18歳までの切れ目のない支援、児童虐待防止、ひとり親の支援などを重点施策として取組を進めてきた。第3期計画もこども計画へ包含する計画とする。

【主な施策】乳幼児健康診査、妊産婦・新生児訪問指導、保育所の施設整備、低年齢児の受入体制整備、充実した学童保育所の提供、育児支援家庭訪問支援事業

②母子家庭等及び寡婦自立促進計画(施策体系に位置付け)

国の母子家庭等自立支援対策大綱と同時期の平成14年11月、「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン」を策定するなど、野田市は他市に先んじて取り組み、平成18

年3月には、プランを「母子及び寡婦福祉法に基づく自立促進計画」として改訂し、厳しい生活状態にあるひとり親家庭の自立支援を目的に、父子家庭等支援手当制度など野田市独自の施策を進めてきたところである。これまでは、別立てで策定してきたが、こどもの貧困の解消に向けた対策と密接に関連していることから、こども計画に包含する。

【主な施策】母子・父子自立支援員による相談支援、養育費取得、母子家庭等就業自立支援事業、ひとり親家庭情報交換事業等の子育て支援、児童扶養手当支給

③こどもの貧困解消対策推進計画(施策体系に位置付け)

こども大綱において、「こどもの貧困を解消し、貧困による困難をこどもたちが強いられることがないような社会をつくる」ことが明記されたことを踏まえ、令和6年6月に「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」の一部が改正された。親の妊娠・出産期からの相談支援の充実や居場所づくりなど、生活の安定に資するための支援を進め、生活保護法や生活困窮者自立支援法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法等の関連法令を一体的に捉えて施策を推進する。

【主な施策】幼児教育・保育の無償化、子ども未来教室、就学援助事業、各種奨学金制度、生活困窮者自立支援事業、要保護・準要保護児童就学援助費補助金事業

④子ども・若者支援推進計画(施策体系に位置付け)

国は、子ども・若者育成支援推進法に基づき、「子ども・若者育成支援推進大綱」が策定され、若者政策を総合的に推進してきた。近年、少子高齢化の急速な進行など、若者を取り巻く環境は大きく変化し、青少年に関する問題も多様化、複雑化している。こうした中で子ども・若者が自らの居場所を得て、成長し、社会全体で支える社会づくりに取り組むための計画で対象年齢は39歳までとし、就労支援、雇用と経済的基盤の安定、結婚支援など、青年期で起こりうる問題まで幅広い対応を含めた計画とする。

【主な施策】こどもの自殺対策、結婚支援事業、雇用促進奨励金、ジョブカフェ、無料職業相談所による就労支援、青少年の消費者問題対策

4 スケジュール

時 期	項 目	内 容
7月22日(月)	主管者会議	
8月7日(水)	第1回児童福祉審議会	諮問、意識調査結果報告、進捗
10月8日(火)	第2回児童福祉審議会	骨子案
11月26日(火)	第3回児童福祉審議会	素案
12月第1週	調整会議・主管者会議	パブコメについて
12月～1月15日頃	パブコメ	HP、行政資料コーナー、公共施設等
1月29日(水)	第4回児童福祉審議会	パブコメ結果 答申
令和7年度～11年度	児童福祉審議会	計画の進行管理及び進捗確認報告
令和9年度	児童福祉審議会	中間見直し

子ども・子育て支援に関する意向調査結果

資料2

調査年度	令和5年度	平成30年度																																					
報告書	子ども・子育て支援に関する意向調査結果報告書	野田市子ども・子育て支援事業計画を包含した次期エンゼルプラン策定のための意向調査（結果報告書）																																					
I. 調査の概要																																							
2 調査概要																																							
●調査地域	野田市全域	野田市全域																																					
●調査対象者	「就学前児童」「幼稚園児」「小学生」をお持ちの世帯・保護者を対象に無作為抽出	「就学前児童」「幼稚園児」「小学生」をお持ちの世帯・保護者を対象に無作為抽出																																					
●調査期間	令和6年3月21日（木）～ 令和6年4月15日（月）	平成31年2月4日（月）～ 平成31年2月28日（木）																																					
●調査方法	インターネット調査	幼稚園児…幼稚園経由で配布・回収 就学前児童・小学生…郵送配布・回収																																					
●回収結果	<table border="1"> <thead> <tr> <th>調査票</th> <th>調査対象者数 (配布数)</th> <th>有効回収数</th> <th>有効回収率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就学前児童</td> <td rowspan="2">1,500</td> <td rowspan="2">449</td> <td rowspan="2">29.9%</td> </tr> <tr> <td>幼稚園</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>500</td> <td>169</td> <td>33.8%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,000</td> <td>618</td> <td>30.9%</td> </tr> </tbody> </table>	調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率	就学前児童	1,500	449	29.9%	幼稚園	小学生	500	169	33.8%	合計	2,000	618	30.9%	<table border="1"> <thead> <tr> <th>調査票</th> <th>調査対象者数 (配布数)</th> <th>有効回収数</th> <th>有効回収率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就学前児童</td> <td>2,000</td> <td>1,133</td> <td>56.7%</td> </tr> <tr> <td>幼稚園</td> <td>500</td> <td>415</td> <td>82.8%</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>500</td> <td>259</td> <td>51.8%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,000</td> <td>1,807</td> <td>60.2%</td> </tr> </tbody> </table>	調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率	就学前児童	2,000	1,133	56.7%	幼稚園	500	415	82.8%	小学生	500	259	51.8%	合計	3,000	1,807	60.2%
	調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率																																			
就学前児童	1,500	449	29.9%																																				
幼稚園																																							
小学生	500	169	33.8%																																				
合計	2,000	618	30.9%																																				
調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率																																				
就学前児童	2,000	1,133	56.7%																																				
幼稚園	500	415	82.8%																																				
小学生	500	259	51.8%																																				
合計	3,000	1,807	60.2%																																				
<p>回答及び集計の利便性から、調査方法をインターネット調査に変更した。アクセス率は70.1%であったが回答をいただけなかった保護者が多く、有効回収率は下落した。</p>																																							
II. 就学前児童アンケート調査結果																																							
(回答については、設問のうち上位の3つ程度を抜粋した。)																																							
2 お子さんご家族の状況について																																							
問3 子どもの人数	「2人」40.5% 〈数量回答〉 「1人」25.8% 「3人」18.5%	「2人」39.8% 〈数量回答〉 「1人」20.7% 「3人」19.5%																																					
子どもの人数については、前回同様、「2人」の割合が最も高く、次いで「1人」、「3人」となっている。																																							
問6 子育て(教育含む)を主に行っ	「父母ともに」55.2% 〈単数回答〉 「主に母親」43.2% 「主に祖父母」1.1%	「父母ともに」51.5% 〈単数回答〉 「主に母親」43.8% 「主に祖父母」1.1%																																					

子ども・子育て支援に関する意向調査結果

資料2

調査年度	令和5年度	平成30年度
ている方	「子育て（ <u>教育含む</u> ）を主に行っている方」を「父母ともに」の回答した割合が3.7ポイント増加しているが、前回調査と比較すると、ほぼ同様の傾向となっている。	
3 子どもの育ちをめぐる環境について		
問7 子育てに日常的に関わっている方（施設）	「父母ともに」 61.0% <複数回答> 「母親」 35.4% 「祖父母」 20.0% 「保育所」 35.4% 「幼稚園」 20.3%	「父母ともに」 56.8% <複数回答> 「母親」 32.4% 「祖父母」 25.5% 「保育所」 27.2% 「幼稚園」 20.7%
子育てに日常的に関わっている方（施設）については、「父母ともに」の割合が最も高い。また、「保育所」と「幼稚園」が施設として上がっている。		
問9 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無	<複数回答> 「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」 55.7% 「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」 24.3% 「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」 8.5% 「いずれもない」 20.5%	<複数回答> 「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」 60.5% 「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」 24.9% 「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」 11.2% 「いずれもない」 11.4%
子どもをみてもらえる親族・知人の有無については、前回同様、約9割の方が子どもをみてもらえる環境が身近にあるが、「いずれもない」は約2割となっている。		
問11 子育てをする上での相談相手や相談できる場所の有無	「いる／ある」 86.0% <単数回答> 「いない／ない」 13.6%	「いる／ある」 89.8% <単数回答> 「いない／ない」 3.5%
子育てをする上で相談できる人の有無については、有とした方は前回より3.8ポイント減少し、無とした方が10.1ポイント増加した。		
問11-1 相談相手	「祖父母等の親族」 76.7% <複数回答> 「友人や知人」 60.1% 「近所の人」 11.1% 「子育て支援施設」 8.8%	「祖父母等の親族」 84.1% <複数回答> 「友人や知人」 76.5% 「近所の人」 16.6% 「子育て支援施設」 8.8%
相談相手については、前回同様、「祖父母等の親族」や「友人や知人」「近所の人」といった身近な人が相談相手がいる保護者が減少している		
4 保護者の就労状況について		
問13 母親／就労状況	<単数回答> 「就労してない」 33.2% 「フルタイム以外で就労している」 28.9% 「フルタイムで就労している」 37.2%	<単数回答> 「就労してない」 41.4% 「パート・アルバイト等で就労している」 29.2% 「フルタイムで就労している」 27.0%

子ども・子育て支援に関する意向調査結果

資料2

調査年度	令和5年度	平成30年度
	<p>前回の調査では母親の就労率は56.2であり、今回の調査66.1%と比べ10ポイントの増加となっている、また増加の割合はフルタイムの就労者の割合が高くなっている。</p>	
問13-1① 母親／1週当たりの就労日数	<p>「5日」67.3% 〈数量回答〉 「4日」15.8% 「6日」7.7%</p>	<p>「5日」57.5% 〈数量回答〉 「4日」20.3% 「3日」7.7%</p>
	<p>前回の調査同様母親の就労日数の増加が見られ割合的に週6日で勤務している母親の割合が週3日で働いている母親の割合を超えフルタイムで勤務している母親が増加した。</p>	
問13-1② 母親／1日当たりの就労時間	<p>「7～8時間」48.8% 〈数量回答〉 「5～6時間」28.3% 「3～4時間」9.1%</p>	<p>「7～8時間」43.8% 〈数量回答〉 「5～6時間」27.3% 「3～4時間」12.3%</p>
	<p>「7～8時間」の割合が48.8%と最も多く、「フルタイム」の母親が増加している。</p>	
問13-2 パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望	<p>〈単数回答〉 「パートタイム・アルバイト等の就労を続けることを希望」47.7% 「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」29.2% 「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」6.9%</p>	<p>〈単数回答〉 「パートタイム・アルバイト等の就労を続けることを希望」48.8% 「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」24.8% 「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」9.1%</p>
	<p>「パート・アルバイト等（フルタイム以外）の就労を続けることを希望」が47.7%で最も多く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない／少ない」が29.2%、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」が6.9%となっている。</p>	
問13-3① 現在、就労していない母親の就労希望	<p>〈単数回答〉 「1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったところに就労したい」51.7% 「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」22.8% 「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」22.8%</p>	<p>〈単数回答〉 「1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったところに就労したい」43.3% 「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」23.3% 「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」21.2%</p>
	<p>「1年より先、一番下の子どもが〇歳になったところに就労したい」が51.7%で最も多く、次いで「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が22.8%となっている。</p>	
問13-3② 一番下の子どもが何歳になれば就労したいか	<p>「3～4歳」40.3% 〈数量回答〉 「5～6歳」20.8% 「7～8歳」15.6%</p>	<p>「3～4歳」52.5% 〈数量回答〉 「5～6歳」14.3% 「7～8歳」21.8%</p>
	<p>母親の就労希望は、1番下の子どもの年齢が「3～4歳」の時に最も高いが、前回調査で18.4%だった「5～6歳」が32.7%とポイントを上げている。</p>	

子ども・子育て支援に関する意向調査結果

資料2

調査年度	令和5年度	平成30年度
問14 無償化による 母親の就労状 況の変化	<p>〈数量回答〉</p> <p>「就労状況に変化はない」 87.3%</p> <p>「パート・アルバイト等に働き方を変える」 6.9%</p> <p>「フルタイムに働き方を変える」 2.0%</p>	<p>無償化前 〈数量回答〉</p> <p>「就労状況に変化はない」 74.5%</p> <p>「パート・アルバイト等に働き方を変える」 13.3%</p> <p>「フルタイムに働き方を変える」 6.6%</p>
<p>「就労状況に変化はない」が87.3%で最も多く、次いで「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）に働き方を変える」が6.9%、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）に働き方を変える」が2.0%となっている。</p>		
5 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について		
問15 現在の定期的 な教育・保育事 業の利用の有 無	<p>「利用している」 79.7% 〈単数回答〉</p> <p>「利用していない」 20.3%</p>	<p>「利用している」 60.9% 〈単数回答〉</p> <p>「利用していない」 37.4%</p>
<p>「利用している」が79.7%で、「利用していない」の20.3%を上回っています。</p>		
問15-1 平日に利用し ている教育・保 育事業	<p>「認可保育所」 49.4% 〈複数回答〉</p> <p>「幼稚園」 31.0%</p> <p>「認定こども園」 11.7%</p> <p>「幼稚園の預かり保育」 5.6%</p>	<p>「認可保育所」 50.1% 〈複数回答〉</p> <p>「幼稚園」 37.7%</p> <p>「認定こども園」 4.5%</p> <p>「幼稚園の預かり保育」 5.2%</p>
<p>平日に利用している教育・保育事業については、前回と同様「認可保育所」の割合が最も高く、次いで、「幼稚園」となっている。</p>		
問15-2① 平日に利用し ている教育・保 育事業の現在 の状況（1週当 たりの利用日 数）	<p>「5日」 88.0% 〈数量回答〉</p> <p>「6日」 5.9%</p> <p>「4日」 3.6%</p>	<p>「5日」 85.9% 〈数量回答〉</p> <p>「6日」 6.2%</p> <p>「4日」 3.6%</p>
<p>1週当たりの利用日数については、9割を超える方が「5～6日」利用している。</p>		
問15-2② 平日に利用し ている教育・保 育事業の現在 の状況（1日当 たりの利用時 間）	<p>「5～6時間」 29.1% 〈数量回答〉</p> <p>「9～10時間」 26.8%</p> <p>「7～8時間」 31.3%</p>	<p>「5～6時間」 32.8% 〈数量回答〉</p> <p>「9～10時間」 28.4%</p> <p>「7～8時間」 12.3%</p>
<p>1日当たりの利用時間については、長時間化している傾向が見られる。</p>		
問15-2③ 平日に利用し ている教育・保 育事業の利用 希望（1週当 たりの利用日 数）	<p>「5日」 77.4% 〈数量回答〉</p> <p>「6日」 12.0%</p> <p>「4日」 3.4%</p>	<p>「5日」 67.4% 〈数量回答〉</p> <p>「6日」 10.4%</p> <p>「4日」 2.8%</p>
<p>利用日数の実績と希望とで割合に変わりがなかった。</p>		

子ども・子育て支援に関する意向調査結果

資料2

調査年度	令和5年度	平成30年度
問 15-2④ 平日に利用している教育・保育事業の利用希望(1日当たりの利用時間)	「7～8時間」 41.1% 「9～10時間」 24.6% 「5～6時間」 30.7% 〈数量回答〉 96.4%	「7～8時間」 29.3% 「9～10時間」 23.2% 「5～6時間」 15.4% 〈数量回答〉 67.9%
	6時間以上の利用が高い割合を占め、問 12-1 の母親の1日当たりの就労時間とほぼ一致している。	
問 15-5 利用したい時の子どもの年齢	「3歳」 81.6% 「4歳」 7.9% 「2歳」 5.3% 〈数量回答〉	「3歳」 60.8% 「4歳」 21.7% 「2歳」 8.5% 〈数量回答〉
	教育・保育事業を利用したい時の子どもの年齢については、前回同様に「3歳」以上の割合が高くなっている。	
問 17 今後、平日の教育・保育事業として「定期的に」利用したいと考える事業	「幼稚園」 45.9%〈複数回答〉 「認可保育所」 44.3% 「幼稚園の預かり保育」 23.8% 「認定こども園」 25.4%	「幼稚園」 62.9%〈複数回答〉 「認可保育所」 45.2% 「幼稚園の預かり保育」 27.8% 「認定こども園」 26.6%
	問 16-1 において平日に利用している教育・保育事業については、「認可保育所」が最も高かったが、今後、利用したいと考える教育・保育事業となると、「幼稚園」が「認可保育所」を上回り高くなっている。	
6 地域の子育て支援事業の利用状況について		
問 18 現在の地域子育て支援拠点事業の利用状況	「利用していない」 82.0%〈複数回答〉 「地域子育て支援拠点事業(親子が集まって過ごしたり、相談をする場)」 17.1% 「その他当該自治体で実施している類似の事業」 1.3%	「利用していない」 79.9%〈複数回答〉 「地域子育て支援拠点事業(親子が集まって過ごしたり、相談をする場)」 12.0% 「その他当該自治体で実施している類似の事業」 3.1%
	前回調査と比較すると、ほぼ同様の傾向となっている。	
問 19 地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向	〈単数回答〉 「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」 70.4% 「利用していないが、今後利用したい」 19.4% 「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」 8.0%	〈数量回答〉 「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」 71.3% 「利用していないが、今後利用したい」 15.5% 「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」 7.1%
	利用意向については、3.9ポイント増加している。	
問 20① 地域の子育て支援事業の利用状況	〈単数回答〉 「子ども館(児童館)」 77.3% 「母親(父親)学級、両親学級、育児学級」 38.1% 「保育所や幼稚園の園庭等の開放」 40.1% 「自治体発行の子育て支援情報誌(のだし	〈単数回答〉 「子ども館(児童館)」 53.6% 「母親(父親)学級、両親学級、育児学級」 47.8% 「保育所や幼稚園の園庭等の開放」 46.2% 「自治体発行の子育て支援情報誌(のだし

子ども・子育て支援に関する意向調査結果

資料2

調査年度	令和5年度	平成30年度
	子育てガイドブック) 33.2% 「子育て支援情報のホームページ『にじいろ navi』」 23.8%	子育てガイドブック) 32.4% 「子育て支援情報のホームページ『にじいろ navi』」 13.9%
	利用状況について、「はい」は《⑧子ども館（児童館）》が53.6%で最も高く、次いで《①母親（父親）学級、両親学級、育児学級》が47.8%、《⑤保育所や幼稚園の園庭等の開放》が46.2%となっている。「いいえ」は《⑩ホームスタート事業》が83.5%で最も高く、次いで《④教育相談センター・教育相談室》が80.3%、《③家庭教育に関する学級・講座》が79.3%となっている。	
問20② 地域の子育て支援事業の今後の利用希望	〈単数回答〉 「子ども館（児童館）」 81.3% 「保育所や幼稚園の園庭等の開放」 45.9% 「自治体発行の子育て支援情報誌（のだし子育てガイドブック）」 49.0% ※「子育て支援情報のホームページ『にじいろ navi』」 41.4%	〈単数回答〉 「子ども館（児童館）」 56.3% 「保育所や幼稚園の園庭等の開放」 45.6% 「自治体発行の子育て支援情報誌（のだし子育てガイドブック）」 43.9% ※「子育て支援情報のホームページ『にじいろ navi』」 38.3%
	今後の利用希望の傾向は前回と大きな変化はないが、令和4年10月にオープンした、のだしこども館～supported by kikkoman～の影響もあり子ども館の利用希望の25ポイント増加している。	
問21 子ども館の利用状況	〈単数回答〉 のだしこども館 supported by kikkoman 68.8% 中央子ども館 8.7% うめさと子ども館 5.3% 谷吉子ども館 3.1% 山崎子ども館 5.6% 七光台子ども館 6.5% 関宿子ども館 2.9%	(新規)
	地区別のこども館を利用したと回答されている方の割合は、地区別の人口の分布と概ね重なっている。また、新たに設置したのだしこども館 supported by kikkoman の利用率は68.8%となっている。	
7 土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望について		
問23(1) 土曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望	〈単数回答〉 「利用する必要はない」 55.2% 「月に1～2回は利用したい」 33.4% 「ほぼ毎週利用したい」 9.6%	〈単数回答〉 「利用する必要はない」 57.8% 「月に1～2回は利用したい」 27.7% 「ほぼ毎週利用したい」 13.1%
	土曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望については、「利用する必要はない」が若干減少し、「月に1～2回は利用したい」が5.7ポイント増加している。	
問23(2) 日曜・祝日の定	〈単数回答〉 「利用する必要はない」 75.1%	〈単数回答〉 「利用する必要はない」 77.8%

子ども・子育て支援に関する意向調査結果

資料2

調査年度	令和5年度	平成30年度
期的な教育・保育事業の利用希望	「月に1～2回は利用したい」 19.6% 「ほぼ毎週利用したい」 2.9%	「月に1～2回は利用したい」 18.1% 「ほぼ毎週利用したい」 2.9%
日曜・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望については、「利用する必要はない」が約8割を占め、「ほぼ毎週利用したい」は2.9%と1割未満となっており、前回と大きな変化はないが「月に1～2回は利用したい」が1.5ポイント増加している。		
8 病気の際の対応について（平日の教育・保育を利用する方のみ）		
問25-1 子どもが病気やけがで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合の、この1年間に行った対処方法	〈複数回答〉 「母親が休んだ」 80.4% 「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」 24.9% 「父親が休んだ」 37.8% 「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」 16.7% 「病児・病後児の保育を利用した」 2.4%	〈複数回答〉 「母親が休んだ」 63.3% 「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」 28.4% 「父親が休んだ」 20.5% 「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」 15.4% 「病児・病後児の保育を利用した」 2.6%
病気の際の対応については、「母親」が休んで対応した例が80.4%あり17.1ポイントの増加、「父親」が休んで対応した例が37.8%あり17.3ポイントの増加になり、「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」例が24.9%と3.5ポイント減少している。また、「病児・病後児の保育を利用した」という割合は、2.4%と前回同様低いものとなっている。		
問25-2 父親又は母親が休んだ方で、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思ったか	〈単数回答〉 「利用したいとは思わない」 57.2% 「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」 41.6%	〈単数回答〉 「利用したいとは思わない」 64.4% 「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」 32.2%
「病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思ったかについては、「できれば利用したい」が41.6%あり、実際の利用状況は2.4%と低いが、利用希望は高いものとなっている。		
9 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について		
問26① 日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業	〈複数回答〉 「利用していない」 81.5% 「幼稚園の預かり保育」 8.9% 「一時預かり」 6.2%	〈複数回答〉 「利用していない」 83.8% 「幼稚園の預かり保育」 5.3% 「一時預かり」 3.8%
一時預かりなど、不定期に利用している事業については、「利用していない」が83.8%と最も高く、前回同様の傾向になっている。		

子ども・子育て支援に関する意向調査結果

資料2

調査年度	令和5年度	平成30年度
問 26② 1年間の利用 日数	『一時預かり』 「1～2日」 39.3% 「3～5日」 17.9% 『ファミリー・サポート・センター』 「1～2日」 33.3% 『幼稚園の預かり保育』 「1～2日」 32.5% 「30～49日」 12.5% 「10～14日」 12.5%	『一時預かり』 「3～5日」 32.6% 「1～2日」 30.2% 『ファミリー・サポート・センター』 「3～5日」 40.0% 「1～2日」 10.0% 『幼稚園の預かり保育』 「3～5日」 26.7% 「10～14日」 23.2%
	サービスの利用状況が減少傾向にあるが、『幼稚園の預かり保育』は「10～14日」「30～49日」の利用の割合も高い状況になっている。	
問 27-1 私用、親の通 院、不定期の就 労等の目的で、 子どもを預け る場合の望ま しい事業形態	〈複数回答〉 「大規模施設で子どもを保育する事業（幼 稚園・保育所等）」 62.0% 「小規模施設で子どもを保育する事業（地 域子育て支援拠点等）」 54.0% 「地域住民等が子育て家庭等の近くの場 所で保育する事業（ファミリー・サポ ート・センター等）」 22.7%	〈複数回答〉 「大規模施設で子どもを保育する事業（幼 稚園・保育所等）」 79.4% 「小規模施設で子どもを保育する事業（地 域子育て支援拠点）」 43.9% 「地域住民等が子育て家庭等の近くの場所 で保育する事業（ファミリー・サポ ート・センター等）」 21.1%
	子どもを預ける場合の望ましい事業形態については、「大規模施設で子どもを保育する事業」の割合が62.0%で最も高く、次いで「小規模施設で子どもを保育する事業」が54.0%となっているが両者の差が少なくなっており多様化してきている。	
12 小学校就学後の放課後の過ごし方について		
問 31① 小学校低学年 (1～3年生) のうちは、放課 後(平日の小学 校終了後)の時 間を主にどの ような場所で 過ごさせたい と思うか	〈複数回答〉 「学童保育所」 54.5% 「自宅」 47.7% 「習い事」 30.7% 「その他(公民館、公園)」 17.0% 「祖父母宅や友人・知人宅」 10.2% 「児童館」 14.8%	〈複数回答〉 「自宅」 54.9% 「学童保育所」 38.2% 「習い事」 35.4% 「その他(公民館、公園)」 19.4% 「祖父母宅や友人・知人宅」 16.0% 「児童館」 5.6%
	放課後の過ごし方の希望については、「学童保育所」が「自宅」を超えた。また「習い事」「祖父母宅や友人・知人宅」は前回同様減少した。一方で「児童館」が9.2ポイント増加している。	
問 31②学童保 育所／週当た りの利用希望 日数	「5日」 68.9% 〈数量回答〉 「2日」 11.5% 「3日」 9.8%	「5日」 65.5% 〈数量回答〉 「4日」 12.7% 「6日」 9.1%
	学童保育所の利用希望日数については、「5日、68.9%」が最も多くなっている。	

子ども・子育て支援に関する意向調査結果

資料2

調査年度	令和5年度	平成30年度
問 32	〈複数回答〉	
小学校高学年 (4～6年生) になったら、放 課後(平日の小 学校終了後)の 時間を主にど のような場所 で過ごさせたい と思うか	「自宅」 65.7% 「習い事」 56.2% 「その他(公民館、公園)」 39.1% 「学童保育所」 20.1% 「祖父母や友人・知人宅」 11.8%	「自宅」 63.9% 「習い事」 50.0% 「その他(公民館、公園)」 25.0% 「学童保育所」 22.2% 「祖父母や友人・知人宅」 21.5%
高学年(4～6年生)になると、学童保育所の利用希望が大幅に下がり、習い事(学習塾含む)の割合が大きくなる。		
11 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について		
問 35①	〈単数回答〉	
母親の育児休業取得状況	「働いていなかった」 34.5% 「取得した(取得中である)」 50.6% 「取得していない」 12.9%	「働いていなかった」 52.9% 「取得した(取得中である)」 32.9% 「取得していない」 12.4%
働いていなかった母親の回答が 18.4 ポイント減少し、取得状況については、前回より 17.7 ポイント増加した。		
問 35②	〈複数回答〉	
母親が育児休業を取得していない理由	「子育てや家事に専念するため退職した」 29.3% 「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」 17.2% 「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」 13.8%	「子育てや家事に専念するため退職した」 42.9% 「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」 21.4% 「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」 16.4%
母親の育児休業を取得していない理由については、「子育てや家事に専念するため退職した」が 29.3%と最も高いが、前回同様 10 ポイント減少し、就労を継続する意向がある。また、「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」との回答が合わせて 31%あり、職場での育児休業制度の認知が上がってが、改善する傾向がうかがわれる。		
問 35③	〈単数回答〉	
父親の育児休業取得状況	「取得していない」 80.4% 「取得した(取得中である)」 13.8% 「働いていなかった」 2.0%	「取得していない」 89.4% 「取得した(取得中である)」 3.8% 「働いていなかった」 0.7%
父親の取得状況については、10 ポイント増加したが、取得率は低い。		
問 35-4①	〈数量回答〉	
母親の職場復帰時の実際の子どもの年齢	「7か月～1歳」 24.7% 「1歳1か月～1歳6か月」 29.1% 「1か月～6か月」 5.7% 「1歳7か月～2歳」 6.6%	「7か月～1歳」 35.7% 「1歳1か月～1歳6か月」 28.9% 「1か月～6か月」 9.7% 「1歳7か月～2歳」 3.2%
前回は「0～1歳」の割合が高かったが、今回は「1歳～2歳」の割合が最も高くなっている。		

調査年度	令和5年度	平成30年度
問 35-4② 母親の職場復帰時の希望の 子どもの年齢 (子どもが何歳 の時まで育児休業 を取得したかったか)	「7か月～1歳」 15.9%〈数量回答〉 「1歳1か月～1歳6か月」 19.8% 「2歳7か月～3歳」 7.9% 「1歳7か月～2歳」 10.6% 「2歳1か月～2歳6か月」 7.5% 「1か月～6か月」 4.0% 「3歳1か月以上」 6.2%	「7か月～1歳」 30.7%〈数量回答〉 「1歳1か月～1歳6か月」 19.9% 「2歳7か月～3歳」 9.4% 「1歳7か月～2歳」 7.9% 「2歳1か月～2歳6か月」 2.9% 「1か月～6か月」 1.4% 「3歳1か月以上」 1.4%
親の職場復帰時の希望の子どもの年齢については、「1歳6か月まで」が39.7%と最も高いが、前回と比較すると「2歳以上」12.3%が低くなり早く復帰したいと希望する母親が増えてきている。		

Ⅲ. 幼稚園アンケート調査結果

2 現在の幼稚園における預かり保育の利用状況等

問 30 幼稚園の預かり 保育の利用 状況	〈単数回答〉 「現在、特に利用している保育事業等はない」 66.7% 「現在、幼稚園においてほぼ毎日預かり保育を利用している」 23.9%	〈単数回答〉 「現在、特に利用している保育事業等はない」 67.4% 「現在、幼稚園においてほぼ毎日預かり保育を利用している」 28.4%
幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業）の利用状況については、「利用していない」方が66.7%あり、「ほぼ毎日利用している」方は23.9%と4.5ポイント減少した。		
問 30-1① 週当たりの利 用日数	「5日」 60.7% 〈数量回答〉 「4日」 14.3% 「1日」 10.7%	「5日」 66.7% 〈数量回答〉 「4日」 16.7% 「3日」 11.1%
「5日」利用する方が6割強だが、前回と比較すると減っている。		
問 30-1② 1日当たりの 利用時間	「3～4時間」 25.0% 〈数量回答〉 「1～2時間」 39.3% 「8～9時間」 0% 「6～7時間」 10.7%	「3～4時間」 68.5% 〈数量回答〉 「1～2時間」 18.5% 「8～9時間」 5.6% 「6～7時間」 0%
「3～4時間」が43.3ポイント減少し、「1～2時間」が20.8ポイント増加している。		

Ⅳ. 小学生アンケート調査結果

問 3① 小学校低学年 (1～3年生) のうち、放課 後(平日の小 学校終了後)の 時間を主にどの	「自宅」 63.3%〈複数回答〉 「習い事」 43.2% 「その他(公民館や公園など)」 36.1% 「学童保育所」 36.1%	「自宅」 66.4%〈複数回答〉 「習い事」 56.0% 「その他(公民館、公園など)」 30.9% 「学童保育所」 29.3%
利用意向は、習い事の割合は12.8ポイント大きく減少し、学童保育所の割合は「6.8ポイント増加した。		

子ども・子育て支援に関する意向調査結果

資料2

調査年度	令和5年度	平成30年度
ような場所で過ごさせたいと思うか		
問3② 学童保育所／ 週当たりの利 用希望日数	「5日」55.9% 〈数量回答〉 「6日」11.8% 「4日」 5.9%	「5日」47.4% 〈数量回答〉 「4日」17.1% 「3日」15.8%
	就学前児童の利用希望日数と同様に、「5日」の利用希望が多く、8.5ポイント増加している。また、「6日」の割合も増加し常勤で務めている保護者が増加しているといえる。	
問4 小学校高学年 (4～6年生) になったら、放 課後(平日の小 学校終了後)の 時間を主にど のような場所 で過ごさせたい と思うか	〈複数回答〉 「自宅」 65.7% 「習い事」 56.2% 「その他(公民館、公園など)」39.1% 「学童保育所」 20.1% 「祖父母宅や友人・知人宅」 11.8%	〈複数回答〉 「自宅」 64.9% 「習い事」 62.5% 「その他(公民館、公園など)」32.8% 「学童保育所」 22.4% 「祖父母宅や友人・知人宅」 18.9%
	高学年になった場合の放課後の過ごし方については大きな希望の変化は見られなかった。	

ひとり親家庭等の支援に関する意識調査結果

1. 実施概要

実施時期	令和5年8月			平成30年8月		
区分	調査対象数	回答数	回答率	調査対象数	回答数	回答率
母子家庭	1,290人	569人	44.1%	1,366人	902人	66.0%
父子家庭	94人	21人	22.3%	136人	71人	52.2%
寡婦	78人	37人	47.4%	108人	68人	63.0%

2. 主な項目の回答結果の比較

項目	令和5年8月			平成30年8月		
	母子家庭	父子家庭	寡婦	母子家庭	父子家庭	寡婦
自身の年齢	30歳代 28.5%	30歳代 14.3%	40歳代 10.8%	30歳代 37.9%	30歳代 28.1%	40歳代 7.3%
	40歳代 47.3%	40歳代 38.1%	50歳代以上 75.7%	40歳代 47.1%	40歳代 49.3%	50歳代以上 91.1%
	50歳代以上 13.1%	50歳代以上 38.1%		50歳代以上 6.8%	50歳代以上 21.2%	
	母子家庭、父子家庭ともに30歳代の割合が減り、50歳代以上の割合が増えている。					
同居の家族	子のみ75.2%	子のみ66.7%	子ども43.2%	子のみ71.8%	子のみ60.6%	子ども67.6%
	自身の親 22.0%	自身の親 28.6%		自身の親 23.7%	自身の親 33.8%	
母子家庭、父子家庭ともに本人と子のみの世帯の割合が増えている。						
子の人数	1人49.6%	1人52.4%	-	1人46.1%	1人47.9%	-
	ひとり親家庭の子の人数は1人が最も多く、約5割となっている。					
子の年齢	就学前11.9%	就学前2.9%	-	就学前24.2%	就学前7.0%	-
	小学生27.7%	小学生22.9%		小学生55.8%	小学生52.1%	
母子家庭、父子家庭ともに就学前、小学生の割合が減っている。						
住居の状況	民間賃貸 38.3%	持ち家66.7%	持ち家70.3%	民間賃貸 39.5%	持ち家52.1%	持ち家80.9%
	持ち家28.2%	親の家19.0%		親の家27.6%	親の家25.4%	
母子家庭、父子家庭ともに持ち家の割合が増えている。						

項目	令和5年8月			平成30年8月		
	母子家庭	父子家庭	寡婦	母子家庭	父子家庭	寡婦
養育費	取り決めあり 49.4%	取り決めあり 10.5%	-	取り決めあり 41.8%	取り決めあり 16.9%	-
	現在も受けている 32.9%	現在も受けている 0.0%		現在も受けている 25.2%	現在も受けている 1.7%	
養育費は、受けている割合が依然低く、母子家庭は「現在も受けている」が約3割となっている。						
子どもとの 面会交流	取り決めあり 33.5%	取り決めあり 16.7%	-	取り決めあり 24.7%	取り決めあり 27.1%	-
	現在行っている 24.1%	現在行っている 27.8%		現在行っている 1.9%	現在行っている 8.8%	
面会交流については、母子家庭は、取り決めしている割合、現在交流を行っている割合、ともに増加傾向となっている。						
ひとり親に なった直後 の悩み	子の養育・教育 58.0%	子の養育・教育 76.2%	-	子の養育・教育 48.4%	子の養育・教育 56.3%	-
	収入が減った 28.8%	家事 28.6%		自分の就職 28.6%	家事 29.6%	
母子家庭、父子家庭ともに「子の養育・教育」に関する悩みが最も多くなっている。						
現在の悩み	子の養育・教育 49.9%	子の養育・教育 52.4%	老後 45.9%	子の養育・教育 46.8%	子の養育・教育 46.5%	老後 29.4%
	生活費 48.9%	仕事 38.1%		生活費 40.6%	生活費 35.2%	
現在の悩みも、母子家庭、父子家庭ともに「子の養育・教育」に関する悩みが最も多くなっている。						
ひとり親に なる前とな った直後の 就労	働いていた 72.4%	働いていた 100%	-	働いていた 68.3%	働いていた 94.4%	-
	新たに見つけた 53.3%	新たに見つけた 14.3%		新たに見つけた 56.9%	新たに見つけた 26.8%	
母子家庭は離婚前の仕事を継続せずに、離婚後に新たに見つけて仕事を始めたが約5割となっている。						
求職活動の 経験	あり 62.42%	あり 23.8%	-	あり 64.2%	あり 33.8%	-
	約6割の母子家庭が求職活動の経験ありとなっている。					

項目	令和5年8月			平成30年8月			
	母子家庭	父子家庭	寡婦	母子家庭	父子家庭	寡婦	
求職活動時の問題点	子どもが小さいこと17.2%	相談、情報入手先がないこと9.5%	-	子どもが小さいこと29.7%	求人が少ないこと29.2%	-	
	求人が少ないこと12.7%			求人が少ないこと19.9%	年齢階級あったこと29.2%		
母子家庭は、依然、「子どもが小さいことが問題にされたこと」が最も多くなっている。							
現在の就労状況	働いている92.2%	働いている90.5%	働いている48.7%	働いている89.7%	働いている92.9%	働いている39.6%	
	母子家庭、父子家庭ともに「働いている」が約9割となっている。						
現在の就労形態	正社員41.3%	正社員61.9%	パート・アルバイト20.0%	パート・アルバイト45.7%	正社員60.6%	パート・アルバイト17.6%	
	パート・アルバイト40.9%	自営業14.3%	正社員17.1%	正社員36.7%	自営業15.5%	正社員8.8%	
母子家庭、父子家庭ともに正社員の割合が最も多くなっている。							
自身の年間就労収入	100万未満9.5%	200～250万14.3%	100万未満19.4%	100万未満9.8%	200～250万12.7%	100万未満10.3%	
	100～150万5.6%	250～300万4.8%	100～150万5.6%	100～150万10.3%	250～300万7.0%	100～150万7.4%	
	150～200万6.5%	300～350万14.3%	150～200万5.6%	150～200万8.9%	300～350万8.5%	150～200万0.0%	
	200～250万9.8%	350～400万9.5%	200～250万0.0%	200～250万8.6%	350～400万5.6%	200～250万2.9%	
	250～300万6.2%	400～450万9.5%	250～300万2.8%	250～300万4.8%	400～450万8.5%	250～300万1.5%	
	300～350万4.7%	450～500万4.8%	500万以上2.8%	300～350万5.5%	450～500万7.0%	500万以上4.4%	
	無回答46.0%	500万以上14.3%	無回答55.6%	無回答45.2%	500万以上2.8%	無回答70.3%	
		無回答14.3%			無回答39.4%		
	母子家庭の母自身の年間就労収入は200万円から250万円未満の割合が高くなっている。						

項目	令和5年8月			平成30年8月		
	母子家庭	父子家庭	寡婦	母子家庭	父子家庭	寡婦
転職の希望	なし 59.2% あり 32.6% うち正社員希望 63.7%	なし 70.0% あり 20.0%	なし 64.3% あり 28.6%	なし 56.5% あり 36.6% うち正社員希望 81.4%	なし 62.1% あり 34.8%	なし 55.6% あり 14.8%
	母子家庭、父子家庭ともに現在の仕事を続けたい割合が高く、母子家庭の転職希望者の約6割は正社員を希望している。					
転職希望の理由	収入 46.8% 健康がすぐれない 8.3%	収入 33.3% 勤務先が遠い 16.7% 経験等が発揮できない 16.7%	健康がすぐれない 20.0% 仕事の内容 20.0% 労働時間 20.0% 休日が少ない 20.0%	収入 43.6% 勤務先が遠い 8.1%	収入 39.1% 経験等が発揮できない 13.0%	収入 50.0%
	母子家庭、父子家庭ともに転職理由のうち「収入」が最も割合が高い。					
就職・転職のため資格取得希望	取りたい 30.4% 取りたいが問題あり 31.6%	取りたい 30.0% 取りたいが問題あり 30.0%	取りたい 16.7% 取りたいが問題あり 11.1%	取りたい 33.5% 取りたいが問題あり 33.0%	取りたい 42.3% 取りたいが問題あり 8.5%	取りたい 13.2% 取りたいが問題あり 4.4%
	母子家庭、父子家庭ともに「取りたいと思う」「取りたいが問題あり」が約3割となっている。					
資格取得の問題点	費用 39.7% 育児・仕事 28.2%	費用 44.4% 仕事 33.3%	健康 15.0% 仕事 10.0%	費用 47.0% 育児・仕事 24.9%	費用 50.0% 育児・仕事 33.4%	費用 33.3% 仕事 33.3%
	資格取得にあたっての問題点としていずれも「費用」が最も割合が高い。					
就職のため必要な支援	受講費援助 45.5%	受講費援助 28.6% 技能講習等の機会 28.6%	受講費援助 22.2%	受講費援助 44.2%	受講費援助 33.8%	受講費援助 8.8%

	市	県																																					
報告書	子どもの生活実態調査	子どもの生活実態調査																																					
I. 調査の概要																																							
2 調査概要																																							
●調査地域	野田市全域	県内 15 市町村																																					
●調査対象者	「小5」「中2」の全児童及び保護者	「小5」「中2」「保護者」																																					
●調査期間	令和6年3月11日(木)～ 令和6年4月8日(月)	令和元年																																					
●調査方法	学校を通じて送付 児童と保護者が各々インターネット回答	郵送配布・郵送回収																																					
●回収結果	<table border="1"> <thead> <tr> <th>調査票</th> <th>調査対象者数 (配布数)</th> <th>有効回収数</th> <th>有効回収率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小5</td> <td rowspan="2">2,500</td> <td rowspan="2">663</td> <td rowspan="2">26.5%</td> </tr> <tr> <td>中2</td> </tr> <tr> <td>保護者</td> <td>2,500</td> <td>103</td> <td>4.1%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5,000</td> <td>766</td> <td>15.0%</td> </tr> </tbody> </table>	調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率	小5	2,500	663	26.5%	中2	保護者	2,500	103	4.1%	合計	5,000	766	15.0%	<table border="1"> <thead> <tr> <th>調査票</th> <th>調査対象者数 (配布数)</th> <th>有効回収数</th> <th>有効回収率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小5</td> <td>10,903</td> <td>4,273</td> <td>39.2%</td> </tr> <tr> <td>中2</td> <td>9,937</td> <td>2,780</td> <td>28.0%</td> </tr> <tr> <td>保護者</td> <td>20,840</td> <td>7,185</td> <td>34.5%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>41,680</td> <td>14,238</td> <td>34.2%</td> </tr> </tbody> </table>	調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率	小5	10,903	4,273	39.2%	中2	9,937	2,780	28.0%	保護者	20,840	7,185	34.5%	合計	41,680	14,238	34.2%
	調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率																																			
小5	2,500	663	26.5%																																				
中2																																							
保護者	2,500	103	4.1%																																				
合計	5,000	766	15.0%																																				
調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率																																				
小5	10,903	4,273	39.2%																																				
中2	9,937	2,780	28.0%																																				
保護者	20,840	7,185	34.5%																																				
合計	41,680	14,238	34.2%																																				
<p>学校を通じ、帰宅後児童、保護者が個別にインターネットで回答する方式としたが、今回、市で初めて調査した内容であったため、児童が保護者と一緒に回答するケースが多くなり、重複する設問も多いことからアクセス後、保護者が改めて回答しなかったため、保護者の回答率が少なかった。また、匿名との知らせであったがプライベートにかかる経済状況を回答する抵抗感があった。(聞き取りによる)</p>																																							
II. アンケート調査結果 (抜粋)																																							
1 子どもの学びの状況																																							
1 授業の理解度 持ち物・学習環境 進学希望	問 28 あなたは学校の授業が分かりますか。	問 31 あなたは学校の授業が分かりますか。																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>小学生</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>◎いつもわかる</td> <td>29.0%</td> </tr> <tr> <td>○だいたいわかる</td> <td>54.1%</td> </tr> <tr> <td>△あまりわからない</td> <td>8.6%</td> </tr> </tbody> </table>	小学生	割合	◎いつもわかる	29.0%	○だいたいわかる	54.1%	△あまりわからない	8.6%	<table border="1"> <thead> <tr> <th>小学生</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>◎いつもわかる</td> <td>38.1%</td> </tr> <tr> <td>○だいたいわかる</td> <td>52.3%</td> </tr> <tr> <td>△あまりわからない</td> <td>5.0%</td> </tr> </tbody> </table>	小学生	割合	◎いつもわかる	38.1%	○だいたいわかる	52.3%	△あまりわからない	5.0%																					
小学生	割合																																						
◎いつもわかる	29.0%																																						
○だいたいわかる	54.1%																																						
△あまりわからない	8.6%																																						
小学生	割合																																						
◎いつもわかる	38.1%																																						
○だいたいわかる	52.3%																																						
△あまりわからない	5.0%																																						

子どもの生活実態調査結果

資料4

	市		県	
	▲わからないことが多い	5.2%	▲わからないことが多い	2.0%
	×ほとんどわからない	2.8%	×ほとんどわからない	1.0%
	中学生	割合	中学生	割合
	◎いつもわかる	19.0%	◎いつもわかる	23.7%
	○だいたいわかる	57.4%	○だいたいわかる	59.4%
	△あまりわからない	13.1%	△あまりわからない	9.1%
	▲わからないことが多い	6.4%	▲わからないことが多い	3.9%
	×ほとんどわからない	2.9%	×ほとんどわからない	2.3%
	問3 自分が使うことができるものがありますか		問3 自分が使うことができるものがありますか	
	区分	小5	中2	
	自分だけの本	87.6%	86.9%	区分
	自分だけの部屋	74.8%	85.5%	自分だけの本
	宿題をする場所	95.9%	98.9%	自分だけの部屋
	自分の勉強机	74.5%	85.5%	宿題をする場所
				自分の勉強机
				72.9%
				86.1%
	問6 (中学生のみ) どの段階まで進学したいですか		問7 (中学生のみ) どの段階まで進学したいですか	
	区分	割合	区分	割合
	中学まで	1.1%	中学まで	0.4%
	高校まで	22.3%	高校まで	14.9%
	短大専門	16.4%	短大専門	20.1%
	大学以上	45.8%	大学以上	46.0%
	授業の理解度については、市が「わからない」に回答する傾向が多かった。進学希望も短大以上を回答するものが少ない傾向となった。一方で、環境については全国の回答より良い環境であるとの回答であった。			
2 生活困窮の状況				
食料が購入できなかった経験	保問 17 お金が足りなくて食料を買えないことがありましたか		保問 23 お金が足りなくて食料を買えないことがありましたか。	
	小学生・中学生	割合	小学生	割合
	○よくあった	3.9%	○よくあった	2.0%
	△ときどきあった	4.9%	△ときどきあった	5.1%
	▲まれにあった	4.9%	▲まれにあった	7.8%
	×全くなかった	86.4%	×全くなかった	83.2%

市		県		
		中学生	割合	
		○よくあった	2.5%	
		△ときどきあった	6.6%	
		▲まれにあった	8.5%	
		×全くなかった	80.2%	
保問 41 10年前の家庭の暮らし向き		保問 50 10年前の家庭の暮らし向き		
小学生・中学生	割合	小学生	割合	
大変ゆとりがあった	3.9%	大変ゆとりがあった	4.7%	
ややゆとりがあった	17.5%	ややゆとりがあった	21.1%	
ふつう	57.3%	ふつう	52.1%	
やや苦しかった	14.6%	やや苦しかった	15.2%	
大変苦しかった	6.8%	大変苦しかった	5.8%	
		中学生	割合	
		大変ゆとりがあった	3.8%	
		ややゆとりがあった	18.3%	
		ふつう	53.2%	
		やや苦しかった	16.4%	
		大変苦しかった	7.1%	
保問 18 経済的理由で支払えなかった経験		保問 24 経済的理由で支払えなかった経験		
区分	小学生・中学生割合	区分	小学生割合	中学生割合
電話料金	4.9%	電話料金	2.8	3.7%
電気料金	3.9%	電気料金	2.5	3.2%
ガス料金	5.8%	ガス料金	2.3	2.4%
水道料金	4.9%	水道料金	2.8	3.3%
暮らし向きについては、困窮した経験がある回答は市の方が多かった。				

	市	県																																															
3 子どもの生活の状況																																																	
	<p>問12 ほっとできる場所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>小学生</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自分の家</td> <td>82.1%</td> </tr> <tr> <td>場所はない</td> <td>3.4%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>中学生</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自分の家</td> <td>83.1%</td> </tr> <tr> <td>場所はない</td> <td>3.2%</td> </tr> </tbody> </table>	小学生	割合	自分の家	82.1%	場所はない	3.4%	中学生	割合	自分の家	83.1%	場所はない	3.2%	<p>問13 ほっとできる場所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>小学生</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自分の家</td> <td>84.0%</td> </tr> <tr> <td>場所はない</td> <td>2.9%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>中学生</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自分の家</td> <td>82.4%</td> </tr> <tr> <td>場所はない</td> <td>4.1%</td> </tr> </tbody> </table>	小学生	割合	自分の家	84.0%	場所はない	2.9%	中学生	割合	自分の家	82.4%	場所はない	4.1%																							
	小学生	割合																																															
	自分の家	82.1%																																															
	場所はない	3.4%																																															
	中学生	割合																																															
	自分の家	83.1%																																															
	場所はない	3.2%																																															
	小学生	割合																																															
	自分の家	84.0%																																															
	場所はない	2.9%																																															
	中学生	割合																																															
	自分の家	82.4%																																															
	場所はない	4.1%																																															
	<p>問21 朝ごはん</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>小学生</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>いつも食べる</td> <td>83.1%</td> </tr> <tr> <td>食べるほうが多い</td> <td>7.9%</td> </tr> <tr> <td>食べないほうが多い</td> <td>6.6%</td> </tr> <tr> <td>いつも食べない</td> <td>2.1%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>中学生</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>いつも食べる</td> <td>76.7%</td> </tr> <tr> <td>食べるほうが多い</td> <td>9.7%</td> </tr> <tr> <td>食べないほうが多い</td> <td>9.4%</td> </tr> <tr> <td>いつも食べない</td> <td>3.8%</td> </tr> </tbody> </table>	小学生	割合	いつも食べる	83.1%	食べるほうが多い	7.9%	食べないほうが多い	6.6%	いつも食べない	2.1%	中学生	割合	いつも食べる	76.7%	食べるほうが多い	9.7%	食べないほうが多い	9.4%	いつも食べない	3.8%	<p>問22 朝ごはん</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>小学生</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>いつも食べる</td> <td>90.9%</td> </tr> <tr> <td>食べるほうが多い</td> <td>5.5%</td> </tr> <tr> <td>食べないほうが多い</td> <td>2.3%</td> </tr> <tr> <td>いつも食べない</td> <td>1.1%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>中学生</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>いつも食べる</td> <td>86.7%</td> </tr> <tr> <td>食べるほうが多い</td> <td>6.9%</td> </tr> <tr> <td>食べないほうが多い</td> <td>4.1%</td> </tr> <tr> <td>いつも食べない</td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table>	小学生	割合	いつも食べる	90.9%	食べるほうが多い	5.5%	食べないほうが多い	2.3%	いつも食べない	1.1%	中学生	割合	いつも食べる	86.7%	食べるほうが多い	6.9%	食べないほうが多い	4.1%	いつも食べない	2.0%							
	小学生	割合																																															
	いつも食べる	83.1%																																															
	食べるほうが多い	7.9%																																															
	食べないほうが多い	6.6%																																															
いつも食べない	2.1%																																																
中学生	割合																																																
いつも食べる	76.7%																																																
食べるほうが多い	9.7%																																																
食べないほうが多い	9.4%																																																
いつも食べない	3.8%																																																
小学生	割合																																																
いつも食べる	90.9%																																																
食べるほうが多い	5.5%																																																
食べないほうが多い	2.3%																																																
いつも食べない	1.1%																																																
中学生	割合																																																
いつも食べる	86.7%																																																
食べるほうが多い	6.9%																																																
食べないほうが多い	4.1%																																																
いつも食べない	2.0%																																																
<p>問19 何時に寝ますか</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>小学生</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午後9時より前</td> <td>12.8%</td> </tr> <tr> <td>午後9時台</td> <td>34.1%</td> </tr> <tr> <td>午後10時台</td> <td>31.0%</td> </tr> <tr> <td>午後11時台</td> <td>13.8%</td> </tr> <tr> <td>午前0時台</td> <td>3.8%</td> </tr> <tr> <td>午前1時よりあと</td> <td>3.8%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>中学生</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午後9時より前</td> <td>1.6%</td> </tr> <tr> <td>午後9時台</td> <td>3.8%</td> </tr> <tr> <td>午後10時台</td> <td>22.8%</td> </tr> <tr> <td>午後11時台</td> <td>33.0%</td> </tr> </tbody> </table>	小学生	割合	午後9時より前	12.8%	午後9時台	34.1%	午後10時台	31.0%	午後11時台	13.8%	午前0時台	3.8%	午前1時よりあと	3.8%	中学生	割合	午後9時より前	1.6%	午後9時台	3.8%	午後10時台	22.8%	午後11時台	33.0%	<p>問20 何時に寝ますか</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>小学生</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午後9時より前</td> <td>8.6%</td> </tr> <tr> <td>午後9時台</td> <td>43.1%</td> </tr> <tr> <td>午後10時台</td> <td>37.8%</td> </tr> <tr> <td>午後11時台</td> <td>7.8%</td> </tr> <tr> <td>午前0時台</td> <td>0.6%</td> </tr> <tr> <td>午前1時よりあと</td> <td>0.4%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>中学生</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午後9時より前</td> <td>1.7%</td> </tr> <tr> <td>午後9時台</td> <td>8.7%</td> </tr> <tr> <td>午後10時台</td> <td>38.1%</td> </tr> <tr> <td>午後11時台</td> <td>34.9%</td> </tr> </tbody> </table>	小学生	割合	午後9時より前	8.6%	午後9時台	43.1%	午後10時台	37.8%	午後11時台	7.8%	午前0時台	0.6%	午前1時よりあと	0.4%	中学生	割合	午後9時より前	1.7%	午後9時台	8.7%	午後10時台	38.1%	午後11時台	34.9%
小学生	割合																																																
午後9時より前	12.8%																																																
午後9時台	34.1%																																																
午後10時台	31.0%																																																
午後11時台	13.8%																																																
午前0時台	3.8%																																																
午前1時よりあと	3.8%																																																
中学生	割合																																																
午後9時より前	1.6%																																																
午後9時台	3.8%																																																
午後10時台	22.8%																																																
午後11時台	33.0%																																																
小学生	割合																																																
午後9時より前	8.6%																																																
午後9時台	43.1%																																																
午後10時台	37.8%																																																
午後11時台	7.8%																																																
午前0時台	0.6%																																																
午前1時よりあと	0.4%																																																
中学生	割合																																																
午後9時より前	1.7%																																																
午後9時台	8.7%																																																
午後10時台	38.1%																																																
午後11時台	34.9%																																																

	市		県			
	午前0時台	25.5%	午前0時台	13.2%		
	午前1時よりあと	12.9%	午前1時よりあと	3.0%		
	問 23 野菜を食べていますか		問 26 野菜を食べていますか			
	小学生	割合	小学生	割合		
	毎日食べる	63.1%	毎日食べる	65.0%		
	1週間に4～5日	19.3%	1週間に4～5日	19.0%		
	1週間に2～3日	13.8%	1週間に2～3日	10.2%		
	1週間に1日以下	1.7%	1週間に1日以下	3.2%		
	食べない	1.7%	食べない	1.2%		
	中学生	割合	中学生	割合		
	毎日食べる	65.1%	毎日食べる	66.8%		
	1週間に4～5日	19.6%	1週間に4～5日	17.3%		
	1週間に2～3日	10.5%	1週間に2～3日	10.3%		
	1週間に1日以下	3.2%	1週間に1日以下	3.2%		
	食べない	1.1%	食べない	1.3%		
	朝ごはんを食べない児童の割合、夜遅く寝る児童の割合共に市の方が高い傾向にあった。					
4 子ども及び保護者の健康・自己肯定感						
自己肯定感 健康状態	問 34 思わないの割合		問 38 思わないの割合			
	区分	小学割合	中学割合	区分	小学割合	中学割合
	頑張れば報われる		頑張れば報われる		頑張れば報われる	
	割合	10.7%	11.5%	割合	4.3%	8.3%
	自分は価値がある		自分は価値がある		自分は価値がある	
	割合	16.2%	17.4%	割合	11.6%	15.0%
	将来が楽しみ		将来が楽しみ		将来が楽しみ	
	割合	11.0%	16.1%	割合	7.2%	13.0%
	自分のことが好き		自分のことが好き		自分のことが好き	
	割合	24.1%	22.5%	割合	15.0%	23.0%
	保問 21 保護者の健康状態（よくない）			保問 27 保護者の健康状態（よくない）		
	小学生・中学生	あまりよくない	よくない	区分	あまりよくない	よくない
割合	5.8%	3.9%	小割合	10.2%	1.0%	
			中割合	12.5%	1.5%	
県の回答より市の回答の方が、自己肯定感が低い傾向となった。 また、体調があまりよくないと回答した保護者は県の割合を下回ったが、よくないと回						

	市	県															
	答した保護者は県の割合を上回った。																
5 保護者と子ども・地域との関わり																	
相談相手	保問 35. 36. 37 本当に困ったときに相談できる人がいる	保問 44. 45. 46 本当に困ったときに相談できる人がいる															
	<table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td colspan="2">小学生・中学生</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td colspan="2">94.2%</td> </tr> </table>	区分	小学生・中学生		割合	94.2%		<table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>小学生</td> <td>中学生</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>92.6%</td> <td>90.6%</td> </tr> </table>	区分	小学生	中学生	割合	92.6%	90.6%			
	区分	小学生・中学生															
	割合	94.2%															
	区分	小学生	中学生														
	割合	92.6%	90.6%														
	近隣に挨拶や日常会話ができる人がいる	近隣に挨拶や日常会話ができる人がいる															
	<table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td colspan="2">小学生・中学生</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td colspan="2">83.5%</td> </tr> </table>	区分	小学生・中学生		割合	83.5%		<table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>小学生</td> <td>中学生</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>88.6%</td> <td>87.1%</td> </tr> </table>	区分	小学生	中学生	割合	88.6%	87.1%			
	区分	小学生・中学生															
	割合	83.5%															
区分	小学生	中学生															
割合	88.6%	87.1%															
近隣に悩みを相談できる人がいる	近隣に悩みを相談できる人がいる																
<table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td colspan="2">小学生・中学生</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td colspan="2">72.8%</td> </tr> </table>	区分	小学生・中学生		割合	72.8%		<table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>小学生</td> <td>中学生</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>78.9%</td> <td>75.1%</td> </tr> </table>	区分	小学生	中学生	割合	78.9%	75.1%				
区分	小学生・中学生																
割合	72.8%																
区分	小学生	中学生															
割合	78.9%	75.1%															
問 15 勉強をみてもらう回数は、ほぼない	問 16 勉強をみてもらう回数は、ほぼない																
<table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>小学生</td> <td>中学生</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>48.3%</td> <td>69.2%</td> </tr> </table>	区分	小学生	中学生	割合	48.3%	69.2%	<table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>小学生</td> <td>中学生</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>22.1%</td> <td>51.1%</td> </tr> </table>	区分	小学生	中学生	割合	22.1%	51.1%				
区分	小学生	中学生															
割合	48.3%	69.2%															
区分	小学生	中学生															
割合	22.1%	51.1%															
学校の話をする回数は、ほぼない	学校の話をする回数は、ほぼない																
<table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>小学生</td> <td>中学生</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>17.2</td> <td>12.3</td> </tr> </table>	区分	小学生	中学生	割合	17.2	12.3	<table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>小学生</td> <td>中学生</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>7.8%</td> <td>8.4%</td> </tr> </table>	区分	小学生	中学生	割合	7.8%	8.4%				
区分	小学生	中学生															
割合	17.2	12.3															
区分	小学生	中学生															
割合	7.8%	8.4%															
社会の出来事の話をする回数は、ほぼない	社会の出来事の話をする回数は、ほぼない																
<table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>小学生</td> <td>中学生</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>34.5%</td> <td>26.3%</td> </tr> </table>	区分	小学生	中学生	割合	34.5%	26.3%	<table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>小学生</td> <td>中学生</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>22.6%</td> <td>21.7%</td> </tr> </table>	区分	小学生	中学生	割合	22.6%	21.7%				
区分	小学生	中学生															
割合	34.5%	26.3%															
区分	小学生	中学生															
割合	22.6%	21.7%															
本当に困ったときに相談できる人がいると回答した児童は市の回答が多かったが、勉強や出来事について家庭で話をすることが少ない傾向であることが確認できた。																	
6 保護者のこれまでの経験																	
保護者の生活 が苦しかった 経験、出来事	保問 40 保護者が 15 歳の時の暮らし向き	保問 49 保護者が 15 歳の時の暮らし向き															
	<table border="1"> <tr> <td>小学生・中学生</td> <td>やや苦しかった</td> <td>苦しかった</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>15.5%</td> <td>4.9%</td> </tr> </table>	小学生・中学生	やや苦しかった	苦しかった	割合	15.5%	4.9%	<table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>やや苦しかった</td> <td>苦しかった</td> </tr> <tr> <td>小学割合</td> <td>15.0%</td> <td>5.8%</td> </tr> <tr> <td>中学割合</td> <td>15.4%</td> <td>7.2%</td> </tr> </table>	区分	やや苦しかった	苦しかった	小学割合	15.0%	5.8%	中学割合	15.4%	7.2%
	小学生・中学生	やや苦しかった	苦しかった														
	割合	15.5%	4.9%														
区分	やや苦しかった	苦しかった															
小学割合	15.0%	5.8%															
中学割合	15.4%	7.2%															
保問 42 保護者の成人前の体験	保問 51 保護者の成人前の体験																
<table border="1"> <tr> <td>小学生・中学生</td> <td>割合</td> </tr> <tr> <td>両親が離婚</td> <td>10.7%</td> </tr> </table>	小学生・中学生	割合	両親が離婚	10.7%	<table border="1"> <tr> <td>小学生</td> <td>割合</td> </tr> <tr> <td>両親が離婚</td> <td>8.9%</td> </tr> </table>	小学生	割合	両親が離婚	8.9%								
小学生・中学生	割合																
両親が離婚	10.7%																
小学生	割合																
両親が離婚	8.9%																

市		県	
生活保護受給	1.0%	生活保護受給	1.0%
母親の死亡	1.0%	母親の死亡	1.5%
父親の死亡	1.9%	父親の死亡	3.5%
親からの暴力	9.7%	親からの暴力	5.6%
育児放棄	4.9%	育児放棄	1.5%
		中学生	割合
		両親が離婚	7.6%
		生活保護受給	1.0%
		母親の死亡	1.3%
		父親の死亡	3.8%
		親からの暴力	6.0%
		育児放棄	1.0%

保護者がこどもの頃苦しかったとの回答の割合は市が少なかったが、離婚、親からの暴力、育児放棄について体験した割合は高かった。

7 保護者の就労状況

保問9 母親の就労先		保問9 母親の就労先	
小学生・中学生	割合	小学生	割合
民間正社員	17.5%	民間正社員	15.2%
公務員等正社員	3.9%	公務員等正社員	4.4%
有期雇用	3.9%	有期雇用	6.0%
パート等	44.7%	パート等	47.2%
自営業	8.7%	自営業	5.6%
その他の働き方	1.0%	その他の働き方	2.2%
働いていない	17.5%	働いていない	18.5%
		中学生	割合
		民間正社員	15.6%
		公務員等正社員	4.3%
		有期雇用	5.8%
		パート等	51.1%
		自営業	6.2%
		その他の働き方	1.8%
		働いていない	14.1%
保問10 父親の就労先		保問13 父親の就労先	
小学生・中学生	割合	小学生	割合
民間正社員	60.2%	民間正社員	70.2%
公務員等正社員	7.8%	公務員等正社員	11.2%
有期雇用	1.0%	有期雇用	1.6%

子どもの生活実態調査結果

資料4

	市		県	
	パート等	1.9%	パート等	0.4%
	自営業	16.5%	自営業	12.6%
	その他の働き方	0.0%	その他の働き方	1.2%
	働いていない	3.9%	働いていない	0.4%
			中学生	割合
			民間正社員	70.3%
			公務員等正社員	10.6%
			有期雇用	2.1%
			パート等	0.5%
			自営業	11.8%
			その他の働き方	1.2%
			働いていない	0.6%
	保問9-2 母親の平日昼間以外の勤務		保問11 母親の平日昼間以外の勤務	
	小学生・中学生	割合	小学生	割合
	早朝 (5-8)	13.4%	早朝 (5-8)	6.6%
	夜勤 (20-22)	11.0%	夜勤 (20-22)	6.0%
	深夜 (22-5)	7.3%	深夜 (22-5)	4.4%
	土曜日	43.9%	土曜日	39.2%
	日・休日	29.3%	日・休日	27.4%
			中学生	割合
			早朝 (5-8)	7.9%
			夜勤 (20-22)	7.9%
			深夜 (22-5)	4.7%
			土曜日	44.2%
			日・休日	33.5%
	保問10-2 父親の平日昼間以外の勤務		保問15 父親の平日昼間以外の勤務	
	小学生・中学生	割合	小学生	割合
	早朝 (5-8)	18.9%	早朝 (5-8)	22.3%
	夜勤 (20-22)	28.9%	夜勤 (20-22)	28.6%
	深夜 (22-5)	12.2%	深夜 (22-5)	18.3%
	土曜日	58.9%	土曜日	57.8%
	日・休日	41.1%	日・休日	43.8%
			中学生	割合
			早朝 (5-8)	21.6%
			夜勤 (20-22)	26.6%
			深夜 (22-5)	17.1%
			土曜日	55.8%

子どもの生活実態調査結果

資料4

	市	県			
		日・休日 42.1%			
	市の結果では正社員で働いている母親が多い傾向が、父親は自営業が多い傾向があった。また、母親の傾向として早朝から働く割合が多かった。				
8 経済的支援制度の利用状況					
	保問 47 公的扶助、支援制度の利用 (就学援助費)	保問 56 公的扶助、支援制度の利用 (就学援助費)			
	小学生・中学生	割合	区分	小割合	中割合
	現在利用している	9.7%	現在利用している		
	利用したことがある	4.9%		4.8%	5.7%
	利用したいと思ったことがなかった	67.0%	利用したことがある		
	利用したかったが条件を満たしていなかった	9.7%		2.3%	3.0%
	利用したかったが制度等が使いづらかった	1.0%	利用したいと思ったことがなかった		
	利用の仕方がわからなかった	2.9%		60.9%	57.4%
	制度等について全く知らなかった	1.9%	利用したかったが条件を満たしていなかった		
				5.1%	6.1%
			利用したかったが制度等が使いづらかった		
				0.4%	0.4%
			利用の仕方がわからなかった		
				1.5%	1.2%
			制度等について全く知らなかった		
				7.1%	6.1%
	市の傾向として、制度を利用している、利用したかったが条件を満たしていなかった者の傾向が高かった。				
9 子育て支援制度・相談機関の利用状況					
	保問 45 子育て支援情報の受け取り方 ※現在の受取方法	保問 54 子育て支援情報の受け取り方 ※現在の受取方法			
	小学生・中学生	割合	小学生	割合	
	行政の広報誌	32.0%	行政の広報誌	41.9%	
	行政機関 HP	16.5%	行政機関 HP	16.5%	
	SNS	23.3%	SNS	14.2%	
	学校お便り	83.5%	学校お便り	85.3%	
	学校メール	67.0%	学校メール	34.8%	
	家族・友人から	37.9%	家族・友人から	47.4%	
			中学生	割合	
			行政の広報誌	40.6%	
		行政機関 HP	13.5%		
		SNS	11.7%		
		学校お便り	83.3%		
		学校メール	35.4%		
		家族・友人から	42.8%		

	市		県																																																																																											
	※希望する受取方法 <table border="1"> <thead> <tr> <th>小学生・中学生</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政の広報誌</td> <td>28.2%</td> </tr> <tr> <td>行政機関 HP</td> <td>26.2%</td> </tr> <tr> <td>SNS</td> <td>30.1%</td> </tr> <tr> <td>学校お便り</td> <td>65.0%</td> </tr> <tr> <td>学校メール</td> <td>68.0%</td> </tr> <tr> <td>家族・友人から</td> <td>20.4%</td> </tr> </tbody> </table>		小学生・中学生	割合	行政の広報誌	28.2%	行政機関 HP	26.2%	SNS	30.1%	学校お便り	65.0%	学校メール	68.0%	家族・友人から	20.4%	※希望する受取方法 <table border="1"> <thead> <tr> <th>小学生</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政の広報誌</td> <td>36.4%</td> </tr> <tr> <td>行政機関 HP</td> <td>22.0%</td> </tr> <tr> <td>SNS</td> <td>28.8%</td> </tr> <tr> <td>学校お便り</td> <td>65.6%</td> </tr> <tr> <td>学校メール</td> <td>45.3%</td> </tr> <tr> <td>家族・友人から</td> <td>33.1%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>中学生</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政の広報誌</td> <td>35.8%</td> </tr> <tr> <td>行政機関 HP</td> <td>19.1%</td> </tr> <tr> <td>SNS</td> <td>26.7%</td> </tr> <tr> <td>学校お便り</td> <td>64.6%</td> </tr> <tr> <td>学校メール</td> <td>45.8%</td> </tr> <tr> <td>家族・友人から</td> <td>30.5%</td> </tr> </tbody> </table>		小学生	割合	行政の広報誌	36.4%	行政機関 HP	22.0%	SNS	28.8%	学校お便り	65.6%	学校メール	45.3%	家族・友人から	33.1%	中学生	割合	行政の広報誌	35.8%	行政機関 HP	19.1%	SNS	26.7%	学校お便り	64.6%	学校メール	45.8%	家族・友人から	30.5%																																																
小学生・中学生	割合																																																																																													
行政の広報誌	28.2%																																																																																													
行政機関 HP	26.2%																																																																																													
SNS	30.1%																																																																																													
学校お便り	65.0%																																																																																													
学校メール	68.0%																																																																																													
家族・友人から	20.4%																																																																																													
小学生	割合																																																																																													
行政の広報誌	36.4%																																																																																													
行政機関 HP	22.0%																																																																																													
SNS	28.8%																																																																																													
学校お便り	65.6%																																																																																													
学校メール	45.3%																																																																																													
家族・友人から	33.1%																																																																																													
中学生	割合																																																																																													
行政の広報誌	35.8%																																																																																													
行政機関 HP	19.1%																																																																																													
SNS	26.7%																																																																																													
学校お便り	64.6%																																																																																													
学校メール	45.8%																																																																																													
家族・友人から	30.5%																																																																																													
	保問 48 公的機関への相談 ○相談したことがある △相談したいと思っ ったことはない ▲相談したかったが抵抗感 があった ●相談時間や場所が使いづら かった、相談する窓口や方法がわからな かった 【小学生・中学生】		保問 57 公的機関への相談 ○相談したことがある △相談したいと思っ ったことはない ▲相談したかったが抵抗感 があった ●相談時間や場所が使いづら かった、相談する窓口や方法がわからな かった。 【小学生】																																																																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>○</th> <th>△</th> <th>▲</th> <th>●</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市の窓口</td> <td>25.2%</td> <td>61.2%</td> <td>4.9%</td> <td>7.8%</td> </tr> <tr> <td>学校・保育所・幼稚園の先生</td> <td>58.3%</td> <td>34.9%</td> <td>2.9%</td> <td>3.9%</td> </tr> <tr> <td>スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー</td> <td>11.7%</td> <td>69.8%</td> <td>9.7%</td> <td>7.8%</td> </tr> <tr> <td>民生委員・児童委員</td> <td>2.9%</td> <td>84.5%</td> <td>2.9%</td> <td>8.7%</td> </tr> <tr> <td>保健所</td> <td>26.2%</td> <td>66.1%</td> <td>1.9%</td> <td>5.8%</td> </tr> <tr> <td>中核地域生活支援センター</td> <td>1.9%</td> <td>82.6%</td> <td>0.0%</td> <td>14.6%</td> </tr> <tr> <td>生活困窮者自立支援制度に基づく窓口</td> <td>1.9%</td> <td>90.4%</td> <td>1.0%</td> <td>6.8%</td> </tr> <tr> <td>ハローワーク</td> <td>44.7%</td> <td>50.4%</td> <td>1.0%</td> <td>3.9%</td> </tr> </tbody> </table>			○	△	▲	●	市の窓口	25.2%	61.2%	4.9%	7.8%	学校・保育所・幼稚園の先生	58.3%	34.9%	2.9%	3.9%	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー	11.7%	69.8%	9.7%	7.8%	民生委員・児童委員	2.9%	84.5%	2.9%	8.7%	保健所	26.2%	66.1%	1.9%	5.8%	中核地域生活支援センター	1.9%	82.6%	0.0%	14.6%	生活困窮者自立支援制度に基づく窓口	1.9%	90.4%	1.0%	6.8%	ハローワーク	44.7%	50.4%	1.0%	3.9%	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>○</th> <th>△</th> <th>▲</th> <th>●</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市の窓口</td> <td>25.9%</td> <td>60.1%</td> <td>4.3%</td> <td>4.4%</td> </tr> <tr> <td>学校・保育所・幼稚園の先生</td> <td>58.9%</td> <td>30.5%</td> <td>4.2%</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー</td> <td>8.2%</td> <td>70.6%</td> <td>6.3%</td> <td>8.7%</td> </tr> <tr> <td>民生委員・児童委員</td> <td>2.6%</td> <td>81.7%</td> <td>2.2%</td> <td>7.2%</td> </tr> <tr> <td>保健所</td> <td>17.5%</td> <td>68.7%</td> <td>2.3%</td> <td>5.6%</td> </tr> <tr> <td>中核地域生活支援センター</td> <td>0.6%</td> <td>83.6%</td> <td>1.0%</td> <td>8.2%</td> </tr> <tr> <td>生活困窮者自立支援制度に基づく窓口</td> <td>0.4%</td> <td>85.1%</td> <td>1.1%</td> <td>7.1%</td> </tr> <tr> <td>千葉県子ども若者総合相談センター</td> <td>0.2%</td> <td>84.2%</td> <td>0.8%</td> <td>8.4%</td> </tr> </tbody> </table>			○	△	▲	●	市の窓口	25.9%	60.1%	4.3%	4.4%	学校・保育所・幼稚園の先生	58.9%	30.5%	4.2%	2.0%	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー	8.2%	70.6%	6.3%	8.7%	民生委員・児童委員	2.6%	81.7%	2.2%	7.2%	保健所	17.5%	68.7%	2.3%	5.6%	中核地域生活支援センター	0.6%	83.6%	1.0%	8.2%	生活困窮者自立支援制度に基づく窓口	0.4%	85.1%	1.1%	7.1%	千葉県子ども若者総合相談センター	0.2%	84.2%	0.8%	8.4%
	○	△	▲	●																																																																																										
市の窓口	25.2%	61.2%	4.9%	7.8%																																																																																										
学校・保育所・幼稚園の先生	58.3%	34.9%	2.9%	3.9%																																																																																										
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー	11.7%	69.8%	9.7%	7.8%																																																																																										
民生委員・児童委員	2.9%	84.5%	2.9%	8.7%																																																																																										
保健所	26.2%	66.1%	1.9%	5.8%																																																																																										
中核地域生活支援センター	1.9%	82.6%	0.0%	14.6%																																																																																										
生活困窮者自立支援制度に基づく窓口	1.9%	90.4%	1.0%	6.8%																																																																																										
ハローワーク	44.7%	50.4%	1.0%	3.9%																																																																																										
	○	△	▲	●																																																																																										
市の窓口	25.9%	60.1%	4.3%	4.4%																																																																																										
学校・保育所・幼稚園の先生	58.9%	30.5%	4.2%	2.0%																																																																																										
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー	8.2%	70.6%	6.3%	8.7%																																																																																										
民生委員・児童委員	2.6%	81.7%	2.2%	7.2%																																																																																										
保健所	17.5%	68.7%	2.3%	5.6%																																																																																										
中核地域生活支援センター	0.6%	83.6%	1.0%	8.2%																																																																																										
生活困窮者自立支援制度に基づく窓口	0.4%	85.1%	1.1%	7.1%																																																																																										
千葉県子ども若者総合相談センター	0.2%	84.2%	0.8%	8.4%																																																																																										

	市	県			
		ハローワーク 27.4% 61.1% 1.5% 4.3%			
		【中学生】 ○ △ ▲ ●			
		市の窓口 25.5% 58.6% 5.3% 4.3%			
		学校・保育所・幼稚園の先生 54.7% 33.6% 4.8% 1.7%			
		スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー 10.4% 67.3% 7.4% 7.8%			
		民生委員・児童委員 2.5% 80.1% 3.0% 6.8%			
		保健所 15.8% 69.5% 2.3% 5.4%			
		中核地域生活支援センター 0.5% 82.2% 1.2% 8.3%			
		生活困窮者自立支援制度に基づく窓口 0.4% 83.6% 1.3% 7.2%			
		千葉県子ども若者総合相談センター 0.3% 82.1% 1.3% 8.4%			
		ハローワーク 27.5% 58.8% 1.8% 4.9%			
	保問 46 子育て支援施設の利用状況 ○利用したことがある △利用したいと思っ ったことはない ▲利用したかったが条件を 満たしていなかった、利用時間や制度が使 いづらかった、利用の仕方がわからなかつ たら ●制度について全く知らなかった	保問 55 子育て支援施設の利用状況 ○利用したことがある △利用したいと思っ ったことはない ▲利用したかったが条件を 満たしていなかった、利用時間や制度が使 いづらかった、利用の仕方がわからなかつ たら ●制度について全く知らなかった			
	【小学生・中学生】 ○ △ ▲ ●	【小学生】 ○ △ ▲ ●			
	子育て短期支援事業 1.0% 61.2% 11.7% 25.2%	子育て短期支援事業 0.8% 39.1% 4.7% 41.9%			
	ファミリー・サポート・センター 6.8% 66.0% 14.5% 12.6%	ファミリー・サポート・センター 6.1% 40.7% 13.1% 22.7%			
	子ども食堂 17.5% 50.5% 20.4% 10.6%	子ども食堂 3.5% 42.0% 9.3% 18.9%			
	フードバンクによる食糧支援 3.9% 47.6% 21.3% 27.2%	フードバンクによる食糧支援 0.2% 40.9% 4.7% 36.3%			
	放課後に過ごせる居場所（学童等）	放課後に過ごせる居場所（学童等）			

子どもの生活実態調査結果

資料4

	市				県			
	64.1%	21.4%	9.7%	2.9%	35.8%	27.3%	11.9%	5.5%
	学校以外が実施する学習支援				学校以外が実施する学習支援			
	23.3%	41.7%	14.6%	20.4%	6.5%	30.8%	7.5%	25.8%
					【中学生】			
					○	△	▲	●
					子育て短期支援事業			
					0.7%	37.6%	3.9%	44.0%
					ファミリー・サポート・センター			
					5.9%	39.6%	11.3%	27.1%
					子ども食堂			
					1.8%	43.6%	6.7%	21.0%
					フードバンクによる食糧支援			
					0.3%	39.7%	4.2%	37.2%
					放課後に過ごせる居場所（学童等）			
					31.2%	34.3%	10.8%	6.9%
					学校以外が実施する学習支援			
					6.4%	31.1%	7.3%	28.2%
	市の方が認知度、利用状況は傾向が高かった。							

調査内容	野田市 (R5)	国 (R4)																
報告書	野田市こども・若者の意識と生活に関する調査 (結果報告書)	こども・若者の意識と生活に関する調査 (令和4年度) 内閣府																
I. 調査の概要																		
2 調査概要																		
●調査地域	野田市全域	全国																
●調査対象者	令和5年4月1日現在、15歳～39歳の男女500人を対象に無作為抽出	令和4年4月1日現在、15歳～39歳の男女20,000人を対象に無作為抽出																
●調査期間	令和5年(2023年)3月5日(火)～4月12日(水)	令和4年(2022年)11月10日(木)～25日(金)																
●調査方法	郵送配布・郵送回収	郵送法 (オンライン回答併用)																
●回収結果	<table border="1"> <thead> <tr> <th>調査票</th> <th>調査対象者数 (配布数)</th> <th>有効回収数</th> <th>有効回収率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15～39</td> <td>500</td> <td>245</td> <td>49.0%</td> </tr> </tbody> </table>	調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率	15～39	500	245	49.0%	<table border="1"> <thead> <tr> <th>調査票</th> <th>調査対象者数 (配布数)</th> <th>有効回収数</th> <th>有効回収率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15～39</td> <td>17,200</td> <td>7,035</td> <td>40.9%</td> </tr> </tbody> </table>	調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率	15～39	17,200	7,035	40.9%
	調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率														
15～39	500	245	49.0%															
調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率															
15～39	17,200	7,035	40.9%															
<p>有効回収率については、国より8.1%を上回った。</p> <p>返送者の男女比は国の割合と差がなく、市の返送者の年代層は20歳代後半、30歳代が国の割合より10%程度多い傾向にあったが、家族構成 (配偶者の有無、子の有無、父・母との同居の割合)、主な収入源、暮らし向き (衣食住などの物質的水準) には大きな差がなく、意見の反映を比較する対象として国の調査と比較することで問題ないものとした。</p>																		
II. アンケート調査結果 (回答については、設問のうち上位の3つ程度を抜粋した。)																		
1 日頃の意識と生活について																		
問1 自己認識 (あてはまる+どちらかといえばあてはまるを合計した割合)	<ul style="list-style-type: none"> 自分には自分らしさがある 84.9% ほしいものを我慢することが苦手 49.0% 今の自分を変えたい 64.9% 将来より今の生活を楽しまたい 71.9% 努力すれば希望の職業に就くことができる 72.7% 自分の将来は運やチャンスによって決まると思う 59.2% 	<ul style="list-style-type: none"> 自分には自分らしさがある 84.1% ほしいものを我慢することが苦手 47.7% 今の自分を変えたい 65.9% 将来より今の生活を楽しまたい 60.7% 努力すれば希望の職業に就くことができる 62.5% 自分の将来は運やチャンスによって決まると思う 62.9% 																

調査内容	野田市 (R5)	国 (R4)
	<ul style="list-style-type: none"> ・人生で起こることは、結局は自分に原因があると思う 81.6% ・他人に迷惑がかからない限り、どんな考えや行動をとろうが、自分の自由だと思う 67.7% ・今の自分が好きだ 63.6% ・自分らしさを強調するより、他人と同じことをしていると安心だ 42.8% ・自分の親（保護者）から愛されていると思う 89.4% ・うまくいくかわからないことにも意欲的に取り組む 61.6% ・自分の考えをはっきり相手に伝えることができる 58.4% ・自分自身に満足している 57.6% ・自分は役に立たないと強く感じる 22.7% 	<ul style="list-style-type: none"> ・人生で起こることは、結局は自分に原因があると思う 79.0% ・他人に迷惑がかからない限り、どんな考えや行動をとろうが、自分の自由だと思う 61.9% ・今の自分が好きだ 60.0% ・自分らしさを強調するより、他人と同じことをしていると安心だ 48.4% ・自分の親（保護者）から愛されていると思う 91.8% ・うまくいくかわからないことにも意欲的に取り組む 58.6% ・自分の考えをはっきり相手に伝えることができる 56.4% ・自分自身に満足している 49.3% ・自分は役に立たないと強く感じる 31.1%
	市での回答について、現在の状況に満足し、成功体験、自己肯定が高い傾向がみられた。	
問2 今の幸福感	<ul style="list-style-type: none"> ・今幸せである 42.4% ・どちらかといえば幸せである 41.2% ・どちらかといえば幸せでない 9.4% ・幸せでない 2.0% 	<ul style="list-style-type: none"> ・今幸せである 39.1% ・どちらかといえば幸せである 45.3% ・どちらかといえば幸せでない 9.6% ・幸せでない 4.1%
	現在の幸福感としては、肯定的な回答が8割以上を占めているおり、国と大きな差は見られない。	
問3 居場所（ほっとできる場所・居心地の良い場所）	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の部屋 81.2% ・家庭 82.5% ・学校 43.7% ・職場 45.7% ・地域 46.6% ・ネット空間 55.5% 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の部屋 84.3% ・家庭 87.0% ・学校 44.9% ・職場 41.0% ・地域 50.6% ・ネット空間 56.6%
	『そう思う』（「そう思う」＋「どちらかといえば、そう思う」）という回答者は、“家庭”（87.0%）が最も高く、次いで“自分の部屋”（84.3%）であり、ともに8割を上回っている。	
問4-2 孤独感	<ul style="list-style-type: none"> 「孤独であると感じることが」 ・決してない 14.3% ・ほとんどない 29.0% 	<ul style="list-style-type: none"> 「孤独であると感じることが」 ・決してない 15.0% ・ほとんどない 31.6%

こども・若者の意識と生活に関する調査結果

資料5

調査内容	野田市 (R5)		国 (R4)			
	・たまにある	36.3%	・たまにある	30.6%		
	・時々ある	14.7%	・時々ある	14.8%		
	・しばしばある	5.7%	・しばしばある	7.1%		
	孤独を感じる事が、あるとした回答者が国の52.5%とくらべ、市は56.7%と比較的高いが「しばしばある」と感じた回答者は国より低い結果となった。					
問5～問9 他者とのかかわり方の中で1会話やメールをよくしている、2何でも悩みを相談できる人がいる、3楽しく話せるときがある、4困ったときには助けてくれる、5ほかの人には言えない本音を話せるときがある、6いつもつながりを感じる、項目について、○そう思う、△どちらかといえばそう思う、▲どちらかといえばそう思わない、×そう思わない、について聞いた。						
問5 家族・親族とのか かわり	区分	そう思う ○△	そう思わない ▲×	区分	そう思う ○△	そう思わない ▲×
	1	86.1%	13.5%	1	84.4%	15.2%
	2	70.2%	29.3%	2	73.1%	26.5%
	3	91.4%	8.2%	3	93.5%	6.2%
	4	93.0%	6.6%	4	92.8%	6.8%
	5	68.6%	31.1%	5	71.3%	28.3%
	6	80.8%	18.8%	6	85.3%	14.3%
家族とのかかわりが深いと回答した傾向が市の回答がわずかに下回った。						
問6 学校で出会った 友人(現在・過去) とのかかわり	区分	そう思う ○△	そう思わない ▲×	区分	そう思う ○△	そう思わない ▲×
	1	60.4%	39.6%	1	59.5%	40.1%
	2	60.4%	39.6%	2	61.7%	37.8%
	3	84.1%	15.9%	3	84.3%	15.2%
	4	67.7%	32.2%	4	72.5%	27.0%
	5	69.8%	30.2%	5	65.6%	33.9%
	6	53.9%	46.2%	6	59.9%	39.6%
市は困ったときに助けられると回答した割合が国を下回った。						
問7 職場で知り合っ た人とのかかわ り	区分	そう思う ○△	そう思わない ▲×	区分	そう思う ○△	そう思わない ▲×
	1	56.2%	38.9%	1	52.8%	46.2%
	2	46.5%	48.7%	2	42.9%	56.0%
	3	79.7%	14.6%	3	79.1%	19.8%
	4	76.6%	18.5%	4	72.0%	26.9%
	5	35.8%	58.4%	5	34.8%	64.1%
	6	45.1%	50.0%	6	41.5%	57.4%

調査内容	野田市 (R5)			国 (R4)		
	市の傾向的に職場における人のかかわりに肯定的であるといえる。					
問8 地域の人とのか かわり	区分	そう思う ○△	そう思わない ▲×	区分	そう思う ○△	そう思わない ▲×
	1	10.2%	88.6%	1	14.5%	84.8%
	2	4.9%	93.9%	2	9.9%	89.4%
	3	24.5%	74.3%	3	30.2%	69.1%
	4	21.2%	77.1%	4	26.2%	73.1%
	5	2.8%	95.9%	5	8.6%	90.7%
	6	13.2%	85.7%	6	15.7%	83.6%
	市の傾向的に地域の人のかかわりは希薄であるといえる。					
問9 インターネット 上の人とのか わり	区分	そう思う ○△	そう思わない ▲×	区分	そう思う ○△	そう思わない ▲×
	1	17.5%	79.2%	1	21.7%	77.0%
	2	12.7%	84.0%	2	12.5%	86.1%
	3	29.4%	67.4%	3	31.3%	67.3%
	4	11.4%	85.4%	4	14.7%	83.8%
	5	17.7%	79.0%	5	16.2%	82.4%
	6	16.8%	80.0%	6	16.8%	81.8%
	インターネット上での他者（実際には会ったことがなかったり、または、何回か会ったことはあっても、基本的にはインターネット中心の付き合いの人やグループ）とのかかわりについては市の傾向的に希薄であるといえる。					
問10 他者との付き 合い方	他者とかかわる際に、1誰とでも仲良くなれる、2表情やしぐさで相手の思っていることがわかる、3親しい人に頼まれてもやりたくないことは断る、4その場にあった行動がとれる、5表情が豊かである、6気持ちを抑えようとしても顔にでてしまう、7人にぶつかってもあやまらないことがある、について、○あてはまる、△どちらかといえばあてはまる、▲どちらかといえばあてはまらない、×あてはまらない、について聞いた。					
	区分	そう思う ○△	そう思わない ▲×	区分	そう思う ○△	そう思わない ▲×
	1	42.0%	57.9%	1	52.8%	46.9%
	2	74.3%	24.9%	2	76.1%	23.4%
	3	59.4%	43.2%	3	53.8%	45.7%
	4	73.4%	26.1%	4	80.8%	18.8%
	5	59.7%	38.7%	5	66.9%	32.6%
	6	72.3%	27.7%	6	62.2%	37.3%
7	13.1%	87.0%	7	13.9%	85.6%	
	市では、国と比べ比較的内向的であるとの回答となった。					

調査内容	野田市 (R5)	国 (R4)				
5 社会参加について						
問11 社会のために役立つことをしたいと思いますか。	そう思う	33.5%	そう思う	33.5%		
	どちらかといえばそう思う	50.2%	どちらかといえばそう思う	49.4%		
	どちらかといえばそう思わない	9.8%	どちらかといえばそう思わない	11.7%		
	そう思わない	5.7%	そう思わない	4.8%		
	社会貢献に対する自己意識については、肯定的な考えが8割以上を占め、市が国の平均を上回った。					
6 将来像						
問12 自分の将来について明るい希望を持っていますか	希望がある	28.6%	希望がある	24.1%		
	どちらかといえばそう思う	37.6%	どちらかといえばそう思う	42.4%		
	どちらかといえばそう思わない	27.3%	どちらかといえばそう思わない	23.9%		
	そう思わない	6.5%	そう思わない	9.2%		
	将来への希望は肯定的な認識が65%を超えており概ね肯定的な回答であった。					
問13 20年後の自己像	1 お金持ちになっている、2 自由にのんびり暮らしている、3 世界で活躍している、4 多くの人の役に立っている、5 有名になっている、6 子どもを育てている、7 親を大切にしている、8 幸せになっている、9 結婚している、10 出世している、11 仲間と仲良く暮らしている、について、○そう思う、△どちらかといえばそう思う、▲どちらかといえばそう思わない、×そう思わない、について聞いた。					
	区分	そう思う ○△	そう思わない ▲×	区分	そう思う ○△	そう思わない ▲×
	1	35.1%	64.9%	1	28.6%	70.8%
	2	54.7%	45.3%	2	55.3%	44.1%
	3	8.2%	91.8%	3	9.8%	89.6%
	4	39.3%	60.7%	4	37.3%	62.1%
	5	11.0%	88.9%	5	8.4%	91.0%
	6	52.2%	47.8%	6	55.3%	44.0%
	7	83.7%	15.5%	7	83.8%	15.7%
	8	79.2%	20.8%	8	76.7%	22.7%
	9	68.3%	31.6%	9	67.0%	31.9%
	10	50.2%	49.8%	10	40.6%	58.6%
	11	67.3%	31.8%	11	62.5%	36.8%
	国、市とも親を大切にしている、幸せになっているが8割程度で高く、子どもを育てている、結婚しているは5割にとどまった。					
7 普段の活動						
問14 普段家にいるときはどんなことに時間を使っていますか	〈複数回答〉		〈複数回答〉			
	インターネットをする	74.3%	インターネットをする	76.9%		
	テレビを見る	52.2%	テレビを見る	60.7%		
	ゲームをする	52.2%	家事をする	51.1%		
	家事をする	46.5%	ゲームをする	49.2%		
	育児をする	28.2%	育児をする	25.8%		

調査内容	野田市 (R5)	国 (R4)
	勉強をする 23.7%	勉強をする 25.2%
	本を読む 23.3%	本を読む 25.1%
	仕事をする 18.0%	仕事をする 16.8%
	ラジオを聴く 8.2%	ラジオを聴く 6.9%
	新聞を読む 2.4%	新聞を読む 3.4%
	介護・看護をする 1.6%	介護・看護をする 1.0%
	あてはまるものはない 3.3%	あてはまるものはない 1.1%
	「インターネットをする」「テレビを見る」「家事をする」「ゲームをする」が高い割合となっている。	
8 外出状況		
問 15 普段どれくらい 外出しますか	〈単数回答〉	〈単数回答〉
	①仕事や学校で平日は毎日外出する 75.7%	①仕事や学校で平日は毎日外出する 69.3%
	②仕事や学校で週3～4日は外出する 12.1%	②仕事や学校で週3～4日は外出する 12.1%
	③遊び等で頻繁に外出する 2.4%	③遊び等で頻繁に外出する 3.8%
	④人付き合いのためにときどき外出する 5.3%	④人付き合いのためにときどき外出する 4.3%
	⑤普段家にいるが趣味に関するときは外出する 1.6%	⑤普段家にいるが趣味に関するときは外出する 5.2%
	⑥普段家にいるが近所のコンビニなどには出かける 1.2%	⑥普段家にいるが近所のコンビニなどには出かける 3.6%
	⑦自室からは出るが家からは出ない 0%	⑦自室からは出るが家からは出ない 0.7%
	⑧自室からほとんど出ない 0%	⑧自室からほとんど出ない 0.2%
	「普段家にいるが趣味に関するときには出かける」以降⑤～⑧について外出をほとんどしない状態とした。市のデータでは2.8%であった。	
問 16 ⑤～⑧回答者 外出状況が現在の状況と なってどのくらい 経ちますか。	3か月未満 42.9%	3か月未満 17.8%
	2年～3年未満 28.6%	3か月～6か月未満 11.4%
	3年～5年未満 28.6%	6か月～ 71.6%
	6か月以上現在の状況となっている回答者を長期間現在の状況であるとした。一般的に引きこもりとされる、「外出をほとんどしない状態が長期間続く」状態は、全体割合から市は1.6%に比べて、国は7.0%となった。	
問 17 現在の状態にな ったのは何歳の ころですか	35～39歳 100% (n=4)	25～29歳 24.7%
		20～24歳 20.2%
		30～34歳 19.4%
		35～39歳 12.8%
		15～19歳 9.3%
		14歳以下 5.3%
	市では35～39歳が最も多く、国では25～29歳が最も多かった。	

調査内容	野田市 (R5)	国 (R4)
問18 外出状況が現在の状態になった理由は何ですか。	就職活動がうまくいかなかった、妊娠した、退職した、新型コロナが流行した等	新型コロナが流行した、退職した、妊娠した、病気、人間関係等
	市の割合は同値であるが、国データとしては新型コロナウイルス感染症により、外出しない状況になった回答者が25%いた。	
問19 最近6か月の間に家族以外の人と会話しましたか。	よく会話した 28.6% ときどき会話した 28.6% ほとんどしなかった 0% 全くしなかった 0% 無回答 42.9%	よく会話した 39.7% ときどき会話した 38.7% ほとんどしなかった 15.8% 全くしなかった 4.9% 無回答 1.0%
	外出頻度の低い回答者の家族以外との会話の状況を確認したところ、しないと回答した割合は高くない結果となった。	
9 困難に直面した経験		
問20 今までに社会生活や日常生活を円滑に送れなかった経験、現在の状況はありますか。	あった(ある) 36.2%A どちらかといえばあった 17.4%B どちらかといえばなかった 13.5% なかった(ない) 30.0%	あった(ある) 23.3%A どちらかといえばあった 21.8%B どちらかといえばなかった 21.0% なかった(ない) 30.5%
	ABについて「ある」との回答に分類し、市で53.6%、国で45.1%との回答となった。	
問21(1) 自分自身にある原因について	人付き合いが苦手 48.6% 何事も否定的に考えてしまう 38.7% 精神的な病気 30.6% 悩みや不安が相談できない 27.9% 勉強が苦手 9.9%	人付き合いが苦手 47.7% 何事も否定的に考えてしまう 32.5% 悩みや不安が相談できない 27.4% 精神的な病気 27.2% 勉強が苦手 13.7%
	主な原因を高い方から並べたところ市と国で大きく変わらない結果となった。	
問21(2) 家族・家庭にある原因について	特にない 48.6% 保護者の過度な期待 13.5% 家庭内の不和や離別離婚 12.6% 家庭内での孤立 11.7% 保護者の過干渉 11.7%	特にない 45.0% 家庭内の不和や離別離婚 13.1% 家庭が貧しい 12.7% 保護者の過干渉 10.6% 家庭内での孤立 9.4%
	市も国も最も多い理由として特にないことが選ばれ、困難について自ら抱え込む傾向が明らかになった。	
問21(3) 学校にある原因について	特にない 35.15% 集団行動が苦手 22.5% いじめを受けた 19.8% 友達との関係が悪い 19.8% 校則に合わせるのが嫌 12.6%	特にない 30.2% いじめを受けた 23.5% 集団行動が苦手 21.8% 友達との関係が悪い 20.7% 成績が悪い、授業についていけない 15.1%

調査内容	野田市 (R5)	国 (R4)
	大学・短大・専門の中退 9.9%	先生との関係が悪い 8.9% 校則に合わせるのが嫌 8.9%
	特にないが最も多い理由となったが、学校生活が要因ではないと回答した人は家庭生活が要因ではないと回答した人より10%以上下回った。	
問21(4) 職場にある原因 について	上司や同僚との関係が悪い 28.8% はたらきたくない 24.3% 「充電」の期間が必要 23.4% 職場になじめない 21.6% 特にない 20.7%	特にない 28.3% 上司や同僚との関係が悪い 23.2% 仕事の量や内容が自分の能力過多 21.1% 仕事が自分に向いていない 17.1% 本当にやりたい仕事ではない 16.0%
	特にないが最も多い理由となったが、職場が要因ではないと回答した人は家庭生活が要因ではないと回答した人より15%以上下回った。職場での困難の理由は多岐。	
問22 困難な状況から 改善した経験	日常生活が円滑に遅れなかった状態が改善した経験 あった 62.8% どちらかといえばあった 23.0% 合計 85.8%	日常生活が円滑に遅れなかった状態が改善した経験 あった 42.7% どちらかといえばあった 31.2% 合計 73.9%
	国、市とも改善された経験は7割を超える結果となった。	
問23 改善したきっかけ	時間がたって状況が変化した 43.3% 家族や親せきの助け 39.2% 友人の助け 36.1% 自分の努力 29.9% 同経験した人と共有 22.7% 病院へ行って相談 19.6% 相談できる場所で相談 12.4% SNSやメール相談 2.4% 学校の先生に相談 9.3% SSWなど学校の専門家に相談 3.1% 電話相談 1.0%	家族や親せきの助け 50.2% 時間がたって状況が変化した 42.3% 友人の助け 38.3% 自分の努力 31.4% 就職・転職したこと 26.1% 病院へ行って相談 20.1% 趣味の活動に参加 10.9% 学校の先生に相談 9.9% 同経験した人と共有 7.3% 相談できる場所で相談 6.0% SSWなど学校の専門家に相談 5.8%
	国、市とも上位の理由としては数値の違いはあるものの同様の結果となった。	
問24 家族や知り合い 以外の相談先に 求める事項	同じ悩みの経験がある 54.3% 無料で相談ができる 36.3% SNSやメールで相談できる 32.7% 曜日や時間を気にせず相談できる 32.2% 匿名で相談できる 30.6%	同じ悩みの経験がある 53.2% 無料で相談ができる 34.9% 匿名で相談できる 32.3% 相手が同年代である 31.1% 相手が心理の専門家である 29.1%

調査内容	野田市（R5）		国（R4）	
	相手が心理の専門家である	30.2%	曜日や時間を気にせず相談できる	27.6%
	相手が同年代である	29.0%	SNSやメールで相談できる	27.6%
	公的な機関である	22.4%	相手が同性である	18.5%
	誰にも相談できない	9.4%	誰にも相談したくない	9.9%
	相談する理由としては、同じ悩みの経験がある、無料で相談できるとした回答が多かったが、一方で「誰にも相談できない・したくない」との回答が約1割となった。			
問25 相談したくない と思う理由	相談しても解決できない	52.2%	相談しても解決できない	54.5%
	相手がどんな人かわからない	52.2%	相手がどんな人かわからない	28.9%
	裏切られたり失望したくない	34.8%	相手にうまく伝えられない	23.2%
	自分一人で解決すべき	26.1%	自分一人で解決すべき	22.9%
	誰にも知られたくない	26.1%	誰にも知られたくない	22.2%
	嫌なことやりたくないことを言われそう		裏切られたり失望したくない	16.0%
	なので	26.1%	嫌なことやりたくないことを言われそう	
			なので	15.1%
	国市で上位の理由は変わらなかったが、相手に対する信頼のほか、自分の問題として抱え込む理由も多くみられた。			
問26 育成支援機関の 認知度	職業安定所（就労支援）	52.2%	職業安定所（就労支援）	61.3%
	児童相談所（児童福祉機関）	48.6%	児童相談所（児童福祉機関）	54.6%
	児童館	42.4%	児童館	52.0%
	通信制高校のサポート校	29.4%	発達障がい者支援センター	33.9%
	フリースクール	23.7%	青少年自然の家・交流の家	31.9%
	知っている計	68.2%	知っている計	84.5%
	どれもしらない	20.4%	どれもしらない	15.1%
	上位3施設は国市共通であるが、全体の回答からどれもしらない、無回答を差引いた「施設を知っていると回答した割合」が国より15%低い結果となった。			
問27 問28 利用の有無と希 望	利用したことがある	41.9%	利用したことがある	33.7%
	利用したことがない	53.9%	利用したことがない	63.3%
	利用したい	17.1%	利用したい	12.8%
	どちらかといえば利用したい	40.8%	どちらかといえば利用したい	34.5%
	どちらかといえば利用したくない	18.4%	どちらかといえば利用したくない	27.4%
	利用したいと思わない	16.7%	利用したいと思わない	23.2%
	国、市とも利用意向は過半数を超えているが市の方が若干高い傾向となった。			

こどもアンケートの結果

- 調査場所 市内子ども館7か所
調査対象 小学生50人、中学生30人、高校生20人 計100人
調査期間 令和6年5月2日（木）から令和6年5月24日（金）まで
調査方法 アンケート用紙を配布（回収率100%）
質問内容 みなさんが毎日楽しく生活するために、市役所はいろいろなことを考えています。みなさんが今こんなことができたらいいな、こんなものがあるといいな、という意見を聞かせてください。

子どもの居場所に関すること（58件）

- 公園やスポーツ・運動のできる場所を作って欲しい
 - 公園へフェンスの設置、既存の公園や子ども館に新しい遊具を増やして欲しい
 - 防犯パトロールを強化し、防犯カメラを設置して欲しい
- ※安全・安心に遊べる環境を望んでいることがうかがえました。

野田市の施策に関すること（26件）

- 大型商業施設の誘致や駅前に本屋や飲食店などがたくさん欲しい
- ※賑わいのある魅力的なまちづくりを望んでいることがうかがえました。
- 歩道の整備やカーブミラーの増設、でこぼこした道路の修繕をして欲しい
- ※通学路や生活道路の安全確保を望んでいることがうかがえました。

学校生活に関すること（23件）

- 体育館へのエアコン設置や遊具を増やして欲しい
 - 塾や習い事、クラブ活動など、学校以外の活動があるため、土曜授業を無くして欲しい
 - 将来役に立つスキルを学ぶ場を設けて欲しい
- ※教育環境の改善や実践的な学習活動が望まれていることがうかがえました。

悩みや不安、相談に関すること（3件）

- （中高生から）お金の相談や学費の免除をして欲しい
- ※悩みや不安を相談できる場所や経済的負担軽減を望んでいることがうかがえました。

子どもの意見表明・参加の促進に関すること（1件）

- 中高生からの要望を多く実行して欲しい
- ※子どもが意見を表明する機会が少ないことがうかがえました。

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	5年度実績	評価及び課題	5年度決算額(千円)	6年度の事業内容	6年度当初予算額(千円)	備考
1	P71	既存	低年齢児の受入れ体制整備促進	子ども保育課	<ul style="list-style-type: none"> ・計画に位置付けた3号認定(低年齢児)の保育の量を確保するため、民間活力により必要な施設の整備を進める。 ・既存保育所の定員増や定員の弾力的運用などを講じるとともに、必要な保育士の確保に努める。 ・保育の量の確保に当たっては、認可保育所の設置を基本とするが、今後の保育量の確保の状況により、0歳児から2歳児までを対象とする地域型保育事業についても検討する。 	受入実績 26園 0歳児 191人 1歳児 388人 2歳児 452人 計 1,031人	年度末における低年齢児の入所受入れ確保量の不足及び、年度当初の供給過大について検討する必要がある。	—	公立保育所における低年齢児の受入れについて、保育士の確保に努めていく必要がある。 低年齢児の待機児童数を見極めた整備を検討する。	—	
2	P72	既存	保育所の施設整備の推進	子ども保育課	<ul style="list-style-type: none"> ・計画に位置付けた保育の量を確保するため、民間活力により必要な施設の整備を進める。 ・既存保育所の定員増や定員の弾力的運用や見直しなどを講じるとともに、必要な保育士の確保に努める。 	定員(26か所) 2,550人 入所実績 2,514人 (内訳) 公設公営(3か所) 334人 公設民営(6か所) 768人 私立(11か所) 934人 認定こども園(4か所) 436人 小規模(1か所) 23人 事業所内(1か所) 19人	待機児童と入所保留者の状況を踏まえつつ、保育所等の整備の検討する必要がある。	272,663	保育所等の施設整備に対する建設補助及び開設に向けた事務的支援を行う (施設概要) 施設名称 たんぼぼ保育園 事業者 社会福祉法人お日さまの会 開園予定日 6年9月1日 定員 60人(保育部分)	313,958	
3	P73	既存	駅周辺の保育施設整備	子ども保育課	<ul style="list-style-type: none"> ・駅周辺の利便性の高い場所にて保育サービスを提供する駅前保育施設の整備を検討している。 ・今後の住宅開発等による需要と供給のバランスを把握しつつ、駅前開発や民間保育所の動向を注視する。 	駅周辺の利便性の高い場所にて保育サービスを提供する駅前保育施設の整備を検討する。	保護者の通勤形態等を検証し、駅前保育施設の利用ニーズ等を見極める必要がある。	—	現在の市内鉄道各駅の駅前若しくは駅周辺に整備されている保育所の利用状況について検証し、各駅周辺の整備による必要性を検討する。	—	
4	P74	既存	産休・育休明け保育の円滑な利用の確保 H12.8~ (乳児保育所)	子ども保育課	<ul style="list-style-type: none"> ・生後3か月未満の乳児を保育する公立の乳児保育所及び民間活力による保育サービスの充実として民間保育園及び事業所内保育所において産休明け保育を実施する。 ・産休明け保育については、計画に位置付けた0歳児の保育の量の確保を進めることでニーズに対応していく。 ・引き続き育児休業明けの保育所利用申請者については、利用調整に当たり優先的な配慮を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・産休明けの保育利用数(年度内に入所時の月齢が3か月未満で利用決定した児童数) 公立保育所 3人 私立保育所 5人 事業所内保育事業 1人 (参考)令和4年度 6人 ・育児休業明け利用予約(R6年4月入所) 申請者数 11人 利用決定児童数 7人 ・産休又は育児休業から復職予定の申請者に対し、保育所利用調整における調整点数の加点を実施。 	市内認可保育施設のうち15施設が出生後57日以降の乳児の利用が受け入れ可能となっており、数は少ないながらも利用ニーズに対応している。 育児休業明け利用予約事業では公立保育所9施設、募集人数10人で実施しており、5年度は7人が利用決定となった。対象施設数及び募集人数については、通常申請とのバランスを考慮し、現時点では同規模での実施継続を予定している。 産休・育休から復職予定者に対する調整点数の加点については、対象者も多く、産休・育休明け保育の円滑な利用に繋がっている。	—	引き続き事業を実施するとともに、利用促進のため周知の充実を図る。	—	
5	P76	既存	子ども・子育て支援法に基づく事業所内託児施設の設置促進(企業主導型保育事業の普及・啓発)	子ども保育課	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事と育児の両立、雇用環境整備のため、「事業所内託児施設助成金」制度の周知とともに、子ども・子育て支援法に基づく地域型保育給付に関する情報提供を行う。 ・地域型保育給付への移行については、計画に位置付けた3号認定(低年齢児)の保育量の確保の状況により、方策の一つとして推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度の事業所内保育施設の利用状況実績(実人数) 野田病院内保育室 7人 かぞヤクルト販売(株)春日町保育ルーム 3人 かぞヤクルト販売(株)関宿保育ルーム 2人 かぞヤクルト販売(株)野田保育ルーム 5人 キッコーマン総合病院内託児所(まめっこ保育室) 10人 岡田病院たんぼぼ保育室、船形サルビア保育園は事業終了。 	子ども・子育て支援新制度では地域型保育事業に「事業所内保育施設」が位置付けられ、市の認可・確認により地域型給付に移行できることとなっている。しかし、これまでに移行した施設は1施設(ひばり保育園・H28移行)のみである。地域型保育施設への移行は待機児童等の解消に繋がられるものと考えことから、移行していない施設に改めて移行の意思等を確認する必要がある。	—	子ども・子育て支援新制度では「事業所内保育施設」の位置付けが明確になったことから、低年齢児の待機児童及び入所保留者の推移を見ながら、地域型保育施設への移行を推奨していく。 ・また、国が実施している「企業主導型保育施設」等と子ども・子育て支援新制度に位置付けられている「地域型保育施設」の相違点について、新設や移行を検討している事業者に対し、周知していく。	—	

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	5年度実績	評価及び課題	5年度決算額(千円)	6年度の事業内容	6年度当初予算額(千円)	備考
6	P77	既存	子ども・子育て支援法に基づく幼稚園の預かり保育の拡充	子ども保育課	・保護者が仕事の都合や急用が生じたときなどに、降園時間を延長するサービスを実施する。	・公立幼稚園は実施していない。 ・私立幼稚園5園で実施している。	・公立幼稚園の預かり保育の新たな参入は、民業圧迫にもなりかねないため、現時点で実施する考えはない。 ・多様なニーズに対応するとともに、高まる保育所ニーズに対して代替的に機能していることから、各私立幼稚園の実施状況を引き続き把握していく必要がある。	4,676	保護者が仕事の都合や急用が生じたときなどに、降園時間を延長するサービスを実施する。 なお、公立幼稚園の預かり保育の新たな参入は、民業圧迫にもなりかねないため、現時点で実施する考えはない。	6,664	
7	P79	既存	3歳児の保育士配置基準の改善	子ども保育課	・子ども・子育て支援法が定める「教育・保育」の質の改善の趣旨に基づき、教育・保育施設における3歳児の保育士の配置基準を改善する。 (子ども20人に保育士1人の配置から、子ども15人に保育士1人に改善) ・計画に位置付けた保育の量の確保とともに、質改善のためにも保育士が確保できるよう、早期の対応と工夫に努める。	令和5年度は国が定める公定価格に基づき、3歳児に対する保育士配置を15対1で実施した私立施設及び指定管理施設に対して加算適用することで、配置改善の促進を図った。 なお、この配置改善加算が適用となった施設は次のとおり。 ・私立保育所 10施設 ・公立指定管理施設 5施設 ・私立認定こども園 4施設	令和5年度は3歳児の利用がある施設のほとんどが15対1での保育を実施しているが、一部の施設が加算基準を満たしておらず、また月単位で基準を満たしていない月がある施設もある。 近年の保育士不足の中で、この保育士配置基準の改善(15:1)を維持するためにも保育士全体の処遇改善を図り、保育士を確保することで配置基準の改善に努める必要がある	—	令和6年度から国が定める配置基準の見直しがあり、3歳児の配置基準は15対1に改正された。なお、この改正には経過措置期間が設けられているが、市内施設のほとんどが既に新基準に対応している。未対応の施設においても可能な限り早く新基準に対応できるよう事業者と協議の上、配置改善を推進する。 また、併せて保育士合同就職説明会の実施や保育士就労奨励金等の助成により保育士の処遇改善を図ることで保育士の市内施設への就労を促進する。	—	
182	P80	新規	幼児教育におけるインクルーシブ教育の推進	子ども保育課	発達上の支援を要すると思われる園児が近年増加していることから、私立幼稚園を含めた市全体でインクルーシブ教育を推進する。	私立幼稚園とともに取り組む幼稚園のインクルーシブ教育の推進について、野田地区私立幼稚園協会と協議を重ね、近年増加している教育上の支援を要する園児に対し必要な支援を行うため、障がいのある幼児や要配慮幼児を受け入れる私立幼稚園に対して、私立幼稚園要配慮幼児等教育支援事業補助金の交付を開始した。 ・加配職員数 指定管理保育所 12人 私立保育園・認定こども園 26人	子ども保育課が事務補助することにより、窓口を一本化し、手続等の利便性の向上を図った上で、当該補助制度を私立幼稚園に活用していただくことにより、教育上配慮を要する幼児への教育の充実を図る。 保育施設においては、インクルーシブ教育を推進するため、発達上の支援を要する園児がいるクラスについては、園からの申請後、加配職員の認定を行った。また、食物アレルギー児や宗教食対応のために要した経費についても補助を行った。 今後も支援を要する園児の増加が想定されることからインクルーシブ教育推進のための制度の充実を図る必要がある。	私立幼稚園 14,140 指定管理保育所 43,241 私立保育園等 58,820	教育上の支援を要する園児を受け入れている私立幼稚園に対し継続して補助制度を実施する。指定管理保育所、私立保育園、認定こども園において引き続き加配職員の認定、食物アレルギー等対応の補助を行うとともにインクルーシブ教育推進のための制度の充実を図っていく。	私立幼稚園 15,000 指定管理保育所 39,839 私立保育園等 70,825	
8	P80	既存	乳児家庭全戸訪問事業・妊婦訪問事業	保健センター	・新生児、産婦家庭訪問 ・乳児家庭全戸訪問	新生児・産婦訪問指導件数 産婦：750人 新生児：269人 乳幼児：481人	・専門職による新生児全戸訪問を実施することで、新生児・産婦の健康状態や育児状況等の問題を把握し、指導することで問題解決や継続支援の必要なケースを地区担当保健師や関係機関と連携することができた。 ・出生連絡票の未提出や新生児訪問希望なしの場合でも予防接種の説明や1～3か月健診までのフォローのために保健師又は助産師が訪問し、産婦や新生児の健康状態の把握や育児不安の軽減に努めた。 ・低出生体重児やハイリスクの家庭は地区担当保健師が訪問し、継続支援を行い、里帰り先への訪問依頼や野田市への里帰り訪問希望者にも対応した。 ・子育て応援給付金の申請書の配布と説明を訪問時に行い、確実な申請に繋げた。	1,564	・専門職が訪問することで産婦の健康状態や育児環境を把握し、育児不安の軽減に努めると同時に新生児の発育発達状態を確認し、アドバイスや指導を時実施する。 ・地区担当保健師が低出生体重児やハイリスク家庭に対し訪問を行い、必要時は関係機関と連携し継続的に支援していく。 ・専門職による訪問により問題点や支援内容を確実に把握し、必要時はその場で問題や育児不安の解消につなげる。 ・里帰り先での新生児訪問希望の場合には、里帰り先の市町村に依頼する。 ・他市町村から野田市への里帰りの新生児訪問にも対応する。 ・子育て応援給付金の申請書の配布と説明を訪問時に行い、確実な申請に繋げる。	1,598	

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	5年度実績	評価及び課題	5年度決算額(千円)	6年度の事業内容	6年度当初予算額(千円)	備考
9	P84	既存	育児支援家庭訪問事業	子ども家庭総合支援課	・子どもの養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めることが困難な家庭に支援員を派遣し、過重な負担がかかる前の段階において育児、家事の援助等を行う。	・利用者数 25人 (内訳) 出産後1年以内の母親 20人 養育上の問題を抱える家庭 5人 ・派遣日数 383日 ・派遣時間 805.0時間	・支援が必要と思われるケースで、利用を勧めても利用につながらない場合や、利用につながった後、利用が継続されないケースにつき、積極的利用について対応を検討する必要がある。 ・委託先の野田市社会福祉協議会と連携し、訪問員の人員や質を確保していく必要がある。 ・児童福祉法等の改正により、子育て世帯訪問支援事業が拡充され、市としても充実した体制をつくる必要がある。	1,357	・子ども家庭総合支援課及び家庭児童相談室の相談業務、また保健センターによる乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業といった母子保健事業との連携を通じて、出産前から支援が必要な妊婦、育児不安や育児ストレスを感じている家庭などに訪問員を派遣し、育児、家事等の援助や育児相談・指導を行う。	1,456	
10	P85	既存	ファミリー・サポート・センター事業	児童家庭課	・生後6か月以上から小学校修了前までの児童を対象とし、育児の援助を受けたい人(利用会員)と育児の援助を行いたい人(提供会員)を会員とする組織により、保育所までの送迎や降園後の一時的な預かり等育児について、相互に助け合いを行う。	・利用実績 ○利用会員 1,301人 ○提供会員 135人 ○両方会員 36人 合計 1,472人 ○延べ利用件数 3,240人 ・ひとり親世帯や非課税世帯に対し利用料の1/2助成を行い、17件、368.5時間の利用があり、130,200円を助成した。 ・令和元年10月から、当該事業の一時預かりが無償化の対象となったが、昨年度1人9日40時間の利用助成申請があり28,000円を支給した。	・市報やホームページ、窓口等で事業の周知を図ったことで利用会員が増えた。 ・利用件数については、学童や保育所の送迎が多い傾向にあるが、会員の利用頻度によって前年度より件数が増減する。 ・一時預かりの利用割合が低いことから、家庭保育をしている保護者への周知等を促進する必要がある。 ・利用会員が増えていることから、提供会員の確保を重点的に進める必要がある。 ・低所得者等に対する利用助成は昨年度より減少したが、一部の会員の利用頻度により変動する。引続き助成制度、保育の無償化について広く周知する必要がある。	7,380	・社会福祉協議会に委託し事業を継続するとともに、援助を受けられることが多い学童保育所利用者の入会を促進する。ホームページや児童センター等を活用し家庭保育をしている保護者への周知・啓発に取り組む。 ・ホームページや各種通信により提供会員への協力について広く募集する。 ・利用会員の対象外となった会員に提供会員への移行を促すなど提供会員の増加に努める。 ・利用助成制度や保育無償化について、ホームページやSNSを通じて周知に努める。 ・アドバイザーの子育て支援員研修受講について促進する。	9,066	
11	P87	既存	充実した学童保育サービスの提供	児童家庭課	・指導員の確保に努めるとともに、指導員に対する研修を実施し、資質向上に努める。 ・放課後児童指導員となる資格を有する全ての指導員に認定研修を受講させる。 ・会計年度任用職員の創設に伴い、継続雇用が可能となることから、児童の保育環境を第一に考え、社会福祉協議会への委託方針を見直すことも含めて検討する。	・指導員の質の向上を図るために、市内全学童保育所指導員が集まる学童保育所定例会において研修を1回実施した(1月アレルギー疾患対策研修)。また、直営学童保育所指導員のための研修を2回実施した。(6月普通救命講習 11月児童への配慮について)。 ・県が行う放課後児童認定資格研修を4人(直営0人・委託4人)に受講させ指導員の質の向上に努めた。 ・学童保育所の指導員については、会計年度任用職員制度により実質的な継続雇用が可能となったことから、児童の保育環境の改善と運営の効率化を図るため、入所児童が減少している七光台小の学童を統合するとともに、直営と委託の学童が校舎内で隣接している小学校区について、柳沢小、関宿中央小は直営に、尾崎小、七光台小は社会福祉協議会への委託に一本化した。	・直営指導員が会計年度任用職員となったことでさらに一定の継続性が担保されたため引続きスキルアップのための研修を実施する必要がある。 ・会計年度任用職員制度による継続任用が可能となったものの、直営化に当たって人員の確保に課題があったことから、今後の方針については引き続き検討を行う必要がある。	446,103	・年2回の自主研修会を実施し、指導員のスキルアップを図る。 ・引続き放課後児童支援員の受講資格がある指導員については、県の研修を受講を進める。 ・入所児童数の推移に注視し、必要に応じて民間委託も見直すなど子どもの保育環境を第一に考えながら、運営体制については引き続き社会福祉協議会と協議を継続していく。	502,269	

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	5年度実績	評価及び課題	5年度決算額(千円)	6年度の事業内容	6年度当初予算額(千円)	備考
12	P89	既存	学童保育所の受入れ体制の整備	児童家庭課	<ul style="list-style-type: none"> ・運営指針に基づき、おおむね40人以上の集団をクラス分けし、指導員を適切に配置する。 ・学校区単位での過密化解消のため、年間を通して過密化する場合は、学童保育所の整備を進める。 ・複数の学童保育所がある学校区において、入所児童数バランスにより過密化が懸念される場合は、抽選による児童の振分けを行い過密化の改善に努める。 	学童保育所の過密化を解消するために、現在、20小学校区において32か所の学童保育所を運営している。 【学童保育所全体数】32か所 (内訳) 公設・公営 14か所 公設・民営 16か所 民設・民営 2か所 ○入所児童延べ人数 公設・公営 5,629人 公設・民営 11,642人 民設・民営 1,118人	学童保育所の設備基準としては、「野田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」において「遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(専用区画)の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上」とされている。 また、学童保育所が複数あり、学校区単位では過密化となっていないが、入所児童数の申込状況により過密化が懸念される学校区5か所については、抽選により50人の児童の振分けを行い入所児童数のバランス改善に努めた。 引き続き児童数の推移を見ながら、小学校区単位で年間を通して過密化する場合は、施設整備を検討する。	446,103	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づき指導員の資格要件や配置人数及び保育室面積等を位置付け、保育の質の向上と機能の充実に努める。 過密化対策については、待機児童を出すことなく受け入れ、学校区単位で過密化が常態化した場合は、施設整備を進める。また、学校区単位では、児童の入所バランスにより過密化が懸念される学童保育所については、抽選により児童の振り分けを行う。	502,255	
13	P90	既存	学童保育所の施設環境整備の推進	児童家庭課	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化が著しい学童保育所施設について、ファシリティマネジメントに基づき長寿命化を図っていくとともに緊急度を勘案し整備を行う。 ・また、校外にある老朽化した学童保育所については、可能な学校から余裕教室を活用し移転を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・野田学童保育所新設工事設計業務委託 3,685千円 ・川間学童保育所新設工事 25,219千円 ・野田第二学童保育所床改修工事 7,260千円 ・二ツ塚学童保育所トイレ改修工事 1,177千円 ・岩木学童保育所床修繕工事 803千円 	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和50年前半に建設され、35年以上経過した学童が多くみられたことから、ファシリティマネジメントに基づき長寿命化とともに余裕教室の活用を進める必要がある。 ・トイレの洋式化を計画的に進める必要がある。 	39,826	<ul style="list-style-type: none"> ・野田学童保育所を中央小学校空き教室に整備する。 ・東部学童保育所を東部小学校空き教室に整備するための設計を行う。 ・二川小学校木造校舎の解体に伴い、二川学童保育所を別の空き教室に整備するための設計を行う。 ・南部学童保育所のトイレ改修を実施する。 ・東部、宮崎、岩木学童保育所の空調機器の更新工事を実施する。 	45,642	
14	P91	既存	病児・病後児保育の充実	子ども保育課	<ul style="list-style-type: none"> ・病児又は病児回復期の児童が集団保育できない状態にあり、保護者の家庭で保育できない場合を対象に、病児、病後児保育事業として、社会福祉法人すくすくどろんこの会に委託し、定員5人とする、しみず空と杜の保育園併設の「フォレストルーム」を開設し、保育を実施する。 ・利便性の向上に配慮していくとともに、感染症における利用の制限等についても理解を得るため、周知を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・病児・病後児保育「フォレストルーム」年間延利用人数 260人 	病児・病後児保育 ・保育施設・学童施設・小学校への配布を行い、昨年度と比較して利用者が増加した。一方で、定員数に対して利用人数が少ないため、周知が課題となる。 ・利用予約システム「あずかるこちゃん」を導入し、利用者の利便性が向上した。	13,078	引き続き事業を実施するとともに、利用促進のため周知の充実を図る。	13,613	
15	P92	既存	一時預かり事業の拡充	子ども保育課	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、適当な設備を備える保育所等において、保育を行う。 ・既に実施している民間保育園2園(コピーリススクールせきやど保育園、コピーリススクールさくらのさと保育園)で引き続き実施していく。 ・子ども・子育て支援新制度において、地域子育て支援事業の一つとして位置付けられ委託事業として再編されることから、他の地域子育て拠点の事業や幼稚園(自園預かり)の事業を含め、ニーズ量への対応を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保育 コピーリススクールせきやど保育園 延べ 155人 ・コピーリススクールさくらのさと保育園 延べ 374人 	年間の利用状況は26年度をピークに減少傾向にあることから、必要量は充足しているものと思われる。 今後は子育てサロン等、他の地域子育て拠点事業も含めた、一時預かり事業の適切な実施と内容の充実を図る必要がある。	3,423	民間保育園において引き続き実施するとともに、令和6年10月から実施予定のこども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業を、月ごとの利用時間の上限を超えて利用する方に限定し、当該事業の実施施設と同じ施設で、一時預かり事業を利用できるよう整備を行う。	10,174	

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	5年度実績	評価及び課題	5年度決算額(千円)	6年度の事業内容	6年度当初予算額(千円)	備考
16	P93	既存	子育てサロン事業の充実	児童家庭課	・子育て世代の交流や相談、一時預かりなどを行う「子育てサロン」を運営するNPO法人等に対し、子育て支援法に基づく地域子育て支援事業で位置付ける基本4事業（交流・相談・情報提供・講座）を委託により実施する。	〔5年度実績〕 ゆう&みい子育てサロン 4,175人 ゆっくっくひろば 832人 どろんこの会「スマイル」2,440人 （延利用者件数）合計7,447件 ・令和4年8月から子ども館が指定管理となったことに伴い子育て支援拠点機能を持たせ子育て支援サービスの充実に努めた。 7館合計利用件数 8,273件	子ども子育て支援法に基づく地域子育て支援拠点として、交流・相談・情報提供・講座の基本4事業を実施するにあたり、NPO法人3団体に市から委託することでサービスを共通化し利便性の向上に努めている。	10,011	・引き続き委託事業として、育児中の保護者が仲間と交流できる子育てサロンを開設し、育児相談、情報提供、講座の開設などを実施していく。	10,013	
17	P94	既存	つどいの広場事業の充実	児童家庭課	・関宿地域において、乳幼児を持つ保護者同士が打ち解けた雰囲気の中で気軽に交流を図る場を設けるだけでなく、アドバイザーが保護者からの相談や助言を行うことにより子育てへの不安感を取り除き、育児負担を軽減する場として、「つどいの広場」をNPO法人に委託し、子育て支援法に基づく地域子育て支援事業で位置付ける基本4事業（交流・相談・情報提供・講座）を実施する。	〔5年度実績〕 利用状況（延べ） 大人： 485人 乳幼児： 537人 計： 1,022人 実施内容 子育て悩み相談、リズムあそび（キラキラ、ドレミ）、読み聞かせ（おはなしいっぱい）	関宿地域における乳幼児とその保護者が気軽に集い打ち解けた雰囲気の中で語り合う中で交流を図るとともに育児相談等を行う場として子育て中の保護者の負担感の緩和に努めた。 市内の地域子育て支援拠点のサービスの共通化のため交流・相談・情報提供・講座関係の4事業を実施した。 令和4年8月1日から関宿子ども館にて地域子育て支援拠点のサービスを実施したため、就学前に行う際のサービスの重複等注視しながら効果的な運営を図る必要があるが、昨年より利用者は増加した。	3,337	・関宿地域の子育て拠点としてNPO法人への委託により事業を継続する。 ・地域子育て支援拠点における事業（交流・相談・情報提供・講座の4事業）の共通化を継続する。 ・利用者への聞き取りなどを実施し子育てに悩み、孤立する保護者がないように支援を行う。	3,338	
183	P95	新規	連携型地域子育て支援拠点事業	児童家庭課	・新しく整備したのだしこども館 supported by kikkoman（児童センター）と既存の子ども館を含め令和4年8月から指定管理者による運営に移行するにあたり、子ども・子育て支援法に基づく連携型の地域子育て支援拠点事業を実施する。 ・実施事業の内容は、サークル、相談、講座開催、情報提供の基本4事業を行う。	・のだしこども館 supported by kikkoman(児童センター)を含む市内子ども館において地域子育て支援拠点事業を実施した。 令和5年度の実績 ○のだしこども館 2,405人 ○中央子ども館 62人 ○うめさと子ども館 1,779人 ○谷吉子ども館 814人 ○山崎子ども館 1,175人 ○七光台子ども館 1,476人 ○関宿子ども館 562人 計 8,273人	・地域子育て支援拠点を増やすことで、より身近な場所で支援を受けられる環境を整備することができ、孤立しがちな保護者の支援拡充を図れた。 ・相談業務が少ないため、事業の周知や規格により4事業をバランスよく実施する必要がある。	—	・少子化や核家族化の進行、地域社会の変化などにより、家庭や地域における子育て機能が低下しているなか、支援が必要な保護者が孤立することがないように、サークルや相談等の充実を図る。	—	
18	P96	既存	地域子育て支援センターの整備	子ども保育課	・地域における子育て拠点として、子育て世代の交流・相談・サークル支援等を実施する。 ・基本的には地域における子育て拠点として、4か所（アートチャイルドケア野田東部みどり保育園、聖華保育園、アスク七光台保育園、聖華未来のこども園）を整備することとし、地域バランスに配慮しつつ新設の民間保育所等での実施を検討する。	支援センター参加人数（延べ人数） ・野田東部みどり子育て支援センター 2,762人 （アートチャイルドケア野田東部みどり保育園内） ・さくらんぼルーム 218人 （聖華保育園内） ・ぼかぼかひろば 548人 （アスク七光台保育園内） ・コアラルーム 1,144人 （聖華未来のこども園内） 計 4,672人	新型コロナウイルス感染症対策が自己判断となったことに伴い、各支援センターの利用者が増加した。 子育て支援の拠点として、本事業の更なる周知と、気軽に立ち寄りやすい環境を充実させていくことが必要である。	33,158	引き続き、電話での子育て相談、子育て支援情報の提供、子育てに役立つ講座・講演会の開催等の事業を実施し子育て支援や、情報交換等を行っていく。 また、更なる子育て世代同士の交流しやすい環境の充実に努めていく。	29,575	

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	5年度実績	評価及び課題	5年度決算額(千円)	6年度の事業内容	6年度当初予算額(千円)	備考
19	P97	既存	巡回相談等による相談支援体制の充実	子ども家庭総合支援課	・虐待などの未然防止のため、日程を工夫しながら、各保育所、学童保育所、子ども館などを訪問し、保護者などからの相談等を受け、適切な支援を行う。	・子ども家庭支援員が、小中学校、幼稚園、保育所、学童保育所、公民館等の施設を訪問するとともに、就学時健診、園庭開放、家庭教育学級等へ参加し、保護者及び職員に家庭児童相談室のリーフレットを渡すことで子ども家庭総合支援拠点（家庭児童相談室を含む）の利用啓発を図った。 ・施設訪問 115施設 職員からの相談 581件	・子どもと家庭の総合相談窓口として、子ども家庭総合支援課（家庭児童相談室を含む）への件数が年々増加してきている。今後の課題として、その場限りではなく継続的に切れ目のない関わりを実施する。	—	・子ども家庭支援員が、小中学校、幼稚園、保育所、学童保育所、公民館等の施設を訪問するとともに、就学時健診、園庭開放、家庭教育学級等へ参加し、保護者及び職員に家庭児童相談室のリーフレットを渡すことで、子ども家庭総合支援課（家庭児童相談室を含む）の利用啓発を図る。 ・施設等の職員が相談しやすいよう、相談があった場合、施設に赴いての相談も積極的に行う。	—	
20	P98	既存	公民館での電話及び面接相談の実施	公民館	・東部、南部梅郷、北部、川間、福田、関宿中央、関宿、二川、木間ヶ瀬公民館に配属されている社会教育指導員を相談員とし、毎月第3日曜日の「家庭の日」を相談日として、電話及び面接による相談事業を実施する。	・各公民館に配属されている社会教育指導員が相談員となり電話及び面接による相談事業を行った。 ○相談件数 19件	・現場に精通する指導員ならではの相談対応に、相談者からも高い評価を受けている。 ・課題としては、引き続き学校や地域団体を通じて事業を周知していくなど、相談しやすい環境づくりに努めていく必要がある。	—	・教育委員会や市長部局、地域の関係機関と情報共有を図りながら、東部、南部梅郷、北部、川間、福田、関宿中央、関宿、二川、木間ヶ瀬公民館に配属されている社会教育指導員を相談員として、引き続き相談事業を実施する。	—	
21	P99	既存	心配ごと相談事業の充実	社会福祉協議会	・日常生活における悩みごとの初期相談窓口として、毎週火曜日及び第1金曜日に相談所を開設。 ・相談所のPR活動を図るとともに、事例検討や定期研修等を実施し、相談員の資質向上を図る。	・相談件数 22人	・相談の内容によって、対応できる窓口へ案内した。 ・悩み事の相談に対応するため、更なる相談員の資質向上に努める。	335	初期相談窓口として、毎週火曜日及び第1金曜日に相談所を開設する。 ・相談所の周知を図るとともに、事例検討や定期研修会を実施し、相談員の資質向上を図る。	466	
22	P100	既存	子育て支援総合コーディネート事業	保健センター	・「にじいろnavi」の周知につとめる。あわせて「にじいろnavi LINE公式アカウント」でも定期的に情報発信する。 ・母子保健事業に参加し、子育て情報を提供する。	・情報収集 1,081件 ・相談 68件 ・関係機関との調整 2件 ・各施設への取材 2件 ・LINE配信 57回 ・ホームページ閲覧 16,177件	・こども館等のイベント訪問・取材し「お出かけレポート」等の実際に訪問した情報を発信した。 ・「にじいろnavi」の周知につとめ、常に最新の情報を収集・掲載する。あわせて「にじいろnavi LINE公式アカウント」でも毎月情報発信した。	3,361	・引き続き母子健康手帳交付時や相談や来所等に子育てガイドブックを配布し、子育て情報の案内を行う。「にじいろnavi」、「にじいろnavi LINE公式アカウント」の周知につとめ常に最新の情報を収集・掲載していく。 ・両親学級や乳幼児健診に参加し、子育て情報を提供する。	4,066	

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	5年度実績	評価及び課題	5年度決算額(千円)	6年度の事業内容	6年度当初予算額(千円)	備考
23	P102	既存	延長保育の充実	子ども保育課	・市内認可保育施設の全てにおいて、延長保育を実施している。延長可能時間別の施設数は以下のとおり。 ○午後7時まで 公立保育所 3施設 認定こども園 3施設 小規模保育事業 1施設 ○午後8時まで 公立保育所 5施設 私立保育所 10施設 認定こども園 1施設 事業所内保育事業 1施設 ○午後9時まで 私立保育所 1施設 ○午後10時まで 公立保育所 1施設	・子ども・子育て支援新制度施行により、保育標準時間の原則的保育時間は、午前7時から午後6時までとし、午後6時を超えた時間を延長保育としている。 ・延べ利用児童数 公立 (月極利用) (日割利用) 短時間認定 午前8時30分まで 470人 — 午後6時まで 1,804人 — 午後7時まで 9,962人 1,488人 午後8時まで 2,105人 69人 午後9時まで 73人 12人 午後10時まで 43人 0人 計14,457人 計1,569人 私立の保育施設については各施設にて利用者の要望に応じて実施している。	保育所における延長保育の実施時間の拡大については、今後の利用状況や実施に係る人材確保の状況を見極めながら検討する。	—	引き続き全保育所で延長保育を実施する。 民間活力を導入したことで、延長保育事業の拡充が図られているが、今後、延長時間の拡大等については、これまでの実績と保育無償化の影響を踏まえ、今後の利用ニーズを検討する。	—	
24	P104	既存	休日保育の充実	子ども保育課	休日出勤やその他の理由により保育できない場合等に対応するため、指定管理者を導入した公立保育所1か所及び民間保育所1か所で休日保育を行う。	利用延べ人数 ・尾崎保育所 378人 ・コビープリスクール あたご保育園 698人	前年度と比較し、休日保育全体の利用人数は増加した。現時点では定員数にまだ猶予があるが、今後も受け入れ状況を注視し、必要に応じて利用定員数等の検討を行う。	9,220	引き続き事業を実施するとともに、利用促進のため周知の充実を図る。	8,978	
184	P105	新規	休日預かり保育事業	子ども保育課	・休日(日曜・祝日)に保育を必要とするすべての保護者が冠婚葬祭やその他の事業等により、緊急に保育の必要性が生じた場合において、要件(保育認定事由)に関わらず利用できるよう、令和2年10月から休日預かり保育事業を実施している。	○休日預かり保育事業 ・特定非営利活動法人ゆっくく 延べ 17人 ・特定非営利活動法人ゆうアンドみい 延べ 147人	○休日預かり保育事業 前年度と比較し、休日預かり保育事業全体の利用者は昨年度より増加した。令和5年10月に事業者で休日預かり保育事業のチラシを作成し、市内保育施設及び市内幼稚園に配布並びに子ども保育課窓口、児童家庭課窓口、保健センターにポスターを掲示することで、周知を図った。今後は市報やホームページを利用した周知を検討していく。	4,020	○休日預かり保育事業 引き続き事業を実施するとともに、利用促進ため周知の充実を図る。また、受け入れ状況を注視し、必要に応じて利用定員数等の検討を行う。	4,020	
25	P105	既存	病児・病後児保育の充実	子ども保育課	【事業番号14再掲】						
26	P105	既存	子ども・子育て支援法に基づく幼稚園の預かり保育の拡充	子ども保育課	【事業番号6再掲】						

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	5年度実績	評価及び課題	5年度決算額(千円)	6年度の事業内容	6年度当初予算額(千円)	備考
27	P106	既存	代替保育利用支援事業の充実	子ども保育課	保育所等の利用の決定を保留されている保護者、利用予約により保育所の利用が決定した保護者、保育所・幼稚園等入所者に対し、子育てサービス（ファミリー・サポート・センター事業、認可外保育施設、一時預かり事業）を利用した費用の一部を助成する。	子育てサービス等利用支援事業 ・助成金の額 利用した子育てサービスに要した費用の1/2（児童1人につき1か月当たり上限2万円） ・支給件数 529件 ・支給額 8,309,242円	令和2年10月から事業を開始した。当該事業は保育所入所を申し込んだが、保育所に入所できず、認可外保育施設等を利用する保護者の経済的負担を軽減し、また、既に入所している人でも、入所施設以外に子育てサービスを利用した場合に費用の一部を助成するものである。 子育てサービスが周知されたことにより利用件数も増加した。	8,309	市内における保育の必要性が急増していることから、今後の保育ニーズの動向に注視するとともに、必要に応じて助成内容の見直しを検討する。	6,198	
28	P108	既存	保育所の耐震補強の実施	子ども保育課	・平成24年度から25年度に実施した耐震診断の結果を踏まえ、耐震補強を要する5保育所5棟（清水、中根、東部、北部、尾崎）について、他の公共施設の計画や推進状況、具体的な補強等の方法及び時期等について検討する。	・耐震補強工事等の実績は無し。	・ほかの公共施設の耐震補強工事の進捗状況を見極めながら、耐震補強を必要とする尾崎保育所の整備計画を検討する。また、工事費の財源確保等についても検討する必要がある。	—	経年劣化が進んでいる状況ではあるが、引続き日常点検等による施設の保全に努めていく。	—	
29	P109	既存	保育環境向上のための施設整備の推進	子ども保育課	・施設維持に伴う修繕及び保育児童数等の変化に対応する改修工事の検討・実施。また、更新時期を迎えているエアコン設備等の計画的な整備を行う。	・空調設備改修工事設計委託実施保育所保育室等 北部、尾崎（2室） ・空調設備改修工事実施保育所保育室等 中根（遊戯室、保育室）、清水（厨房）、乳児（保育室） ・厨房排水改修工事 南部 ・カーテンレール及び遮断フィルム設置工事 中根他4保育所 ・廊下、保育室床改修工事 中根、清水 ・門扉設置工事 花輪 ・駐車場整備工事 花輪 ・空調設備設置工事実施保育所保育室等 木間ヶ瀬（トイレ）、北部（保育室）、清水（保育室）、乳児（保育室） ・テラス軒天等改修工事 尾崎（4年度からの繰越工事） ・駐車場整備工事 清水	・更新時期を迎える公立保育所のエアコン整備を今後も計画的に推進する。また、未整備となっている調理室のエアコン設置についても計画的に検討する。 ・経年劣化が顕著な保育所の修繕や保育児童数等の変化に対応した改修工事、財源確保も含めて検討する必要がある。	28,750 (繰越分) 9,844	・保育に必要な施設等の修繕及び改修工事を計画的に実施し、良好な保育環境の整備に努める。 (年度工事実施予定) ・空調設備改修工事設計委託実施保育所保育室等 北部（調理室）、中根（調理室）、福田（1室） ・トイレ改修工事設計委託実施保育所（中根） ・園庭通路改修工事 中根 ・屋根等改修工事 南部 (5年度からの繰越工事) ・防水改修工事 北部 ・遊具更新等工事 福田、南部、清水、北部、花輪、木間ヶ瀬	10,882 (繰越分) 51,769	

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	5年度実績	評価及び課題	5年度決算額(千円)	6年度の事業内容	6年度当初予算額(千円)	備考
30	P110	既存	教育・保育の無償化	子ども保育課、児童家庭課	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育（小規模・家庭的保育・事業所内・居宅訪問型）、認可外保育施設等を利用する3歳から5歳までのすべての子どもたちと、0歳から2歳までの利用料については、住民税非課税世帯を対象に無償化となる。また幼児教育・保育無償化に伴い、保育所の副食費は実費徴収（保護者負担）となる。 ・未移行幼稚園、特別支援学校、預かり保育事業、一時預かり事業、病児・病後保育事業、子育て援助活動支援事業など子育てのための施設等の利用も無償化になる。 ・国や県の動向を注視しながら無償化開始後の保育量を分析し財源確保を行い、無償化の影響による待機児童増加が懸念される現状においては、公立保育所を含め保育士不足の解消を目指すために、現在の保育士確保対策の周知に努めるとともに、新規事業等の効果的な対策の検討を進める。 ・保育量の確保については、就学前児童数の割合や推移、女性の就業率をはじめ保育のニーズ量を様々な方向から十分に分析を行い、無償化に伴う増加予測が難しい中でも、既存の民間認可保育施設の建て替えや移設等の整備予定を把握するとともに、地域型保育事業等の多様な事業形態を踏まえて検討していく。 ・子育てのための施設等利用給付制度においては、保護者の利便性等を勘案しつつ施設等利用費の公正かつ適正な支給に取り組み、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監査等においても県との連携や情報共有を図りながら適切な取組を進める。 ・幼児教育・保育無償化の影響が不透明であり、量の見込みが予測困難であることから、今後2年間の推移を見極め、中間年度の令和4年度に見直しを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育・保育の無償化の一環として公立幼稚園の年収360万円未満の低所得世帯及び多子世帯（小学校第3学年の兄又は姉から数えて第3子以降に該当する世帯）の保護者に対して給食費のうち、副食費（おかず代等）の免除を実施した。 ・副食費の免除に併せて、市の単独事業として公立幼稚園の副食費が免除される保護者について、主食費も免除した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士合同就職説明会を開催し、6人の保育士を確保した。今後も保育サービス提供体制を構築するために保育士確保に努める。 ・無償化に伴う保育需要の多様化に対応するため多様な事業形態を模索する。 ・施設等利用費の適切な支給を行うために、県と連携しながら施設に対して指導を行う必要がある 	(子ども保育課) 施設等利用費決算額【民生費】28,986 【教育費】280,044 給食費4,606 (学校教育課)0 (児童家庭課)0	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士合同就職説明会 ・事業者への実地指導 施設等利用費及び給食費については、令和4年度と同様	(子ども保育課) 施設等利用費決算額【民生費】27,786 【教育費】279,126 給食費4,803 (学校教育課)0 (児童家庭課)140	
31	P111	既存	特別な支援が必要な子どもの施策の充実	子ども保育課、学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法に基づく基本指針について、新たに障がい児等特別な支援が必要な子どもの施策の充実が位置付けられ、医療的ケア児の総合的な支援体制の構築が挙げられていることから、現在実施している障がい児保育のための加配とともに、支援体制の構築について検討する。 	現在のところ、医療的ケア児の受け入れ実績はない。 R3年度より、医療的ケア児の受け入れに向けて、直営の中根保育所にフルタイムの看護師を配置した。 またR4年度、R5年度に当該看護師が、医療的ケア児受け入れに関する研修を受講した。 【子ども保育課】 私立幼稚園教諭の人材確保を支援するため、私立幼稚園教諭就労奨励金交付規則及び私立幼稚園教諭就労促進家賃補助金交付規則を制定し、令和5年度から実施した。	医療的ケア児の総合的な支援体制を構築するため、引き続き研修の受講や、環境についての確認を進める。 【子ども保育課】 当該補助金について、子ども保育課が事務補助することにより、窓口を一本化し、手続等の利便性の向上を図ることにより、私立幼稚園教諭の人材確保を支援した。	医療的ケア児受入 私立幼稚園教諭就労奨励金900 私立幼稚園教諭就労促進家賃補助金425	医療的ケア児の総合的な支援体制を構築するために、看護師等の研修や、受け入れ環境について整備していく。 【子ども保育課】 ・私立幼稚園に対し当該補助制度を周知し、活用していただくことにより人材確保を支援する。	医療的ケア児受入 私立幼稚園教諭就労奨励金1,300 私立幼稚園教諭就労促進家賃補助金1,200	

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	5年度実績	評価及び課題	5年度決算額(千円)	6年度の事業内容	6年度当初予算額(千円)	備考
32	P113	既存	子育てに関する意識啓発の推進	児童家庭課	・子育て等に関する各種支援団体の講演会やシンポジウムを支援することで、子どもを産み、育てることを社会全体で応援する意識の醸成を図る。 ・子ども館6館合同により、子育てに関する講演会を開催する。	・7館合同事業 子育て支援講演会 ○日時 令和5年12月4日(月)10:30~11:30 ○場所 のだしこども館 supported by kikkoman ○演題 「ふれあいながら共に育む パパ・ママの笑顔を最高の栄養」 ○講師 Music Community Studioどんぐり 今井尚美氏 ○参加者 2、3歳児とその保護者 21人	・子どもたちが夢中で歌ったり、手遊びをしたりする姿が見られた。保護者も一緒に楽しんでいる様子であった。 ・より多くの親子に参加してもらうため、2歳以上の親子が参加しやすい、親子広場の日などに合わせて開催するなど検討していく。	—	子ども館7館合同事業として「子育て支援に関する講演会」を開催する。	—	
33	P114	既存	子育て世帯への情報提供	児童家庭課、保健センター	・子育て情報を一元化した子育てガイドブックを制作し、対象年齢児童の保護者に配布する。 ・子どもの発達相談室に市内の子育て支援情報を一元的に把握する「子育て支援総合コーディネーター」を配置し、子育て情報サイト「にじいろnavi」とLINE公式アカウントにより情報を発信する。	【保健センター】 ・LINE配信 57回 ・ホームページ閲覧 16,177件 【児童家庭課】 ・平成30年度から企業広告を活用し、経費をかけずに子育てガイドブックを作成し、情報提供を行っている。令和5年度版として6,900部を作成し、公立保育所や幼稚園、転入、出生世帯、子育て支援相談世帯に配布を行った。	【保健センター】 ・子ども館等のイベント訪問・取材し「お出かけレポート」等の実際に訪問した情報を発信した。 ・「にじいろnavi」の周知につとめ、常に最新の情報を収集・掲載する。あわせて「にじいろnavi LINE公式アカウント」でも毎月情報発信した。 【児童家庭課】 (子育てガイドブック) ・毎年更新が行えることから、より時機に合った情報が提供できる。	—	【保健センター】 ・引き続き母子健康手帳交付時や相談や来所等に子育てガイドブックを配布し、子育て情報の案内を行う。「にじいろnavi」、「にじいろnavi LINE公式アカウント」の周知につとめ常に最新の情報を収集・掲載していく。 ・両親学級や3か月児健康相談等で、子育て情報を提供する。 【児童家庭課】 ・(子育てガイドブックの制作)企業広告を活用し、経費をかけずに最新情報を掲載し発行する。	—	
34	P116	既存	高齢者と保育所の子どもとのふれあい活動の充実	子ども保育課	・地元自治会やいきいきクラブに協力を依頼し、保育所ホールや園庭を開放し保育行事や伝承遊び、園芸菜園の耕作等の交流活動を通じて、高齢者とのふれあいを深める。また、地域施設に訪問し、交流を図る。 ・地域の中で子育て支援を行うとともに、高齢者の社会参加と生きがいづくりを推進する。	保育所では、令和5年度から新型コロナウイルス感染症対策が自己判断となったことで、地域の高齢者を園に招き、「夏祭り」や「運動会ごっこ」、園周辺の散歩や芋ほりなど、様々な行事を行うことができた。	令和5年度から新型コロナウイルス感染症対策が自己判断となったことで、高齢者を園に招き様々な行事を行うことができた。今後も継続して高齢者とのふれあい活動を実施するため、保育所と地元自治会、高齢者施設との連携を図り、継続的な高齢者とのふれあい活動の実施及び充実が求められる。	—	令和6年度も引き続き、高齢者とのふれあい活動を実施し、高齢者との触れ合いの充実に努めていく。	—	
35	P117	既存	主任児童委員・児童委員活動の充実	生活支援課	・ひとり親家庭が地域社会の中で安定した生活ができるよう、ひとり親となった直後の家庭や要保護児童の家庭を母子・父子自立支援員と地域の主任児童委員等とが個別に同行訪問し、見守りやニーズの把握、問題解決に向けた施策の情報提供や相談などの支援活動を実施する。 ・主任児童委員と母子・父子自立支援員の連携を図るための研修会を年2回実施する。	・母子・父子自立支援員と主任児童委員による同行訪問件数 179件 ・主任児童委員連絡会等での研修(計2回) ①R5.6.14 ひとり親家庭の支援、改定について ②R6.2.20 ひとり親家庭の施策について、母子家庭訪問について	・ひとり親家庭の実態把握については、主任児童委員等への個人情報の提供を拒否する家庭も少なくなく、困難な点もあるが、児童の健全育成のため、地域での見守りを推進する必要がある。	945 (主任児童委員報償費)	・ひとり親家庭が地域社会の中で安定した生活ができるよう、ひとり親家庭となった直後の家庭や要保護児童の家庭を母子・父子自立支援員と地域の主任児童委員等とが個別に同行訪問し、見守りやニーズの把握、問題解決に向けた施策の情報提供や相談などの支援活動を実施する。 ・主任児童委員と母子・父子自立支援員の連携を図るための研修会を年2回実施する。	965 (主任児童委員報償費)	

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	5年度実績	評価及び課題	5年度決算額(千円)	6年度の事業内容	6年度当初予算額(千円)	備考
36	P118	既存	青少年相談員活動の充実	生涯学習課 青少年センター	・スポーツ、文化活動、野外活動等子どもたちが人と関わる喜びを実感できるような事業の展開に努める。 ・市内8地域に分かれ、より地域に根ざした身近な青少年相談員を目指す。	・活動の充実を図るため青少年相談員連絡協議会に対し、補助金(742千円)を交付し、相談員活動の自主事業の開催及び他事業の協力支援を行った。 ・「東葛飾地区少年の日・地域のつどい大会」に参加 開催日：R5.11.12 会場：我孫子中学校体育館(我孫子市) ポッチャ 参加4人 相談員8人 ・青春の中学生!!腕相撲王者決定大会 開催日：R5.11.19 会場：福田中学校体育館 参加6チーム 相談員30人 ・青少年相談員CUPドッジボール大会 開催日：R6.2.4 会場：関宿パークMOPS体育館 参加18校 相談員66人 ・「スケートで遊ぼう」を地域活動として実施 参加45人、相談員13人 ・「あおいそら南部支部まつり」、「みこしパレード」、「福田地区歩け歩け大会」、「東部地区マラソン大会」などの各地域行事に参加、協力した。	・スポーツ・レクリエーション活動の開催を通じて、世代間の交流と市内の子どもたちが相互の親睦と友情を深めることができた。 ・広報誌等により青少年相談員活動をPRしていく必要がある。	742	・スポーツ、文化活動、野外活動等子どもたちが人と関わる喜びを実感できるような事業の展開に努める。 ・市内8地域に分かれ、より地域に根ざした身近な青少年相談員を目指す。	1,000	
37	P119	既存	青少年センターの機能の充実	生涯学習課 青少年センター	・青少年補導員、社会教育指導員等の連携により、青少年センターを中心とした計画的な街頭補導を実施する。	・街頭補導の実施 実施回数：730回 延べ従事者数：1,739人 ・補導少年数(前年比+16人) 男：9人 女：7人	・新型コロナウイルス感染症の影響が減少したため、実施回数及び延べ従事者数が増加した。 ・非行防止対策の要となる街頭補導活動を青少年センターと補導員が協力しながら継続することが重要である。 ・学校周辺でのたむろ及び喫煙等に対処するため、青少年センター・学校・警察等の関係機関がより緊密に連携していく必要がある。	13,951	・青少年補導員と社会教育指導員の連携により、青少年センターを中心とした街頭補導を実施する。	14,723	
38	P120	既存	友だちづくり推進事業の推進	生涯学習課 青少年センター	・オープンサタデークラブによる各種講座の開催 ・土曜日に地域の教育力を活用した課外活動を行うことにより、子どもたちに体験を通じて「豊かな人間性の育成と共に規範意識を育む」場を創出する。	・27会場・32講座を実施した。(年間最多16回開催) ・参加数 延べ 5,500人 出席率 56.3% (前年比2.3ポイント減) ・参加児童の発表イベント(クラブフェスタ)を開催した。	・指導者の高齢化により後継者を育成していく必要がある。	5,355	・27会場・32講座で実施。(年間最多16回開催)	6,507	
39	P121	廃止	世代間交流事業の充実	生涯学習課 青少年センター、指導課	【青少年課】 ・世代間交流事業として、「ふるさと伝承講座」を実施し、地域の方々とも子どもたちとの世代間の交流を図る。 【指導課】 ・学校・保護者・地域が連携し教育活動を支援するため学校支援地域本部の設置と地域教育コーディネーターの配置 ・地域の教育力を最大限に活用する。	学校・地域の方々の協力を得ながら、市内小中学校で「ふるさと伝承講座」を開催し、世代間の交流を推進していましたが、指導課で実施する地域教育プラットフォーム事業と内容・講師が重複するため令和3年度から廃止とするものです。	—	—	—	—	
40	P121	既存	こどもまつりの充実	生涯学習課 青少年センター	・令和2年度以降は休止する旨、実行委員会で決定した。	休止	—	—	—	—	

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	5年度実績	評価及び課題	5年度決算額(千円)	6年度の事業内容	6年度当初予算額(千円)	備考
41	P122	既存	子ども館の機能の充実	児童家庭課	・子ども館の休館日(月・火・祝日)を解消するために、年末年始を除き休館日に該当する日を業務委託することで児童に子ども館を開放している。 ・親子が年間を通じて気軽に交流できる場を作るとともに地域における児童の活動拠点として遊びの指導などの事業を展開する。	・児童センター 開館日数 360日 利用者数 110,217人 ・中央子ども館 開館日数 319日 利用者数 5,347人 ・うめさと子ども館 開館日数 360日 利用者数 9,007人 ・山崎子ども館 開館日数 360日 利用者数 8,816人 ・谷吉子ども館 開館日数 360日 利用者数 10,107人 ・七光台子ども館 開館日数 360日 利用者数 10,909人 ・関宿子ども館 開館日数 360日 利用者数 8,091人 計 162,494人	・令和4年8月からのだしこども館 supported by kikkoman(児童センター)と既存の子ども館を含めて指定管理者による運営に代えたことで、休館日(月・火・祝)を開館日として運営した。 ・全ての子ども館の屋外遊具について、専門業者による点検を実施した。 ・中央子ども館については、床下の地盤陥没や施設老朽化に伴い解体工事を実施し、利用者の使用を中止したため、当面の代替措置として、勤労青年ホーム体育室や中央公民館児童室等を使用して子ども館事業を実施した。 ・中央子ども館の利用者は、保健センターに近接していることから、乳幼児とその保護者の交流や情報交換の場として利用されており、子育て世代の保護者への支援を担う重要な施設として機能していることから、旧建設地に新たな小型児童館を整備するため、設計、地質調査及び敷地測量を実施した。	191,405	・のだしこども館 supported by kikkoman(児童センター)と既存子ども館が同じ事業者による運営の強みを活かし、のだしこども館 supported by kikkoman(児童センター)を拠点として魅力的な事業は共有するなど、事業の活性化を図る。 ・利用者の意向や運営協議会の意見を踏まえた事業見直しや地域の子育て支援の拠点として関係機関等とのネットワークの構築に努める。 ・5年度に実施した専門業者による屋外遊具点検の結果、使用を中止した遊具について、更新工事を実施する。 ・中央子ども館については、令和7年度当初の開設に向けて、新築工事に実施する。	196,295	
42	P123	廃止	新しい子ども館の整備	児童家庭課	・子どもたちに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に異年齢の子供たちが集い遊びを通じて交流することで自主性や社会性創造性を身に着ける「学び」の場として、また、保護者同士が安心して気軽に交流できる場として、更には、子どもたちの体験活動を市民が支え多世代の交流が図れる場として子育て支援や地域交流の拠点として子ども館を整備する。	令和4年5月に整備が完了し、ネーミンググライツにより「のだしこども館 supported by kikkoman」として10月1日に指定管理者による運営でオープンした。整備事業は完了したので、当該事業を廃止し、子ども館の機能の充実に引き継ぐ。	—	—	—	—	
43	P123	既存	プレーパーク活動への支援	児童家庭課	・自然を活かし様々な道具を使って子ども達と遊ぶプレーパーク活動への支援について、活動する団体への活動場所の提供や子ども館事業との連携、活動を広報により周知する。	・プレーパーク活動を行っていた団体が令和元年度に解散したが、団体がいつでも活動できるような活動場所の提供や子ども館事業との連携等の支援について継続する。	・プレーパーク活動を行う団体がないことから支援することはなかった。	—	活動をを行う団体が現れた際には実施する団体へ活動場所の提供や子ども館事業との連携、活動を広報により周知する支援を行う。プレーパーク活動への支援を周知するとともにプレーパーク実施団体の活動を支援する。	—	
44	P124	既存	育児サークル活動の充実	児童家庭課、子ども保育課	・子ども館、子育て支援センターにおけるサークルの活動については、機関紙・ホームページを始め広く参加者を募集し、多くの親子が交流を深めている。 ・各施設のスタッフはサークル参加者に対して、スムーズに活動ができるよう、適切な助言を行うことにより支援する。 ・主なサークル活動(親子サークル・サンデー工作・わくわくタイムなど)	支援センター参加人数(延べ人数) ・野田東部みどり子育て支援センター 777人 (アートチャイルドケア野田東部みどり保育園内) ・さくらんぼルーム 83人 (聖華保育園内) ・ぼかぼかひろば 361人 (アスク七光台保育園内) ・コアラルーム 563人 (聖華未来のこども園内)	新型コロナウイルス感染症対策が自己判断となったことに伴い、サークル利用者が増加した。 子育て支援の拠点として、本事業の更なる周知と、気軽に立ち寄りやすい環境を充実させていくことが必要である。	—	引き続き、サークル活動を推進していく。 また、更なる子育て世代同士の交流しやすい環境の充実に努める。	—	
45	P125	既存	ブックスタートの推進	興風図書館、保健センター	・0歳児向け絵本リスト、1・2歳児向け絵本リストを作成・配布する。 ・ブックスタートボランティアを養成し、3か月健診時の親子に読み聞かせを実施する。 ・ブックスタートボランティアの募集を行い、3か月健診時の親子に読み聞かせを実施する。	3か月健診健康相談時に、769人に1,537冊の本を出生祝品として贈った。(1名が絵本を1冊しか受け取らなかったため)	対象者の99.5%に絵本とバッグを配付できた。 保健センターと協議しながら、ボランティアの協力も得て、読み聞かせの楽しさを伝えていく。	1,183	・引き続き、0歳児向け絵本リスト、1・2歳児向け絵本リストを作成・配付する。 ・絵本の読み聞かせの大切さを伝え、出生祝品として3か月健診健康相談時の親子へ絵本を贈る。	1,379	

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	5年度実績	評価及び課題	5年度決算額(千円)	6年度の事業内容	6年度当初予算額(千円)	備考
46	P126	既存	街区公園等その他の都市公園及び児童遊園の整備促進	みどりと水のまちづくり課、生活支援課	・利用しやすく、安全な公園管理を基本に地元自治会等の要望を取り入れながら公園施設の整備を促進する。	公園等遊具施設定期点検業務委託により、全ての公園施設の点検を実施し、点検結果を受けて修繕および更新を実施した。 (点検14,449千円・修繕等7,613千円)	・公園施設については老朽化が進んでおり、安全点検の結果により緊急度の優先順位を付け、今後も引き続き改修を実施していく必要がある。	22,062	令和6年度も引き続き公園等遊具施設定期点検を実施し、点検結果を受けて修繕および更新を実施していく。 (点検 15,950千円)	15,950	
47	P127	既存	保育所・幼稚園・学校等の園庭や校庭及び体育館等の開放促進	子ども保育課、学校教育課	・幼稚園の園庭、小・中学校の校庭や体育館等の施設を、スポーツ、レクリエーション等を目的とする社会教育関係団体等の使用に提供する。 ・①子どもの遊び場を確保する保育所園庭の開放、②スポーツ、レクリエーション、文化活動等を目的とする社会教育関係団体等の活動場所として提供する幼稚園園庭、小・中学校校庭、体育館等の施設開放等について、地域の実情を踏まえ継続して実施する。 ・また、その他の社会資源の活用を検討する。	【子ども保育課】 ・園庭開放 公立保育所（9施設）の実績 年間開放回数 183回 年間延べ利用人数 559人 公立幼稚園（2施設）の実績 年間開放回数 18回 年間延べ利用人数 31人 【学校教育課】 ・学校開放 小学校（20校）の実績 年間開放回数 屋外施設1,664回 屋内施設5,785回 年間延べ利用人数 屋外施設 78,687人 屋内施設110,841人 中学校（11校）の実績 年間開放回数 屋外施設 6回 屋内施設 3,867回 年間延べ利用人数 屋外施設 1,053人 屋内施設30,650人	【子ども保育課】 ・令和5年度から新型コロナウイルス感染症対策が自己判断となったことで、今年度は親子ふれあい保育体験を実施することができた。 園庭開放事業については5月から3月まで公立保育所（9施設）で実施することができた。 ・事業継続及び実施にあたっては地域における子どもの遊び場の状況把握やその使用ニーズを踏まえ、より有効的な活用方法などを検討する。 【学校教育課】 ・前年度に引き続き、学校教育に支障のない範囲で、学校施設の開放を実施した。	—	【子ども保育課】 今年度も引き続き園庭開放と親子deわくわくどきどき〜プチ体験保育〜（旧親子ふれあい保育体験）を実施していく。 【学校教育課】 今年度も引き続き、学校教育に支障のない範囲で学校施設の開放を実施していく。	—	
48	P128	既存	公立幼稚園の機能の充実	指導課	・園庭を開放し、地域との触れ合いの場を提供する。 ・新型コロナウイルス感染症防止対策を考慮して、可能な範囲で実施。…地域の女性団体等の交流活動を実施(収穫祭を兼ねたカレーパーティー・伝承遊び等) ・絵本読み聞かせの実施	・園庭の開放、プレイルームの開催（未就園3歳児保育体験教室）、行事への地域住民の招待等を行った。 ・可能な限り、地域の方々とのふれあいの場を設定した。（紙芝居ボランティアの方の協力など） ・幼児教育センターとしての情報の提供を進め、人間形成における幼児期の大切さを伝えた。保健センター子どもの発達相談室との連携を図り、子育てに悩む保護者への支援を行った。	・地域との交流の活動を今後どのように行っていくか、検討する必要がある。 ・次年度に入園する子ども・保護者にとって、幼稚園がどのような所かを理解していただくためにも、できる限りの取り組みを行っていきたい。 ・次年度も引き続き、保健センター子どもの発達相談室と連携し、就学相談へと移行することで、早期からの相談・スムーズな就学につなげたい。	—	・園庭の開放、プレイルームの開催（未就園3歳児保育体験教室）、行事への地域住民の招待等について、年間計画に位置付けている。 ・可能な限り、地域の方々とのふれあいの場を設定する。（紙芝居ボランティアの方の協力など） ・今後も、幼児教育センターとしての情報の提供を進め、人間形成における幼児期の大切さを伝える。保健センター子どもの発達相談室との連携を図り、子育てに悩む保護者への支援を行う。	—	

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	5年度実績	評価及び課題	5年度決算額(千円)	6年度の事業内容	6年度当初予算額(千円)	備考
49	P129	既存	市長と話そう事業の実施	市政推進室	・市長と話そう集会の実施・市長と話そう(手紙編)の実施 野田市の未来を担う子どもたちが野田市の良さを理解し、郷土愛を持ってずっと住み続けてもらうため、子どもたちが今何を考え、何を望んでいるのか、素直な意見を聞き、できる限り市政に反映させることを目的に、実施する。	・市長と話そう集会 子どもたちからの意見数 316件 ・市長と話そう(手紙編) 子どもたちから届いた手紙 272通 子どもたちからの意見数 456件	・子どもたちからの意見や要望等で、すぐに対応可能な要望等については、担当部署と連携しながら対応を行った。	112	・市長と話そう集会については、市内の公立小中学校、全31校において、市長と話したいと希望する子どもたちが、市長と直接、意見交換できるよう引き続き実施していく。 ・市長と話そう(手紙編)については、市内の公立小中学校の全児童生徒に、担任の先生から市長宛ての封筒と手紙の用紙を直接配布するとともに、学校にも置いて、子どもたちが市長と話そう集会では言いにくいこと、相談したいことや言いたいことなどを自由に書き、郵便ポストに投函することで、市長に直接手紙がいつでも届く仕組みにより多くの児童生徒の意見や要望を伺う。	136	
50	P130	既存	子ども会育成連絡協議会活動の充実のための施策の推進	生涯学習課 青少年センター	・子どもの居場所、ボランティアや自然体験、遊びを通じた地域の教育力の向上、子どもの安全等を目指し、子ども会育成連絡協議会の事業を支援する。	・子ども会育成連絡協議会補助金の交付。 ・子ども会育成連絡協議会事業の支援を行った。	・子ども会への加入者が年々減少傾向にある。	1,111	・子ども会育成連絡協議会補助金の交付。 ・各種事業の支援をする。	1,747	
51	P131	既存	あおいそら運動推進委員会活動の充実のための施策の推進	生涯学習課 青少年センター	・青少年健全育成団体地区別懇談会をはじめ、青少年の健全育成に関わる団体が地域における情報交換を行う場を設ける。	・実施できなかった。	・青少年の健全育成のためには地域の協力が不可欠であることから、情報交換方法について検討が必要である。	—	・開催を検討する。	—	
52	P132	既存	野田レクリエーション協会活動の充実のための施策の推進	生涯学習課 青少年センター	・令和2年度からはこどもまつりを開催しないため、参加・協力していただく事業が減ったが、オープンサタデークラブの指導者として活動いただく。	・オープンサタデークラブ「パドルテニス」(会場：柳沢小)の指導者として、活動を行った。 参加数 延べ121人 出席率44.3%	・指導者の高齢化により後継者を育成していく必要がある。	—	・オープンサタデークラブ「パドルテニス」(会場：柳沢小)の指導者として、活動いただく。	—	
53	P133	既存	野田市民俗芸能連絡協議会活動の充実のための施策の推進	生涯学習課	・野田市民俗芸能連絡協議会に加盟する団体が、学校等での指導を行うとともに、指導を受けた児童・生徒の発表する機会の提供として「野田市民俗芸能のつどい」を開催する。	・第23回 野田市民俗芸能のつどいの開催 出演 小学校3校・中学校1校 42人	・継続して子どもたちの学習や発表の機会の拡充を図る。 ・民俗芸能の習得に必要な篠笛等用具の整備を行う。	273	・野田市民俗芸能連絡協議会に加盟する団体が、学校等での指導を行うとともに、指導を受けた児童・生徒の発表する機会の提供として「野田市民俗芸能のつどい」を開催する。	471	
54	P135	既存	野田市サイクリング協会活動の充実のための施策の推進	スポーツ推進課	・福田地区の利根川未整備区間でのサイクリングロードの整備について検討し、整備済み区間についてもサイクリングの妨げとならないよう除草を行う。	・野田市スポーツ公園から境大橋、運河橋から水堰橋の区間の道路両端から1m幅について、利根運河は年3回、利根川は年2回の除草を実施。 ・利根川の堤防上及び木野崎スポーツ公園から水堰橋までの瀬戸、三ツ堀地区に、一部堤防がない区間における一般道への迂回路を案内するための看板を設置(2か所)。	・福田地区の利根川未整備区間でのサイクリングロードの整備については、国土交通省との調整が必要である。	8,657	・平成18年度までに福田地区の利根川堤防未整備区間を除き、サイクリングロード整備が終了したが、今後も事業の継続を図る。 ・除草の実施	7,185	

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	5年度実績	評価及び課題	5年度決算額(千円)	6年度の事業内容	6年度当初予算額(千円)	備考
55	P136	既存	野田市スポーツ協会活動の充実のための施策の推進	スポーツ推進課	・野田市スポーツ協会の活動充実のため、前年度に行事調整会議を開催して、大会の場の確保に努める。また、補助金の交付により、生涯スポーツの普及・発展を図る。	野田市スポーツ協会 加盟28種目7,496人 ・行事調整会議(令和6年度実施用) 期日：令和5年11月30日(木) 会場：野田市役所8階大会議室 参加：約40団体 ・市スポーツ協会事業補助金、市民体育大会種目別大会補助金、県民体育大会派遣費補助金を交付。	・市民体育大会では多数の市民参加を得ておおむね生涯スポーツの普及が図られているため、引き続き事業の重要性に鑑み、協会の活動充実を図る必要がある。	5,025	・今後も事業を継続し、野田市スポーツ協会の活動充実のため前年度に行事調整会議を開催して、大会の場の確保に努める。 ・また、補助金の交付により、生涯スポーツの普及・発展を図る。	6,173	
56	P137	既存	ボーイスカウト・ガールスカウト活動の充実のための施策の推進	生涯学習課 青少年センター	・青少年健全育成及び奉仕活動を実践している野田市スカウト連絡協議会に対し事業活動を支援するもの。	・野田市スカウト連絡協議会補助金の交付。	・市内の青少年健全育成団体として重要な役割を担っており、奉仕活動や体験活動を通して子ども達の健全育成に大きく寄与している。	263	青少年の健全育成及び奉仕活動を実践している野田市スカウト連絡協議会に対し、事業活動を支援する。	263	
57	P138	既存	スポーツ少年団活動の充実のための施策の推進	スポーツ推進課	・野田市スポーツ協会を通じて野田市スポーツ少年団に事業費補助金や種目別大会補助金の交付を行い、活動を支援する。 ・広報活動、大会、講習会の実施に努めるとともに、各団体との連携、調整を密にして、スポーツ少年団の組織の充実、整備を図る。	・野田市スポーツ少年団 加盟団体15団体、団員数319人 ・近隣交流大会3種目(ミニバスケットボール、空手道、サッカー、) ・野田市スポーツ協会を通じて、事業補助金や市民体育大会種目別大会補助金を交付	・少子化の影響により団員数が減少傾向にある。	113	・今後も事業の継続を図り、広報活動、大会、講習会の実施に努めるとともに各団体との連携、調整を密にして、スポーツ少年団の組織の充実、整備を図る。 ・野田市スポーツ協会を通じて野田市スポーツ少年団に事業費補助金や市民スポーツ大会種目別大会補助金の交付を行い、活動を支援する。 ・各単位団の認定指導者を増やすために、認定員になるための講習会費を補助する。	113	
58	P139	既存	社会福祉協議会の体制強化	社会福祉協議会	・地区社会福祉協議会が行う「ふれあいいきいきサロン」等の事業がより効果的な事業となるよう支援するとともに、ファミリー・サポート・センター等の育児支援事業や学童保育所等の円滑な運営を行う。 ・新制度における学童保育所の新基準である、おおむね40人を超える集団を2つに分けることに対応するため、指導者の確保などに努める。	・新型コロナウイルス感染症対策に留意しながら「ふれあい・いきいきサロン事業」等の活動を実施した。 ・ファミリー・サポート・センターの運営 利用会員 1,150人 提供会員 132人 両方会員 36人 ・学童保育所運営委託 15か所	・各地区社協において、新型コロナウイルスの感染対策及び様々な工夫をして、サロン等を実施した。	—	・新型コロナウイルス感染症の影響で停滞した地区社協活動が活性化していくように支援するとともに、ファミリーサポートセンター等の育児支援事業や学童保育所等の円滑な運営を行う。	—	
59	P140	既存	性に関する啓発活動の充実	保健センター	・エイズ等、性に関する健全な意識の涵養と併せて、思春期の心と身体の健康、命の大切さ、性や性感染症の予防に関する正しい知識の普及と啓発を図るため、また現代はSNS等からの知識の吸収が大変多く、その知識がすべて正しいとは限らないので、専門職が講義することにより正しい知識を普及する。 ・市内の中学校の生徒及び保護者に対し、講演会を実施する。 ・令和2年度以降は新型コロナウイルスの感染拡大予防対策を各中学校に依頼して、思春期講演会を開催する予定。	・保健センターが野田市内の中学校を対象に、開催希望校において実施した。 ○中学校：11校 1,263人 対面式：10校 Zoom式：1校 ○養護教諭対象研修会(7月実施) 市内中学校養護教諭12人参加(南部中学校は養護教諭が2人参加) 小学校養護教諭の希望者12人	助産師という専門職による中学校における講演会を全中学校で開催した。参加者へのアンケートによると、学校の授業で取り扱うことが難しい内容等を学ぶことができ、正しい知識の普及や啓発に有効であった。 また、千葉県助産師会の助産師による「養護教諭対象研修会」を中学校の養護教諭向けに実施した。令和5年度は、小学校の養護教諭の希望者も参加可能とし、養護教諭からは、性についての新しい知識を学ぶ機会となり、また直接助産師に質問したり他校の養護教諭と情報交換もでき、今後の生徒や保護者との関わりに大変有意義な研修会であったとの評価であった。	363	実施予定中学校 11校 ・対面式：11校の予定 養護教諭対象研修会(7月実施予定) 市内中学校養護教諭及び小学校養護教諭の希望者	365	

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	5年度実績	評価及び課題	5年度決算額(千円)	6年度の事業内容	6年度当初予算額(千円)	備考
60	P141	既存	性教育の充実	指導課	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校においては、保健領域「育ちゆく体とわたし」で、思春期における体の発育・発達について学習する。 ・中学校においては、保健分野「心身の機能の発達と心の健康」で、身体機能の発達・生殖にかかわる機能の成熟について学習する。 ・発達段階に応じたLGBT、性の多様性理解に関する教育を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校においては、保健領域「育ちゆく体とわたし」で、思春期における体の発育・発達について学習した。(4年生) ・中学校においては、保健分野「心身の機能の発達と心の健康」で、身体機能の発達・生殖にかかわる機能の成熟について学習した。(主に1年生で学習) また、主に中学3年生を対象に助産師を招いて思春期講演会を実施し、性に関して自分の体、相手の体を大切にすることについて講演を実施した。 ・LGBTQ、性の多様性理解について学校人権教育指導者育成講座や初任者研修など野田市主催の研修会を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・性教育については、性についての興味関心の個人差が大きく、また受け止め方にも差がある。指導方法や表現など、学年や男女の別、実態等をふまえて適切に行う必要がある。 ・LGBTQ、性の多様性については、個々の教員ごとに理解が十分でないこともあり、教職員への研修が今後も必要となると思われる。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・LGBTQ、性の多様性理解について教職員の研修などを実施し深めていく。 ・学年や男女の別、実態等をふまえて指導方法や表現など、適切に行う。 	—	
61	P142	既存	人権教育・啓発の推進及び「子ども」の人権への取組について	人権・男女共同参画推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもじんけん映画会の開催(人権に関わるアニメビデオの上映、啓発物品の配布・啓発資料の配布による人権意識の啓発) ・人権擁護委員と連携し、「いじめ」をテーマにした小学校人権教室の開催(啓発ビデオの視聴・話し合い) ・人権擁護委員と連携し、「いじめ」をテーマにした中学校人権講演会の開催(市内中学校11校を3年で一巡) 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもじんけん映画会 10月14日開催 208人参加 ○小学生人権教室 12月4日(北部小) 64人参加 12月5日(みずき小) 103人参加 12月6日(宮崎小) 73人参加 12月8日(岩木小) 101人参加 12月9日(山崎小) 74人参加 ○中学生人権講演会 6月17日(第一中) 671人参加 7月4日(関宿中) 59人参加 7月12日(岩名中) 439人参加 7月18日(第二中) 298人参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもじんけん映画会について、引き続き集客に努める必要がある。 ・小学生人権教室について、子ども達に身近な問題である「いじめ」について自らが考え、他人への思いやりやいたわりあう心を持つことで、人間関係の大切さを学ぶため、継続実施が必要。 ・中学生人権講演会については、自殺防止対策を兼ねている。命の大切さを実感させることで、いじめや暴力のない社会について考えさせることができるため、継続実施が必要。ただし、熱中症対策の観点から、一部DVD視聴等による講演となったことから、開催時期や手法について工夫が必要。 	2	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもじんけん映画会 10月19日開催予定 ○小学生人権教室 12月4日～10日の間で開催予定 ○中学生人権講演会 前期中に開催予定 	3	
62	P143	既存	いじめ・少年非行等に対応する地域ぐるみの支援ネットワークの整備	指導課、生涯学習課青少年センター、子ども家庭総合支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・非行等の問題を抱える子ども、いじめを受けた子ども・いじめをする子どもとそれらの家庭に対して他機関と連携した相談・支援を行い、解決に努める。 ・ひばり教育相談、「保護者の会」では懇談会や講演会を行い、家庭における子育て意識の啓発を行う。 ・地域において、子どもと大人が心を通わせるようなキャリア教育等の啓発活動を行う。 ・スクールロイヤーによる子どもに人権に関する出前授業を行う。 ・スクールロイヤー、教育委員会アドバイザーによる、法的な観点から子どもの人権に関する研修会を教職員に対して実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市カウンセラー、スクールサポートカウンセラーなどが、学校と連絡を取りながら子ども同士の関係を調整し、個別の相談を行うことにより、解決につなげた。 ・市スクールサポーターの配置 小学校3校、中学校1校 ・市スクールサポートカウンセラーの配置 小学校14校、中学校3校 ・ひばり教育相談相談件数延べ2,551件 ・「保護者の会」参加人数26人 ・スクールロイヤーによる教職員研修、教育委員会アドバイザーによるいじめ防止の授業を実施し、子どもの人権について理解を深めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校や地域の関係機関と連絡を密にとり、情報共有を図った。それにより、非行問題等に悩む家庭や子どもに対し、早期の対応や役割分担による組織的な対応を図ることができた。 ・ひばり教育相談では、対面の相談を4月から開始し、今年度増加した相談に対しカウンセラー中心に対応した。 ・「保護者の会」4回開催した。土曜日開催が多く、夫婦での参加も見られた。 ・スクールロイヤー、教育委員会アドバイザーによる研修では、法的観点から子どもたちを守るための手立てや保護者対応について学ぶことができた。 	33,293	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、指導課、子ども家庭総合支援課、生涯学習課青少年センターを核とし、他の連携機関のネットワークを強め深めることにより、非行等の悩みを持つ家庭や子どもの見守りや支援、心のサポートなどの相談体制を強化する。 ・ひばり教育相談、「保護者の会」では、懇談会や講演会を行い、家庭における子育て意識の啓発を行う。 ・スクールロイヤー、教育委員会アドバイザーによる教職員対象の子どもの人権に関する研修会を実施し、子どもの人権に関する意識の高揚をはかる。 	37,043	
63	P144	既存	1日体験保育の充実	子ども保育課	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所や幼稚園に通っていない児童及び保護者を対象として、保育所行事に参加して頂き、子育ての相談や情報交換の場を提供する目的として、1日体験保育を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公立保育所(9施設)の実績 運動会 0人 消防車見学 45人 人形劇鑑賞 0人 お楽しみ会・クリスマス会 3人 親子ふれあい体験 0人 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策が自己判断となったため、消防車見学やクリスマス会などの保育所行事に参加しただけだった。 	—	今年度も引き続き保育所の多種多様な行事に参加していただけるように努める。	—	

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	5年度実績	評価及び課題	5年度決算額(千円)	6年度の事業内容	6年度当初予算額(千円)	備考
64	P145	既存	岩木小学校老人デイサービスセンターにおける交流	指導課、高齢者支援課	・6年生のお別れ会・合同運動会・クリスマス会などを通して交流を行う。 (新型コロナウイルス感染症対策を一番に考慮する。)	・令和5年5月に新型コロナウイルスが5類になったことから小学校と交流再開の協議を行い、11月～2月の期間、昼休みに1～6年生の学年ごとにデイサービスに来ていただき交流会を実施した。	各学年、クラスごとに内容を考え、歌やダンスの披露、トランプやクイズ・昔の遊びなど幅広い内容で交流会を実施することができた。コロナ禍前はイベント時に交流会を実施していたが、コロナウイルスに感染することに不安を感じている利用者もいるため、感染症対策を講じた上で実施していくことを丁寧に説明していく必要がある。	—	令和5年度は下半期にかけて交流会を実施したが、令和6年度は小学校の運動会(5月実施)が終わった6月から感染症が流行する11月までの期間で交流会を予定している。またデイサービスで制作をして学校へ寄付することなども予定している。	—	
65	P148	既存	妊婦・乳児一般健康診査の促進	保健センター	・妊娠中の定期健康診査の費用助成を行う。契約していない医療機関受診分の償還払いを行う。 ○妊婦一般健康診査 14回 ○乳児一般健康診査 2回 (3～6か月児・9～11か月児)	・妊婦健康診査 延 8,730件 ・妊婦償還払い 延 233件 ・乳児健康診査 延 1,262件 ・乳児償還払い 延 2件 ・新生児聴覚 延 638件 ・新生児聴覚償還払い 延 40件	・妊婦健康診査においては、県外医療機関受診の希望があった場合には、市と医療機関との契約を迅速に進めている。また、契約不可の場合には、償還払いの制度の活用を必ず説明し、すべての妊婦が健診を受診しやすい制度整備に努めている。 ・乳児健康診査においては、母子健康手帳交付時、新生児訪問、3か月児健康相談等で説明している。また、里帰り先でも受診できる償還払いの制度について説明を行い、周知を図っている。	83,651	・妊産婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保するため妊婦一般健康診査の受診勧奨や啓発に努める。 ・母子健康手帳別冊の乳児健康診査受診票の利用を積極的にすすめる、適切な発達や病気の早期発見につなげる。	81,282	
66	P148	既存	妊産婦・新生児訪問指導の充実【事業番号8再掲】	保健センター	【事業番号8再掲】						
67	P148	既存	保健推進員活動の充実	保健センター	・市の保健サービスの周知 ・研修及び地区活動の推進者としての各種活動や会議等への参加	全体研修会 214人/10回 役員会 54人/9回 ホッとひといき子育て応援ルーム 乳児19人/4回 保護者22人/4回 子育て講演会 乳児6人/1回 保護者6人/1回	・保健推進員業務では、子育て応援ルームや子育て講演会を実施することができた。事業を通して市民から、親のリフレッシュや同世代の子どもを持つ友達づくりにつながったとの意見も得ることができた。活動を通して、保健推進員の意欲や満足感につながった。	262	・今年度も引き続き、「ホッとひといき子育て応援ルーム」と保育付きの子育ての講演会の企画運営を通して、地域の子育て世代への支援を行う中で、保健推進員一人一人の潜在的な能力を引き出し、主体性のある活動につなげていく。また保健推進員のPRや活動への周知をホームページなどを活用して広く周知していく。	309	
68	P149	既存	保健師の適正な人員配置	保健センター	・保健・福祉・介護等の様々な部門に適切に保健師を配置することで市民の健康ニーズに対応する。	・保健センター 20人 ・関宿保健センター 3人 ・高齢者支援課 2人 ・子ども家庭総合支援課 4人 ・こがし園 1人	・保健師を適切に配置し、市民の健康ニーズに応えている。 ・多様な相談に対応するための資質向上を目的とした現任教育マニュアルを活用しプリセプターと面談を行いながら、個人に合った指導を実施しスキルアップを図った。	—	・支援が必要な対象者の状況に合わせて、引き続き適正な配置に努める。	—	
69	P150	既存	乳幼児健康診査の促進	保健センター	・乳幼児健康診査の実施により発育・発達を確認し、発達の時期に合わせた適切な相談指導・情報提供等の支援を行うことで、正しい生活習慣の確立や、健やかな成長・発達の促進を支援する。 ・発育・発達や親子関係等気がかりな親子に対し関係機関と連携して、乳幼児とともに支援する。	・3か月児健康相談 対象者 773人 受診者 771人 受診率 99.7% ・すくすく子育て相談 対象者204人 受診者 118人 受診率57.8% ・1歳6か月児健康診査 対象者 860人 受診者 840人 受診率 97.7% ・3歳児健康診査 対象者 1009人 受診者 934人 受診率 92.6%	・未受診者に対して訪問を行い適切な時期に受診できるように受診を促した。その結果、特に3歳児健康診査の受診率が向上し、健康診査をきっかけに気がかりな親子を支援につながることができた。 ・育児の孤立化が進む中で、様々な専門職と相談できるようにし、母子の育児不安の軽減につなげた。 ・乳児の医師の診察に関しては、母子健康手帳別冊の乳児健康診査受診票の利用を積極的にすすめる、適切な発達や病気の早期発見につなげた。	9,525	・乳幼児健康診査の実施により発育・発達を確認し、発達の時期に合わせた適切な相談指導・情報提供等の支援を行うことで、正しい生活習慣の確立や、健やかな成長・発達の促進を支援する。 ・発育・発達や親子関係等気がかりな親子に対し関係機関と連携して、乳幼児とともに支援する。	9,970	

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	5年度実績	評価及び課題	5年度決算額(千円)	6年度の事業内容	6年度当初予算額(千円)	備考
70	P151	既存	母子健康教育(母子健康手帳の交付)の充実	保健センター	・妊娠届出、母子健康手帳交付時に保健師が子育て支援総合コーディネーターとともに全員に面接し、妊娠、出産、育児に関する不安の解消及び今後の支援の基礎とする。	・母子健康手帳交付数 785冊	母子健康手帳交付時から対象者に合わせた説明を行い、不安や心配事があったときに、身近な相談相手として相談できるよう関係づくりとハイリスクで支援が必要な方の早期発見に努めた。また、「伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業」を活用し、関係機関と連携しながら継続的な支援に努めた。	539	・妊娠届と母子健康手帳交付時に、保健師等の専門職が聞き取りの中で、アセスメントシートを活用し、ハイリスクで支援が必要な方を早期発見介入に努める。国が実施する「伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業」を活用し、個々のニーズにあわせた継続的な支援を行う。	548	
71	P152	既存	両親学級の充実	保健センター	・初妊婦(経産婦の希望者含む)及びその配偶者を対象に妊娠・出産及び育児に関する正しい知識を習得する。 ・両親学級修了者を対象としていた同窓会、交流会は乳児を含むため、新型コロナウイルス感染症が収束するまで開催を中止する。 ・子育ての不安を解消し自信をもって育児ができるように支援し、必要に応じて個別相談を行う。 ・新型コロナウイルスの感染症予防対策を講じる。	・コースⅠ 14回 (平日8回、土日6回) 受講者 延257人 ・コースⅡ 12回 (平日4回、土日8回) 受講者 延253人 ・同窓会 3回 参加者 延29人 ・交流会 3回	・令和5年5月から新型コロナウイルス感染症は5類に分類されたため、R5.9月からコースⅠの定員を増員し、R5.11月からは、両親学級同窓会・交流会を再開した。なお、交流会は希望者が参加できるように自由参加とした。同窓会は児の計測および、栄養士や保健師の育児相談も実施し好評だった。 ・野田市公式動画チャンネル(YouTube)にて両親学級の動画を配信し、直接参加できない方にも内容を見てもらうことにより、育児の知識や手技を学んでもらうよう努めた。 ・夫の妊婦体験は感染対策を講じながら実施を再開し、好評だった。	65	・初妊婦(経産婦の希望者含む)及びその配偶者を対象に、妊娠・出産及び育児に関する正しい知識の習得を促す。 ・子育ての不安を解消し自信を持って育児ができるように支援し、必要に応じて個別相談を行う。 ・参加者からのアンケートにおいて、産後うつについて詳しく聞きたいとの要望があったため、産後うつについての新たなパンフレットを購入、配布し、よりわかりやすく説明するよう努める。	116	
72	P153	既存	親子教室の充実・育児相談の充実	保健センター	・親子教室は幼児と親を対象に集団遊びを通して親子のかかわり、行動、言葉の発達等の支援を行う。 ・育児相談は乳幼児の発達状態や育児上の問題、悩み等に対し個別相談を行い、発達上の問題が発見された場合には、小児科医師等に紹介し医学的な指導を受けて事後指導にあたる。	・親子教室 36回 実92人 延べ 283人 ・子育て相談会 実132人 延べ 174人	・教室終了後は、必要に応じて、電話や個別相談を実施し、継続した支援を行った。 ・1歳6か月児健診の発達フォローである「みつばち教室」は対象者が多く、定員の状況によっては、参加までに時間がかかる場合があった。 ・すぐに参加につながらない保護者に対しては、架電などで確認し、切れ目のない支援を実施した。 ・子育て相談会では、子育てや児の発育に不安がある保護者を対象に、多職種による相談を実施した。 ・2歳3か月児のフォローに関しては「子ども相談」「のびのび教室」「子育てサークル」等の案内を行い、継続的に支援を行う。	308	・親子教室は、幼児と保護者を対象に集団遊びを通して親子のかかわり、行動、言葉の発達等の支援を行う。また、月齢に合わせた遊びや季節の遊びなど、自宅でも実施できるような内容を取り入れていく。 ・「みつばち教室」は対象者が多く、参加までに時間がかかる場合は「子ども相談」「子育てサークル」等の案内を行い、継続的に支援を行う。 ・2歳3か月児のフォローに関しては昨年度同様実施していく。	328	
73	P154	既存	健康づくり実践活動事業(健康づくりフェスティバル等)の推進	保健センター	・市内の各種団体の協力を得て、健康づくりに関する展示や発表等を行い、市民が自らの健康づくりについて、考える機会とする。	・イベントにおける啓発を実施 実施回数：6回 参加延べ人数：1,137人 【内訳】 ・野田むらさきの里ふれあいウォーク2023 233人 ・新野田市駅オープンフェスタ 500人 ・口腔がん検診での骨密度測定 183人 ・野田市健康スポーツ文化都市宣言記念事業 162人 ・SUMCO(株)栄養講習会 38人 ・食生活改善推進員主催の人形劇部公演 21人 (のだしこども館公演 子ども12人、保護者9人)	・健康づくりフェスティバルとして集合型での実施からイベントへ出向く出張型に変更したことにより、日頃健康増進事業への関与が少ない方や、40~60歳代のターゲット層への啓発を行うことができた。 より効果的な啓発活動の場への参加に向けて、各種団体との連携をすすめる。	15	・市内の各種団体と連携して、イベント等に出向き健康づくりの啓発を行う。	9	

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	5年度実績	評価及び課題	5年度決算額(千円)	6年度の事業内容	6年度当初予算額(千円)	備考
74	P155	既存	乳幼児の疾病と事故防止対策等に関する普及啓発の一層の推進	保健センター	・乳幼児健康診査の際に事故防止に関するパンフレットを配布する。 ・離乳食講習会時の事故予防の健康教育	・パンフレット配布 3か月児健康相談 771人 ・事故予防の健康教育(離乳食講習会時) 133組	・乳幼児の死亡原因は事故によるものが最も多く、事故を防ぐためには日頃からの保護者の注意が重要である。3か月児健康相談や離乳食講習会等を活用して、保護者にとって理解しやすい内容のパンフレットの配布や健康教育を通して、家庭での事故防止に役立てられるように啓発をした。	22	・離乳食講習会にて、健康教育を実施し、起こりやすい事例や予防策について伝えていく。また、3か月児健康相談時に事故予防についてのパンフレット配布やポスター掲示を行う。	28	
75	P156	既存	口腔衛生指導の充実	保健センター	・むし歯予防の知識の普及啓発のため、歯科健診・歯科相談及びはみがき教室などの指導を実施する。	・はみがき教室 13回 88人 ・2歳3か月歯科相談 48回 738人 ・保育所・幼稚園・学校等の巡回指導 61回 3,611人	・乳幼児期は、まだ自分で十分に歯や口の手入れができないため、保護者への働きかけや、情報提供を継続的に進めていく必要がある。	1,137	・子どもへのむし歯予防の知識普及に加え、保護者にも歯と口の健康への意識づけを図るため、各種事業を実施していく。	1,288	
76	P157	既存	予防接種の推進	保健センター	(定期予防接種) ・結核(BCG) ・百日せきジフテリア破傷風(DPT) ・ジフテリア破傷風(DT) ・麻しん風しん混合(MR) ・麻しん ・風しん ・日本脳炎 ・ヒブ感染症 ・小児の肺炎球菌感染症 ・ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん等) ・百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ(DPT-IPV) ・不活化ポリオ ・水痘 ・B型肝炎(平成28年10月~) ・ロタウイルス感染症(令和2年10月~)	定期予防接種 ・BCG 743人 ・ジフテリア破傷風(DT) 807人 ・麻しん風しん混合(MR) 1期 781人 2期 1,017人 ・日本脳炎 1期初回 967人 1期2回目 962人 1期追加 1,007人 2期 1,233人 ・ヒブ感染症 1回目 767人 2回目 764人 3回目 766人 4回目 762人 ・小児の肺炎球菌感染症 1回目 772人 2回目 770人 3回目 768人 4回目 763人 ・子宮頸がん 1回目 809人 2回目 600人 3回目 492人 ・百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ(DPT-IPV) 1回目 834人 2回目 838人 3回目 832人 4回目 782人 ・水痘 1回目 788人 2回目 767人 ・B型肝炎 1回目 758人 2回目 763人 3回目 716人 ・ロタウイルス感染症 1価 1回目 498人 2回目 491人 5価 1回目 241人 2回目 248人 3回目 244人	・令和4年度より、ヒトパピローマウイルス感染症予防接種(以下HPVワクチン)の積極的接種勧奨が再開となり、個別通知を実施。接種者数が増加した。 ・日本脳炎特例対象者、BCG未接種者、MR1期及び2期未接種者に対し、接種勧奨を実施している。 ・日本脳炎2期の対象者、DT2期の対象者に対し、誕生日の前月に個別通知を実施することで、適切な時期に予防接種を受けられるよう接種勧奨を兼ねている。 ・乳幼児健診等母子保健事業における接種勧奨を継続する。 ※なお、決算額は小児の予防接種委託料と償還払い額、電算委託料(大人も含む)とした。	259,825	・令和5年度より、HPVワクチン(9価)について、個別通知によって情報提供を実施している。引き続き、HPVの予防接種を受けるかどうかの判断に迷われている方や副反応の症状に不安を感じている方へは個別に相談に応じる。 ・HPVワクチンにおけるキャッチアップが令和7年3月31日に終了するため、個別通知によって対象者に情報提供を実施する。 ・未接種者への接種勧奨、学童期以降の定期接種の個別通知及び母子保健事業における接種勧奨を継続して実施することで、予防接種の接種率の向上を図る。	248,724	
77	P160	既存	医療機関・学校・保健所等の関係機関との連携強化	保健センター	・母子に関する会議や研修会に参加し、医療機関・学校・保健所・児童相談所・庁内関係課等との連携と情報交換を行う。	・地域母子保健研修会等の母子に関する研修会への参加 ・要保護児童対策会議への参加 ・集団健診説明会(教育委員会)への参加 ・医療機関・学校・保健所・児童相談所・庁内関係課等との連携強化に努めた。	・円滑な母子保健の推進を図るため、会議や研修会に参加し、情報交換を行い連携を図ることが必要である。切れ目ない支援を行うため、医療機関、学校、保育所、幼稚園等との更なる緊密な連携が求められている。	—	・各種会議において、医療機関・学校・保健所・児童相談所・庁内関係課等と積極的に話す機会を設け、情報交換を行い、連携強化に努めていく。	—	

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	5年度実績	評価及び課題	5年度決算額(千円)	6年度の事業内容	6年度当初予算額(千円)	備考
185	P161	新規	不育症及び不妊治療費の一部費用助成事業	保健センター	<ul style="list-style-type: none"> ・医師から不育症及び不妊と診断された者に対して、医療機関において行われる検査、治療、投薬等費用（保険診療の自己負担分も含む。ただし、高額療養費や医療付加金等がある場合には、控除後の金額）の一部を助成する。また不育症・不妊治療に係る入院時の差額ベッド代、食事代、野田市の助成に関する証明書の発行料（医療機関の文書料）についても助成対象となる。 ・いずれも治療している方が野田市に居住し、且つ野田市の住民基本台帳に記録されている者であり、治療開始日から助成金の支給申請をする日まで野田市の住民基本台帳に記録されている方が対象となる。 ・助成額及び対象者 不育症治療 1治療期間 上限30万円 年齢制限なし 不妊治療 1回 上限20万円 43歳未満 	不育症治療費助成 0件 不妊治療費助成 205件	令和4年4月より保険診療の自己負担分も費用助成を行うことで、経済的負担の軽減につながっている。また、制度を利用し妊娠につなげられた後も気軽に相談できるよう制度の更なる周知に努めていく。	15,757	<ul style="list-style-type: none"> ・医師から不育症及び不妊と診断された者に対して、引き続き不育症及び不妊治療費の一部を助成し、子どもを産み育てたい方の経済的負担の軽減を図る。 	18,493	
78	P162	廃止	母子等医療費の助成の推進	保健センター	<ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦の疾患の医療費に対し助成する。 	母子等医療費助成金制度が制定された昭和47年当時は、現在に比べ妊婦健診、乳幼児健診の検査項目や公費負担回数も少なく、妊娠出産の経済的負担が大きい状況だった。妊娠出産に伴う疾患があった場合には、入院等によりさらに経済的な負担が大きくなることからこの制度が制定された。しかし現在は、妊婦健診の回数も14回分、乳児健診についても2回分ある。また、出産育児一時金については、42万円または40万8千円（令和3年12月31日以前の出産の際は40万4千円）が支給されており、以前に比べ負担軽減が図られ、子どもや新生児の医療費についても、公的医療保険の適用や子ども医療費助成の拡充により十分な助成が受けられる状況となっていることから制度としての役目を終えたため制度を終了した。	—	—	—	—	
79	P162	廃止	子ども支援室による支援の推進	子どもの発達相談室	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠期から18歳までの児童に関する総合相談窓口として様々な相談に対応する。 ・発達に課題のある未就学児へ専門職が個別での相談、集団での支援、地域での支援を行う。 	子ども支援室は、18歳までの子育てに関する総合相談窓口としていたが、令和4年度に行われた組織改編により、子どもの発達支援に特化した「子どもの発達相談室」に変更された。子ども支援室が担っていた18歳までの子育てに関する相談窓口は、児童福祉法に規定される「18歳までの全ての子どもとその家庭や妊産婦を切れ目なく継続的に支援すること」で、子育ての孤立化を防ぐとともに、関係機関相互の円滑な連携・協力を図り、具体的な支援に結びつける」子ども家庭総合支援拠点に一本化されたため、子ども支援室による支援事業を廃止とするもの。	—	—	—	—	

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	5年度実績	評価及び課題	5年度決算額(千円)	6年度の事業内容	6年度当初予算額(千円)	備考
186	P162	新規	子どもの発達相談室による支援の推進	保健センター、子どもの発達相談室	・子どもの発達相談室は、0歳児から18歳未満のお子さんの発達に関する支援を行う。 ・子どもの発達相談室に心理士・保健師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等を配置し、子ども発達相談支援事業として、親子教室(集団)と個別相談支援を実施している。児童の発達課題や療育の必要性について、保護者の理解や受容を促し、適切な支援や医療・療育につなぐことを目的にしている。 また、巡回相談支援事業として、専門職が保育所等を巡回し、職員に対し、障がいの早期発見、早期対応のための助言等の支援を行っている。さらに、ことば相談室・あさひ育成園・こだま学園を所管し、各所と密に連携をとりながら支援を実施する。	親子教室 実施回数：78回 延参加人数：252人 保育所等訪問指導 実施か所：12か所 実施回数：111回 延対象者数：512人	・発達に心配のあるお子さんへ適切な支援を検討するため、子どもの発達相談室の専門職にて支援方針会議を実施した。 ・お子さんの支援にあたり、必要に応じて関係機関との連携を実施した。 ・親子教室(集団)や個別相談支援では、お子さんの発達課題や療育の必要性について検討し、保護者がお子さんの発達課題についての理解や受容を促し、適切な支援や療育につないだ。受容や促しには丁寧な関わりが必要であり、時間を要する。保護者との対話を重視して今後も支援を実施していく必要がある。 ・保育所等訪問指導では、保育所や幼稚園へ専門職が訪問している。職員の配置ができたことで、令和5年度は、実施回数が増加した。実施回数や内容については、保育所や幼稚園の希望に添えるよう引き続き検討していく必要がある。また、実施していない園についても実施していけるよう案内を実施していく。	557	・発達に心配のあるお子さんの相談機関として、引き続き専門職にて、発達相談支援事業である親子教室や個別相談等を行う。 ・保育所等訪問指導では、保育所や幼稚園へ訪問し、保育者に対し、保育における関わり方や、環境設定について専門的な助言、指導を実施していく。	2,825	
80	P163	既存	子育て世代包括支援センターの充実	保健センター	・妊娠前から18歳までの児童に関する様々な相談に対応する。 ・要支援者には支援プランを作成し関係機関と連携のもと切れ目なく継続的に支援をすることで、妊産婦、子育てする方の不安感や孤立感の解消を図ると共に児童虐待のリスク軽減を図る。	支援プラン数：2,272件 支援方針会議実施回数 22回	組織改編に伴い、子育て世代包括支援センターの主な対象者の年齢が「妊娠前から就学前までの児童がいる家庭」に変更となった。 未入籍、若年妊婦、外国人、精神疾患を抱える妊婦等ハイリスクなケースについて、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点が連携して支援を行った。 定期的に支援方針会議を開催し、管理職を含む複数名で支援方針を見直し、切れ目なく継続的に支援を行った。	—	要支援者には支援プランを作成し、関係機関との連携により、妊産婦、子育てする方の不安感や孤立感の解消を図ると共に児童虐待のリスク軽減を図る。 引き続き、定期的に支援方針会議を開催し、管理職を含む複数名で支援方針を見直し、切れ目なく継続的に支援をする。	—	
81	P164	既存	産後ケア事業の推進	保健センター	・令和2年度より出産直後の母子に対し、母親の身体的回復と心理的な安定、授乳指導や育児指導等の支援を実施する産後ケア事業を開始した。	申請者数：17人 実利用者数：13人 実利用日数：48日間	出産し、退院後から出産後4か月未満の産婦を対象とし、訪問型を実施している。助産師が母親の身体的回復と心理的な安定、授乳及び育児指導等のきめ細かい支援をする。 利用者からは、育児不安を相談できたり、育児手技や授乳について指導してもらい、利用して大変良かった、との感想をいただいている。	670	出産し、退院後から出産後4か月未満の産婦を対象とし、訪問型を実施している。助産師が母親の身体的回復と心理的な安定、授乳及び育児指導等のきめ細かい支援をする。 利用者は増加傾向であるが、更に増やすために、母子手帳交付時、妊娠期、新生児訪問時、ホームページ、子育てガイドブック等で、必要な方には、積極的に利用をご案内する。	1,361	

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	5年度実績	評価及び課題	5年度決算額(千円)	6年度の事業内容	6年度当初予算額(千円)	備考
82	P166	既存	食生活改善推進員活動の充実	保健センター	・各地区で健康づくり料理講習会を開催し、地域住民の健康づくりや正しい食生活についての知識等の普及啓発を行う。 ・生涯にわたる食生活の基盤が形成される幼児・学齢期に親子で食の楽しさ、大切さを学び、食への関心を高める。	・健康づくり料理講習会 14回220人 ・おやこの食育教室 2回40人 ・のだしこども館にて人形劇公演 1回21人(子:12人、保護者9人) ・運動(ニュースポーツ)の開催 2回22人	新型コロナウイルスが5類へと移行したことを受け、各地区の健康づくり料理講習会を再開し、地域住民の健康づくりや正しい食習慣についての知識等の普及、啓発を行うことができた。3年ぶりの調理実習を伴う講習会の開催により、参加者からは満足の声をいただくことができた。	745	・各地区で健康づくり料理講習会を開催し、地域住民の健康づくりや正しい食生活についての知識等の普及啓発を行う。 ・生涯にわたる食生活の基盤が形成される幼児・学童期に親子で食の楽しさ、大切さを学び、食への関心を高める。 ・食育を身近に感じてもらうため、派遣依頼なども積極的に受けていく。	953	
83	P167	既存	食育事業の充実	保健センター	・食や健康への関心を育み、健全な食生活が実践できる市民が増えるよう、教室の充実を図り、ライフステージに応じた食育を推進していく。	・離乳食講習会 12回 133組(子133人母133人その他28人) ・市ホームページにて食育に関する情報を発信	・講義形式で講習会を実施し、見本などを用いて離乳食の進め方などについて知識を広めることができた。 ・市の公式動画チャンネル(YouTube)にて動画配信を行い、調理工程など視覚的アプローチをし、推進に努めた。	22	・食や健康への関心を育み、健全な食生活が実践できる市民が増えるよう、教室の充実を図り、ライフステージに応じた食育を推進していく。	28	
84	P168	既存	講習会、講演会の充実	子ども保育課	・0歳児の保護者を対象に、離乳食の作り方や育児、保健等に関する講習会のほか、乳幼児の保護者を対象に手作りおやつの実習を行う。	食とあそびの講習会 実施回数: 1回 参加組数: 5組 (大人6人、子ども7人)	保護者の子育ての不安軽減や子育て情報の提供と相談・交流の場作りの一環として、参加者からの評判も良く、効果的な取り組みである。 新型コロナウイルスの影響を受け、開催回数が1回だったため、今後は例年どおりの2回に増やし、さまざまなテーマで実施できるようにする。また、平日開催のため、集客が難しいこともあるため、周知方法や開催時期などを検討していく必要がある。	8	引き続き、乳幼児の保護者を対象に手作りおやつの実習を行う。0歳児の保護者に対しては随時、育児や離乳食の作り方などの栄養相談を行う。	14	
85	P168	既存	おやこの食育教室の充実	保健センター	【事業番号82再掲】						
86	P170	既存	性に関する啓発活動の充実	保健センター	【事業番号59再掲】						
87	P170	既存	性教育の充実	指導課	【事業番号60再掲】						
88	P170	既存	薬物乱用防止対策事業の推進	学校教育課	・小学校では、体育(保健体育)の授業の中で「薬物乱用防止」を扱った指導を実施する。 ・中学校では、特別活動の時間や保健体育の授業の中で「薬物乱用防止」を扱った指導を実施する。 ・学校や地域、保健所等と連携し、適宜、「薬物乱用防止」についての正しい知識の普及に努める。	・小中学校における保健体育の授業で、「薬物乱用防止」を扱った指導を実施した。 ○小学校実施 8校 ○中学校実施 8校	・薬物乱用防止についての正しい知識の普及のため、各小中学校で保健の時間を中心に薬物乱用防止を扱った指導を実施することができた。	—	・薬物乱用防止教育の推進については、引き続き学習指導要領に基づき、各小中学校で保健の時間を中心に計画的に指導していく必要があることから、小学校では体育(保健体育)の授業の中で、中学校では特別活動の時間や保健体育の授業の中で「薬物乱用防止」を扱った指導を実施する。	—	

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	5年度実績	評価及び課題	5年度決算額(千円)	6年度の事業内容	6年度当初予算額(千円)	備考
89	P172	既存	休日診療・緊急時の医療体制の周知徹底	保健センター	・休日診療、緊急時の医療体制の周知	・休日診療や時間外の急病時について、市報、市ホームページ、ちば救急医療ネットを活用し周知した。	・急病センターの休診については継続的な周知の結果、市民からの問合せ等はない状況である。 ・6年度から夜間休日の医療体制が新しくなることから、より一層の周知が必要となる。	125,490	・夜間休日の救急搬送や急病患者は、小張総合病院、キッコーマン総合病院、野田病院の3病院で支える体制とする。 ・市医師会の輪番制による休日当番医に加え、夜間や休日の急病時に利用できる軽症者向けのオンライン診療体制を委託する。 ・上記について、ホームページ、市報、まめメール等での周知を行うとともに、保育園、小学校等を通じて保護者へ周知していく。	142,125	
90	P175	既存	ひとり親家庭等の居住支援の充実	営繕課	・民間賃貸住宅居住支援制度を活用し、住宅情報の提供や入居保証及び家賃助成を行う。 ・市営住宅については、ひとり親家庭向け住戸を確保している。	・協力不動産物件のあっせんによる民間賃貸住宅情報の提供 0件 ・入居保証制度利用 0件 うち保証料助成 0件 ・民間賃貸住宅入居時に家賃等の一部を助成 11件	・保証人や賃貸情報に関しては不動産店の取り扱う債務保証会社が多数あることや、空き物件も多く賃貸物件が借りやすくなっていること等から利用者が少ない状況となっている。 ・家賃助成については、入居時の経済的負担軽減を図ることができた。	入居保証料助成 0 家賃助成 1,155	・引き続き制度の周知を図り、継続して支援を実施する。	入居保証料助成 20 家賃助成 1,214	
91	P177	既存	街路樹管理事業の推進	みどりと水のまちづくり課	・街路樹の適正な管理を行うため、計画的に除草、剪定や害虫駆除等を実施する。	・市内全域の街路樹等の除草、剪定、害虫駆除等の実施。 除草面積57,617㎡ 高木剪定1,503本 低木剪定22,330㎡ 害虫駆除2路線 (街路樹等管理費 98,673千円 街路樹等管理費(臨時) 4,013千円)	・市内都市計画道路や区画整理事業の完了により植栽された街路樹が、巨木化し、管理面積や数量の増加により管理費用が増大している。	102,686	・継続的に市内街路樹の適正な維持管理に努める。 (街路樹等管理費 106,690千円 街路樹等管理費(臨時) 2,000千円)	108,690	
92	P178	既存	市民の森保全事業の推進	みどりと水のまちづくり課	・市内9か所の市民の森及び中央の杜の緑地保全を推進する。	・市民の森11か所と中央の杜の除草、剪定を実施。 (市民の森管理費 12,090千円 市民森管理費(臨時) 890千円)	・都市化の進展や市街地の拡大により、緑にふれあい親しめる環境が減少しており、市民の森を継続して保全し良好な住環境を確保していく必要がある。	12,980	・現在の市民の森と中央の杜を適正に管理し、良好な緑地の保全を図っていく。 (市民の森管理費 11,416千円 市民森管理費(臨時) 2,000千円)	13,416	
93	P179	廃止	公共施設等植栽事業の推進	みどりと水のまちづくり課	・公共施設等に植栽し、緑化の推進を図る。	事業廃止 (みどりのふるさとづくりの推進に統合)	—	—	—	—	
94	P180	既存	みどりのふるさとづくりの推進	みどりと水のまちづくり課	・公共施設等への拠点植樹や苗木の無料配布、環境をテーマにしたイベントなどを開催し、緑化活動と啓発普及活動を展開する。	・関宿城さくらまつり 花苗480本 ・みどりのふるさとづくりフェスタ 苗木450本 ・産業祭 苗木 200本 球根 400個	・より一層子供たちも参加できる市民参加型の緑化活動を実施すること、「みどり」普及活動に貢献する人員を増やしていく必要がある。	900	・都市化により減少した潤いややすらぎなどの恩恵を与える「みどり」の保全・育成・創出に向け、市民と行政が連携した緑化活動等を展開する。	1,259	

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	5年度実績	評価及び課題	5年度決算額(千円)	6年度の事業内容	6年度当初予算額(千円)	備考
95	P182	既存	子どもに配慮した交通安全対策の推進	市民生活課、道路サービス課、指導課	・交通安全施設の設置及び補修については、市内小中学校の通学路を把握するとともに、安全点検を実施し、その結果を基に、関係各課とともに通学路改善会議を実施し、登下校時の児童生徒の安全対策の向上に努める。 ・朝の見守り活動について、児童の推移及び交通状況を勘案して活動場所を変更する。	【市民生活課・道路サービス課】 ・信号機の設置(改良)については、令和5年度は設置50件、改良16件を野田警察署に要望している。 ・通学路改善会議での指摘等を踏まえ、道路パトロール、市民からの通報等を受け交通安全施設の設置及び修理を行った。 【指導課】 ・朝の見守り活動について、ボランティアや職員の立哨や登下校状況を確認した。	【市民生活課・道路サービス課】 ・信号機の設置(改良)の要望増加に伴い、設置までに長い期間が必要。また、道路形状・交通形態等から、現状の形での設置ができないか所も多い。 ・警察、交通安全協会、自動車教習所等関係機関の協力をいただきながら、参加・体験・実践型の交通安全教育を充実させる必要がある。また、交通事故防止については、警戒標識等の交通安全施設の設置も、子どもの事故防止には効果がない場合があり、新しい交通安全施設の開発・導入が求められる。 【指導課】 ・朝の見守り活動について、児童の推移及び交通状況を勘案して、今後とも活動場所の変更について研究する。また事件・事故多発か所については、学校と情報共有しながら対策を考える。	2,992	【市民生活課・道路サービス課】 ・引き続き、令和5年度同様、信号機要望のあった箇所について、すべて野田警察署に要望・協議し、可能な限り応えられるよう取り組む。さらに、通学路改善会議での要望を受け交通安全施設の設置、補修に努める。 ・朝の見守り活動についても、交通状況を把握しつつ活動箇所の検討を行う。 【指導課】 ・朝の見守り活動について、学校からの要望等を勘案して活動場所の変更について研究する。	3,000	
96	P184	既存	道路パトロールによるバリアフリー化の推進	生活支援課	・妊産婦や乳幼児連れの人等全ての人々が安心して外出できるよう、福祉のまちづくり運動推進協議会に係る関係部署の協力を得て「福祉のまちづくりパトロール」を実施し、公共施設又はその周辺の道路についてバリアフリー対応に修繕すべきか所を指摘していただきながら、応急的な改修を図る。	・「福祉のまちづくりパトロール」により指摘された歩道等の整備を要するか所については、これまでに応急処理工事をを行い歩行者の安全確保を図ってきたが、令和2年度までに市内を一巡したことから、公共施設の整備を実施することとし、バリアフリー化を進めている。令和5年度においては、総合公園体育館1階トイレ、中央公民館2階トイレ、東部公民館1階トイレ改修を行った。 ・歩道等については、パトロールは一旦凍結しているものの、全市的な観点より、公共施設管理者による点検に加え、協議会の方々より日常生活圏域内の危険か所について指摘があれば対応することとしている(5年度実績は1件)。	公共施設のバリアフリー化について、「ファシリティマネジメントの基本方針」に基づき、平成28年度から総合計画実施計画に位置付けし、公共施設のバリアフリー化工事を毎年度実施している。	7,810	パトロールでの歩道等の改修は一巡したことから、一旦凍結し、公共施設のトイレの洋式化やスロープ・手すり設置等のバリアフリー改修に特化して実施する。新たな対象か所について検討する。パトロール凍結に伴う歩道等の改修については、常時、全市的という観点から、公共施設周辺の施設管理者での点検に加え、協議会の方々からの日常生活圏域の中での危険箇所などのご指摘を福祉部が窓口となって受け付けていく。	8,000	
97	P185	既存	子育て世帯にやさしい設備の整備	児童家庭課	・多目的トイレの設置、ベビーキープ、ベビーシート、授乳スペースの設置 ・乳幼児の授乳やおむつ替えスペースとして「移動式赤ちゃんテント」の貸出。	【児童家庭課】 ・移動式赤ちゃんテント貸出実績 0件 ・赤ちゃんの駅登録施設数 56施設 【営繕課】 ・令和3年6月にボックス型授乳室「mamaro」を設置した。	・乳幼児連れの親子が安心して外出できる環境づくりを進めるとともに、社会全体で子育て家庭を支える意識の醸成を図るため、「赤ちゃんの駅」の登録を開始した。 ・「赤ちゃんの駅」について、市のホームページに登録施設を掲載するほか、市報、子育て支援情報にじいろナビのホームページ、にじいろナビライン、子育てガイドブックにおいて周知を図った。	—	・授乳やおむつ替えスペースが整っている店舗を訪問し、ホームページや子育てガイドブックにも店舗名を掲載することで、PRにもつながるメリットを説明するなど、赤ちゃんの駅の登録施設の拡大に努める。	—	
98	P185	既存	子育て世帯への情報提供	児童家庭課、保健センター	【事業番号33再掲】						

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	5年度実績	評価及び課題	5年度決算額(千円)	6年度の事業内容	6年度当初予算額(千円)	備考
99	P186	既存	公共交通機関のバリアフリー化の推進	企画調整課、道路建設課、都市整備課、愛宕駅周辺地区市街地整備事務所	<ul style="list-style-type: none"> 愛宕駅周辺地区を重点整備地区として交通バリアフリー法に基づき作成した野田市移動円滑化基本構想に沿って、駅、駅前広場、道路、信号機等の一体的なバリアフリー化を推進する。 重点整備地区以外の駅（準重点整備地区）についても、交通バリアフリー法に基づくバリアフリー化を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 愛宕駅西口駅前広場は用地買収が完了し、整備等を進めている（事業費進捗率98.0%） 愛宕駅及び野田市駅の整備進捗に伴い、駅のバリアフリー化が図られた。 <p>〈参考〉 愛宕駅及び野田市駅のバリアフリー化は、連続立体交差事業の整備により図られていることから、早期完成を促進している。（決算見込額919,493千円、事業進捗率90.0%）</p> <ul style="list-style-type: none"> まめバスの運行事業者の社内で行う教育研修において、妊婦や子供連れの方の乗降に際して、十分な配慮を乗務員に徹底させるよう運行事業者に指導し、ベビーカー持ち込み時の乗車のサポートを行うなど、一定の成果が出ている。 まめバスに使用するバス車両についてはベビーカーの持ち込みに支障の少ないノンステップバスを継続して導入している。 	<ul style="list-style-type: none"> 愛宕駅及び野田市駅周辺の道路及び駅前広場の整備は、千葉県施工の連続立体交差事業の実施にあわせて整備を行うため、完成まで時間を要する場がある。 引き続きまめバス乗務員の接客サービスの向上を図っていく必要がある。 	愛宕駅西口駅前広場 196,382千円	<ul style="list-style-type: none"> 重点整備地区の愛宕駅周辺地区は、引き続き愛宕駅西口駅前広場を整備し、バリアフリー化を図る。 準重点整備地区の野田市駅周辺は、野田市駅前広場を整備し、バリアフリー化を図る。 <p>〈参考〉 愛宕駅及び野田市駅は、連続立体交差事業によりバリアフリー化が図られることから、事業の早期完成を促進している。（当初予算額491,042千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> まめバスの乗務員へのバリアフリー教育を充実させ、接客サービスの向上を図る。 まめバス車両については今後もノンステップバスの導入を継続する。 	愛宕駅西口駅前広場 231,398千円	
100	P188	既存	防犯灯等の防犯設備整備の推進	市民生活課	<ul style="list-style-type: none"> 学校や自治会長等からの要望に基づき、東京電力柱等に防犯灯を新規設置するとともに、既設の防犯灯の維持管理を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 通学路にも配慮した形で、令和5年度は防犯灯を92灯新設し、15灯の寄附を受け令和6年3月時点で、21,085灯となっている。 従来の蛍光灯からLED型防犯灯への切り替えを935灯行った。 防犯カメラを10台並びに協定で3台の計13台を設置し、令和6年3月時点で174台稼働している。 	<ul style="list-style-type: none"> 防犯灯の新設については、通学路にも配慮した設置に努めている。 防犯灯の設置に伴い、修繕費及び電気料の負担が増加している。 防犯カメラの設置個所については、防犯組合各支部の要望に基づき、通学路等の安全対策として設置した。 	121,548	<ul style="list-style-type: none"> 防犯灯については引き続き予算の範囲内により、計画的な新規設置、既設の維持管理を進める。 LED防犯灯への切り替えを進める。 防犯カメラについては、既存設置個所の地区のバランスを考慮しながら新設していく。 	64,858	
101	P189	既存	防犯に関する広報啓発の推進等	市民生活課	<ul style="list-style-type: none"> 市のイベント等における啓発物資等の配布や市報やホームページを活用した広報、また、警察から提供される犯罪発生情報を安全安心メール防犯情報等の配信により、自主防犯組織等に提供し、啓発を実施する スーパーマーケットやコンビニエンスストアと連携し、店内ATM（現金自動預け払い機）を利用した振り込み詐欺に対する注意喚起を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 警察との連携により市内スーパーマーケット店内放送において、振り込み詐欺に対する注意喚起を行った。 市ホームページに防犯対策を掲載するとともに、市報に24回掲載した他、安全安心メールで防犯情報を78件配信した。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民の防犯意識の向上により、自治会を単位とした自主防犯組織等による防犯パトロールが継続的に実施されている。 今後、さらに市民一人一人の防犯意識の高揚を図っていく必要がある。 	710	<ul style="list-style-type: none"> 引き続きキャンペーンの実施や市報等に関連記事を掲載するとともに、安全安心メール防犯情報等の配信や防災行政無線の活用により、防犯に関する広報啓発を実施していく。 野田警察やスーパー、コンビニエンスストアと連携し、振り込み詐欺に対する注意喚起を行う。 	726	

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	5年度実績	評価及び課題	5年度決算額(千円)	6年度の事業内容	6年度当初予算額(千円)	備考
102	P193	既存	家庭教育に関する意識の醸成	子ども保育課、指導課	<p>・中学校の職場体験学習の一環として、中学生が各保育所において保育体験を例年実施しているが、今年度については新型コロナウイルス感染防止の観点から、様々な体験行事、小中学校における合同行事等を中止し、形を変えての実施を考えている。</p> <p>また状況に応じて小学6年生の中学校一日体験入学や他学年との交流活動を実施してゆく。</p> <p>・例年実施している幼稚園や保育所、小学校、中学校等異年齢・異学年との交流活動、保護者や地域の人々との交流活動を通して、様々な年齢層とふれあい、語り合う場についても状況を勘案しできる範囲で実施して行く。</p>	<p>【子ども保育課】 保育所では、令和5年度から新型コロナウイルス感染症対策が自己判断になったことで市内保育施設20施設が小学生との交流を実施することができた。</p> <p>【指導課】 小学校との交流(5歳児の就学前交流) 市内保育所・幼稚園の幼児が小学校へ訪問し、交流を行いました。リモート交流や動画紹介、手紙交換での交流を行った保育所・幼稚園・小学校もありました。</p> <p>中学校の職場体験学習 保育所では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため職場体験の実施を中止しました。</p>	<p>令和5年度から新型コロナウイルス感染症対策が自己判断となったことで昨年度より多くの園が小・中学生との交流を実施することができた。今後も保育所、幼稚園、小学校との交流を継続して実施し、今後も継続して実施できるように地域や家庭と保育所、幼稚園、小学校、中学校との更なる協力や連携を強化していくことが必要となる。</p>	—	<p>キャリア教育推進協議会において、令和6年度より、事業所に出向いての職場体験学習等を再開することとなった。学校長の判断の下、可能な範囲で体験活動を実施するように通知していく。今年度も引き続き保育所や幼稚園、小学校、中学校等の異年齢、異学年との交流活動だけでなく保護者や地域の人との交流活動を実施できるよう様々な年齢層との触れ合いの場を設けていく。</p>	—	
103	P194	既存	中学生が保育所・幼稚園児童とふれあう機会の提供	子ども保育課、指導課	<p>・中学校技術家庭科家庭分野の学習内容にある「家族・家庭と子どもの成長」において家族の役割、幼児の遊びの意義を学ぶ。その際、幼児とのふれあいができるよう留意する。</p> <p>・例年キャリア教育の一環で、家族と家庭の大切さについて理解を深めるために、地域の保育所や幼稚園の幼児とふれあう取組を推進しているが、幼児とのかかわりの中で、自分の成長を振り返り、これからの自分と家族とのかかわりについて学ぶ機会については、コロナウイルス感染拡大防止の観点から、状況によって判断する。</p>	<p>【子ども保育課】 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和5年度は職場に訪問しての体験学習は中止となったため、中学生とのふれあい体験は実施できなかった。</p> <p>【指導課】 ・中学3年生では、技術・家庭科の家庭科分野で家族と家庭と子どもの成長について学習した。</p>	<p>【子ども保育課】 令和5年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からふれあい体験は実施出来なかったが、今後は中学生とのふれあい体験を実施するべく幼稚園や保育所との交流活動を推進していく必要がある。</p> <p>【指導課】 ・地域、家庭との協力や連携により推進していくことが重要と考える。また、コロナ禍ではあるが、可能な範囲で幼稚園、保育所での体験を継続実施するとともに幼稚園や小中学校との連携を図っていく。</p>	—	<p>【子ども保育課】 家族の役割、幼児の遊ぶ意義などについて授業の中で学び、積極的に幼稚園や保育所との交流活動を推進していく。</p> <p>【指導課】 キャリア教育推進協議会において、令和6年度より、事業所に出向いての職場体験学習等を再開することとした。学校長の判断の下、可能な範囲で体験活動を実施するように通知している。</p>	—	

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	5年度実績	評価及び課題	5年度決算額(千円)	6年度の事業内容	6年度当初予算額(千円)	備考
104	P195	既存	男女共同参画の視点に立った意識改革の推進	人権・男女共同参画推進課、子ども家庭総合支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画を進める上で、開催方法を工夫しながら性別や年代に合わせたテーマによる講演会やセミナーなどを開催し、意識改革を図る。また、男女共同参画に関する様々な制度や情報を収集し、広く市民に提供する。 ・男女共同参画に関する講演会等の開催 ・女性情報コーナーの整備充実 ・男女共同参画推進だより「フレッシュ」の発行 	<p>【人権・男女共同参画推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人権・男女共同参画に関するパネル展 1月31日～2月6日 市役所1階ふれあいギャラリー ○主任児童委員への研修講師 総合福祉会館 ジェンダーあれこれ話 14人参加 ○市民セミナーへの出前講座 12月5日 北部公民館 意外とあるかも思い込み 16人参加 ○興風図書館とせきやど図書館に女性情報コーナーを設置 興風図書館920冊(うち5年度新規購入2冊) せきやど図書館232冊(同2冊) ○国・県及び市町村、各種団体等が発行する男女共同参画に関する情報資料、市内公共施設へ設置しています。 「フレッシュ」の発行 ・6月15日号 ジェンダーのお話 ・11月15日号 女性の人権ホットライン LBGT理解増進法について <p>【子ども家庭総合支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する講演会等の開催 <p>【デートDV講演会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○開催日及び対象 令和5年7月14日(金) 千葉県立野田中央高校 全学年68人 令和5年11月9日(木) 千葉県立清水高校 1年生 129人 令和5年11月29日(水) 千葉県立関宿高校 2年生 ○講師 NPO法人レジリエンス 西山さつき 氏、柴田千春 氏 <p>【市内各施設の女性トイレへのDV啓発ボードの設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○設置施設数 市施設 31施設 駅 6駅 スーパー等 10店 	<p>【人権・男女共同参画推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「フレッシュ」を通じて、市民への男女共同参画に関する情報提供を行い、啓発に努めている。今後も、啓発、情報提供の場として男女平等や女性活躍に関する情報提供を継続する必要がある。 ・男女共同参画社会の実現に向けて資料や情報を収集し、広く適切に市民への情報提供を行う必要がある。 <p>【子ども家庭総合支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デートDV講演会は、異性との交際を始め交遊関係が広がる高校生に対して、県と共催で実施し、予防教育の充実に資することができた。 ・施設の女性トイレへDV啓発ボードを設置し、相談窓口の周知を図った。啓発の効果を高められるよう、今後も工夫しながら取り組む必要がある。 	<p>人権・男女共同参画推進課5 子ども家庭総合支援課15</p>	<p>【人権・男女共同参画推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「フレッシュ」の発行 市報6月15日号、11月15日号 ・パネル展の実施 3月19日～3月25日の予定 ・興風図書館とせきやど図書館にある女性情報コーナーを継続して設置する。 ・女性情報コーナーにおいて、女性の活躍に関する情報提供について検討する。 <p>【子ども家庭総合支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する講演会等の開催 <p>【デートDV講演会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○開催日及び対象 ※開催日は調整中 千葉県立清水高校 千葉県立野田中央高校 千葉県立関宿高校 ○講師 NPO法人レジリエンス ・市内各施設の女性トイレへのDV啓発ボードの設置 ○設置施設数 市施設 31施設 駅 6駅 スーパー等 10店 	<p>人権・男女共同参画推進課5 子ども家庭総合支援課15</p>	
105	P197	既存	学校教育における男女平等教育の推進	指導課、人権・男女共同参画推進課	<p>【指導課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校人権教育研究指定校を毎年2校指定。2年間の研究をとおして、男女平等教育の啓発を含む学校人権教育の実践を行う。 ・全ての子どもたちにわかる授業を提供するためユニバーサルデザインの視点を持った教育を推進する。 ・LGBTQ、性の多様性理解に関する教職員の理解促進を図る。 <p>【人権・男女共同参画推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校6年生及び中学校2年生に「自分らしく」を配布し、キャリア教育の遂行に役立てる。 	<p>【指導課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校人権教育研究指定校として川間小学校とみずき小学校を指定した。川間小学校は2年目として公開研究授業を行い、道徳科において対話的な学びの実現に向けた授業を展開した。 ・各校一名参加する職員研修において、県や市の施策についての研修を盛り込み、LGBTQ、個別課題に関する教職員の理解促進を図った。 ・人権・男女平等参画課が作製した男女平等教育教材「自分らしく」のデジタル版を配付しており、一人一台端末での閲覧ができるようにしている。 	<p>【指導課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女平等の視点が児童生徒の日常生活の中にさらに根付かせるよう職員研修を進める。 ・児童生徒への理解を深めるために各校で授業実践を行う必要がある。 	<p>(指導課) 211</p>	<p>【指導課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校人権教育研究指定校をみずき小学校と二川中学校に指定。 ・2年間の研究をとおして、みずき小学校で自他との関わり合いを通して豊かな人間性を育てる授業実践を行う。 ・県や市が重点とする各種人権課題について、教職員の理解促進を図る。 	<p>(指導課) 273</p>	

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	5年度実績	評価及び課題	5年度決算額(千円)	6年度の事業内容	6年度当初予算額(千円)	備考
106	P198	既存	学校での子育て意識の啓発	指導課、生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> 子育てに関する講演を、各学校で実施する。 「学校から発信する家庭教育支援プログラム」「家庭教育リーフレット」について、学校や関係機関における活用促進を図り、家庭での過ごし方や親子のコミュニケーションなど家庭教育に関する情報を提供する。 ひばり教育相談、スクールカウンセラー等と学校が連携を図る中で教育相談体制を確保し、子育て支援を行う。 	(指導課) ・ひばり教育相談や県のスクールカウンセラー(市内全小・中学校に配置)による教育相談を通年行い、子育てに対するアドバイスや支援を行った。	(指導課) ・不登校の背景として複数の要因を抱えている児童生徒、または長期にわたる対応が必要な児童生徒について、教育相談担当者や児童生徒と関わる周囲の人材の一層の研修が必要である。	(指導課) 13,722 (公民館) 310	(指導課) ・ひばり教育相談、「保護者の会」では懇談会や講演会を行い、家庭における子育て意識の啓発を行う。 ・ひばり教育相談、スクールカウンセラー等と学校が連携を図る中で教育相談体制を充実させ、子育て支援を行う。 ・県から配付される様々なセミナーのチラシ等を配付・周知し啓発を促す。	(指導課) 14,936 (公民館) 310	
107	P200	既存	確かな学力の向上	指導課	<ul style="list-style-type: none"> 学力向上を目指し、市内全小中学校で第2・第4土曜日を中心に月1回程度の土曜授業を実施する。 土曜授業は教育課程に位置付け、通常授業の他、平日になかなか取り上げられない補充的・発展的な学習を、土曜授業アシスタント等を活用したきめ細かな指導体制で行う。 	(指導課) ・市のサポートティーチャーや児童生徒支援員を配置し、各学校が年11回の土曜授業を行った。	(指導課) ・各学校の実施状況や土曜授業アンケートの結果を分析し、土曜授業検討委員会で検討を行った。	5,228	令和6年度の土曜授業は、児童生徒の心理的安定を醸成し学校生活を充実させるために、「学校は地域社会と共にある」ことを意識し、土曜ならではの、地域や保護者等に開かれた授業を教育課程内で行うことにより、児童生徒の活動を直接、地域や保護者の方々に見ていただき称賛される機会とする。	6,286	
108	P201	既存	子ども未来教室の開催	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> 全ての子どもたちが将来への希望を持って進路を選択し、自立した社会生活を営んでいくことができるよう、基礎学力の向上や学習習慣の定着、学習に対する興味関心を高めるための学習支援を行う。 	【中学生】 教科：数学・英語 実施月：5月～3月(44回程度/週1回) 実施場所：公民館(9館)・コミュニティ会館(2館)・中学校(1校) 延べ参加人数：9,079人 出席率：56.4% 【小学校3年生】 教科：国語・算数 実施月：4月～10月(14回程度/週1回) 実施場所：通学する小学校 延べ参加人数：3,873人 出席率：92.4%	・中学生の部では、学習効果を確認するために実施した英語・数学の総合テストの結果を考察すると、基礎問題でのつまづきが多かったことから、基礎学力の定着に課題があることがわかった。 ・小学校3年生の部では、事業終了後の児童アンケートでは、「算数または国語が好きになった」、「両方が好きになった」と回答した児童が約9割となり、学習への興味関心を高めることにつながった。 ・全体を通して、昨年度より実施回数が増えたことから、延べ参加者数は大幅増となった。 ・児童、生徒の基礎学力の向上や学習習慣の定着、学習に対する興味関心を高めるためには、個々の理解度に応じた指導をしていく必要がある。	28,571	・中学生及び小学3年生を対象に、基礎学力の向上や学習習慣の定着、学習に対する興味関心を高められるよう「子ども未来教室」を実施する。 ・特に中学生においては苦手分野を把握し、学習プリントによる反復学習を取り入れるなど自ら学習努力を重ねていけるように学習のサポートを行っていく。	37,539	
109	P202	既存	いじめ、少年非行等に対応する地域ぐるみの支援ネットワークの整備	指導課、生涯学習課 少年センター、子ども家庭総合支援課	【事業番号62再掲】						
110	P202	既存	教育相談・指導体制の充実	指導課	<ul style="list-style-type: none"> ひばり教育相談では、学校や家庭と連携して、学校生活・家庭生活に関わる相談を受け、児童生徒・保護者・学校に支援助言を行う。 野田市スクールカウンセラーが学校に出向き教育相談を行う。 ひまわり相談により、個に応じた就学につなげる。 適応指導学級では、学校や家庭と連携し、保護者や児童生徒に寄り添いながら、不登校の解消を目指す。 	・ひばり教育相談、適応指導学級において、学校や保護者との連携を図りながら、悩みや不登校の解消につなげる。(R5年度相談実績 延べ2,551件) ・野田市カウンセラーが学校に訪問し、教育相談にあたった。	・教育相談の内容は、複雑化、深刻化している。研修や事例検討会を通じ相談員の専門性を高めたり、相談員・教科指導員同士や、関係機関との連携をさらに密にし、対応する体制を充実させていく必要がある。	30,632	・ひばり教育相談では、学校や家庭と連携して、学校生活・家庭生活に関わる相談を受け、児童生徒・保護者・学校に支援助言を行う。 ・野田市カウンセラーが学校に出向き教育相談を行う。 ・野田市教育支援センターひばりでは、学校や家庭と連携し、保護者や児童生徒に寄り添いながら、不登校の解消を目指す。	34,272	

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	5年度実績	評価及び課題	5年度決算額(千円)	6年度の事業内容	6年度当初予算額(千円)	備考
111	P203	既存	体験学習等教育内容の充実	指導課	<ul style="list-style-type: none"> ・学校・保護者・地域が連携し、児童生徒の学力の向上や教育環境の整備など教育活動を支援する体制づくりを行う。 ・東京理科大学とのパートナーシップ協定に基づき、児童生徒の体験学習の充実を図る。 ・体験的活動の有効性から、教育活動全体を通じ、多くの場面で体験的活動を取り入れられるよう工夫していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京理科大学とのパートナーシップ協定事業の一つ「特別授業」を対面で実施することを基本線に、小中学生1201人が体験した。15人の講師が、児童生徒の興味・関心を高める授業を展開した。 ・小学校1校が、なるほど科学体験館でプログラミング学習を実施した。また、部活動支援としてソフトボールクリニックを中学校3校が参加し、2回行った。 ・小学校1校が、キャリア教育の一つである研究室訪問を実施した。 ・講師を招いての講話や体験学習を企画するなど、地域人材を活用した学習支援や環境整備を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリア教育、読書環境、特別授業の実施、環境整備等を継続することができた。地域人材が学習支援ボランティアとして学校に関わり、「開かれた学校づくり」につなげることができた。 ・特別授業は、学校の年間計画に組み込まれ、発展的な授業として定着してきている。今後も地域ボランティアの効果的な活用を推進していく。 	2,764	<ul style="list-style-type: none"> ・担当課と学校、地域教育コーディネーター等が地域住民への広報活動に努める。 ・学校のニーズに合わせ支援内容を共有化させ、学校支援地域本部の活動を推進する。 ・学校図書館司書、地域コーディネーター、ボランティアを中心として読書環境の充実に努める。 ・東京理科大学とのパートナーシップ協定事業を推進し、児童生徒の学力向上に努める。 	3,223	
112	P205	既存	学校外体験活動の推進	公民館、生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館・生涯学習センター主催による講座、教室等において、児童生徒の学校外の体験活動事業を開設していく中で、各種の創作活動や体験学習・活動を通じて、親子(家族)や地域住民との交流を深める。 ・また、「子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室」では、夏休み中の子どもの学習意欲を維持するとともに、公民館で行うことにより、学校とは違った他校の子どもたち同士の交流を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 「児童生徒の学校外体験活動事業」 ・東部公民館 <ul style="list-style-type: none"> ○「冬休みチャレンジ講座」 1回 29人 ○「グランドゴルフ交流会」 2回 167人 ・南部梅郷公民館 <ul style="list-style-type: none"> ○「のぞいてみよう里山から顕微鏡まで」 2回 28人 ・北部公民館 <ul style="list-style-type: none"> ○「ニュースポーツを親しもう」 1回 10人 「冬の虫たちの観察」 1回 16人 ・川間公民館 <ul style="list-style-type: none"> ○「幸手園親子タナゴ釣り体験講座」 1回 8人 ○「冬休み子どもの体験教室」 1回 39人 ・福田公民館 <ul style="list-style-type: none"> ○「親子防災教室」 1回 25人 ・木間ヶ瀬公民館 <ul style="list-style-type: none"> ○「おはなし広場出前講座」 6回 481人 「子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室」 ・10公民館・生涯学習センター 64回 930人 	<ul style="list-style-type: none"> ・各公民館・生涯学習センターで実施の各種創作活動や体験学習・活動について、親子(家族)や地域住民との交流が深まった。また、「子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室」について、地域やサークルの指導者によるサポートで宿題への取組や体験活動ができたこと、それぞれ高い評価を受けている。 今後も、地域における子どもや子育て家庭の体験活動及び相互交流の機会を増やすため、魅力的な学校外体験活動の場を提供していく必要がある。 	中央(49) 東部(155) 南部梅郷(212) 北部(146) 川間(91) 福田(90) 関宿中央(62) 関宿(96) 二川(114) 木間ヶ瀬(68)	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館・生涯学習センター主催による講座、教室等において、児童生徒の学校外の体験活動事業を開設していく中で、各種の創作活動や体験学習・活動を通じて、親子(家族)や地域住民との交流を深めるための事業を実施する。 ・また、「子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室」では、夏休み中の学習意欲の維持や体験活動の場として、同地域内の複数校の子どもたちが公民館に集い、ともに学び合うことができる講座を実施する。 	中央(82) 東部(110) 南部梅郷(200) 北部(200) 川間(100) 福田(90) 関宿中央(100) 関宿(120) 二川(133) 木間ヶ瀬(110)	
113	P208	既存	国際理解教育の推進	指導課	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語指導助手(ALT)や英語に堪能な地域人材をさらに有効的に活用し、児童生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上に役立てる。 ・中学生を対象にした「野田市イングリッシュ道場」を実施し、日頃の授業における学習指導の内容を工夫し、生徒の自己表現力や学習意欲の向上を図る。 ・小中学校教員を対象にした研修を実施し、指導力向上に役立てる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語指導助手(ALT)を各小学校には定期的に、各中学校には一定期間、配置し、外国語や外国語活動の授業において専門教員や担任とともにチームティーチングで授業を行った。 ・中学生を対象にした「野田市イングリッシュ道場」は3年生対象の部、2年生対象の部ともに実施した。 ・小中学校教員を対象にした小中合同研修と中学校英語科教員を対象とした授業力向上研修を参集型で実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語指導助手や地域人材を有効に活用することにより、児童生徒のコミュニケーション能力の向上や英語を学ぶ意欲の向上につながった。 ・「野田市イングリッシュ道場」では、野田市の生徒の実情を考慮しながらオリジナルプランを考え、実施したことで、生徒の自己表現力や外国の文化への興味、今後の学習意欲をさらに高めることができた。 ・外国在住の外国人とオンライン交流をしたことで、実践的なコミュニケーション活動ができた。 ・小中合同研修と中学校英語科教員を対象とした授業力向上研修において、外国人講師によるワークショップを行ったことで、実践的な指導について学ぶことができた。 	54,384	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き外国語指導助手(ALT)や英語に堪能な地域人材をさらに有効的に活用し、児童生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上に役立てていく。 ・中学生を対象にした「野田市イングリッシュ道場」を実施し、相手や場面、状況に応じて即興的にコミュニケーションが図れるようなプランを検討していく。 ・小中学校教員を対象とした研修を実施し、受講者同士が交流や協議をしながら受講できるよう計画・運営を行っていく。 	63,351	

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	5年度実績	評価及び課題	5年度決算額(千円)	6年度の事業内容	6年度当初予算額(千円)	備考
114	P209	既存	文化センター事業の充実	生涯学習課	・委託文化事業については、子どもたちや子どものいる家庭のニーズを踏まえ、優れたメディア芸術作品の鑑賞機会を提供する。また、文化芸術に素直に触れ、体験できるようなワークショップ等の機会を設ける。	①リベットボタンのあそびワークショップ(5回開催)の実施 ②リベットボタンわくわくあそびショーコンサートの実施 ③伊沢拓司講演会の実施 ④ミュージックフェスタ2024の実施	①子どもの物作りワークショップの楽しさ、子どもの教育の在り方、子どもの舞台での発表の感動では、それぞれの内容に伴って十分満足な評価であった。 ②事業内容を吟味して、集客(参加者)が増える工夫を図る必要がある。	3,421	①リベットボタンワークショップ(3回) ②リベットボタンコンサート ③親子工作教室、さかなの勉強クイズ ④演劇「ウラシマコタロウ」 ⑤ミュージックフェスタ2025	3,150	
115	P210	既存	子どものスポーツ・文化・レクリエーション活動の充実	生涯学習課、公民館、スポーツ推進課、生涯学習課青少年センター	【生涯学習課・公民館・生涯学習センター】 ・「子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室」では、夏休み中の子どもの学習意欲を維持するとともに、公民館で行うことにより、学校とは違った他校の子どもたち同士の交流を図る。 【スポーツ推進課】 ・今後も引き続き大会内容の充実を図る。 【生涯学習課】 ・子ども釣大会、少年野球教室を継続し、子ども達が心から楽しみ、何かを学びとることが出来るような行事を実施する。	【生涯学習課】 ・子ども釣大会は、会場となる旧関宿クリーンセンターが未整備のため中止となった。 ・少年野球教室については、246人の参加があった。 (10公民館・生涯学習センター) ・「子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室」64回 930人 (事業番号112再掲) 【スポーツ推進課】 ・NECグリーンロケッツ東葛「野田市ホストタウンデー」 ・野田市産業祭同日開催イベント「NECグリーンロケッツ東葛の選手がやってくる」 ・第3回野田むらさきの里ふれあいウォーク ・野田市民駅伝競走大会 ・NECロケッツバレーボール教室 ・生涯スポーツ推進事業(山岳) ・スポーツ教室(障がい者スポーツ及びニュースポーツ体験) ・球春到来! 野球で野田を盛り上げよう	【スポーツ推進課】 ・引き続き大会内容の充実を図る。 【生涯学習課】 ・子ども達が楽しめるように、引き続き事業を実施する。 ・子ども釣大会の会場の確保について従来使用していた、関宿クリーンセンター跡地の整備状況を確認し、事業の再開を検討する必要がある。 (10公民館、生涯学習センター) ・各公民館・生涯学習センターで実施の「子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室」については、夏休み中の学習意欲の維持や体験活動の場として、同地域内の複数校の子どもたちが公民館に集い、ともに学び合うことができた。	スポーツ推進課 (2,583) 青少年センター(105) 中央(49) 東部(127) 南部梅郷(112) 北部(108) 川間(62) 福田(90) 関宿中央(82) 関宿(96) 二川(114) 木間ヶ瀬(98)	【スポーツ推進課】 ・野田市産業祭同日開催イベント「NECグリーンロケッツ東葛の選手がやってくる」 ・第4回野田むらさきの里ふれあいウォーク ・野田市民駅伝競走大会 ・生涯スポーツ推進事業(卓球) ・スポーツ教室(障がい者スポーツ及びニュースポーツ体験) ・NECグリーンロケッツ東葛「野田市ホストタウンデー」 【生涯学習課】 ・子ども釣大会については開催について会場を検討。 ・少年野球教室については継続して実施する。 (10公民館・生涯学習センター) 夏休み中の子どもの学習意欲の維持や体験活動を目的とした「子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室」を、引き続き公民館10館と生涯学習センターで実施する。	スポーツ推進課 (1,937) 青少年センター(105) 中央(82) 東部(139) 南部梅郷(100) 北部(146) 川間(62) 福田(90) 関宿中央(100) 関宿(96) 二川(133) 木間ヶ瀬(110)	
116	P212	既存	学校保健教育の推進	学校教育課	・生活習慣病健診の実施 ・小児期における生活習慣病対策サマースクールの実施 ・保健指導の実施	・生活習慣病検診を実施:854人(小4の希望者) ・生活習慣病対策の一環として学校保健会によるサマースクールを実施:33人(小4以上の希望者及びその保護者) ・肥満傾向のある児童生徒のうち、希望者90人について保健指導を実施した。	・前年度は新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため実施できなかった生活習慣病予防検診を実施することができた。 ・生活習慣病対策事業としてサマースクールを実施し、児童と保護者が生活習慣の見直しによる正しい生活習慣維持の大切さと生活習慣病の予防について学ぶことができた。	1,879	・生活習慣病検査の実施 ・小児期における生活習慣病対策サマースクールの実施 ・保健指導の実施	1,776	

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	5年度実績	評価及び課題	5年度決算額(千円)	6年度の事業内容	6年度当初予算額(千円)	備考
117	P213	既存	外部指導者を活用した運動部活動の充実	指導課	・市内全中学校を対象に、柔道4人、剣道2人の講師を各校に1人ずつ派遣する。講師は、体育科の授業の武道領域及び運動部活動をチームティーチングにより指導を行う。 ・部活動指導員の導入をすすめ、効率の良い部活動運営を目指すとともに、教員の業務削減につなげる。 ・今年度は新型コロナウイルス感染予防の観点から身体接触がある柔道、多くの生徒が防具を共有する剣道の授業のあり方を工夫する。	・市内中学校の保健体育「武道」の授業の安全と指導の充実のため武道講師を派遣し、保健体育担当教員とともに授業を行った。 ・保健体育担当教員の指導力と技術向上のための連絡会を1回実施した。 ○剣道：講師2人（4校に派遣） ○柔道：講師3人（7校に派遣） ・部活動指導員については、今年度は2人増員し、8人配置した。	・各中学校の保健体育担当教員と武道講師の専門的な指導・協力のもと、礼法や基本となる技を中心に武道の学習を行うことができた。安全面については、今後も配慮を続けていく。 ・若い教職員が増えているので、若手の育成も課題である。 ・各学校で選択している種目にかかわらず、実技講習会への参加を勧める。 ・部活動指導員については、今年度、8人（レスリング部、野球部、ソフトテニス部、吹奏楽部、陸上競技部、バレーボール部、卓球部、サッカー部）を配置し、顧問の業務削減につながった。	3,467	・柔道3人、剣道2人の講師を中学校に1人派遣する。講師は、体育科の授業の武道領域を保健体育担当教員とチームティーチングにより指導を行う。また保健体育担当教員の指導力と技術向上のための全体連絡会、研修会を行う。 ・部活動指導員については、次年度のさらなる増員により、効率の良い部活動運営を目指す。	4,214	
118	P214	既存	学校評議員制度の充実	学校教育課	・地域に開かれた学校づくりを推進するため、各学校に学校評議員を設置し、学校運営や教育活動に関する事項、学校と家庭や地域社会との連携に関する事項、その他校長が必要と認める事項について意見を伺う。	・148人の学校評議員に委嘱し、学校運営及び教育活動に関する事項や、学校と家庭又は地域社会との連携に関する事項等について意見を頂いた。	・学校の自己評価について評議員から意見を頂き学校運営に生かしていくことにより、地域に開かれた学校づくりを推進するとともに、保護者や地域住民等の意向を把握・反映することができた。	206	・引き続き各学校に学校評議員を設置し、地域に開かれた学校づくりを推進するため、評議員会議を開催し、頂いたご意見を学校運営に生かしていく。	310	
119	P215	既存	幼稚園の施設整備の推進	教育総務課	・事業内容 園児の心身の健やかな成長に資する教育環境の整備や、園児が安全で豊かな幼稚園生活が送れるように、現状の施設を必要に応じて改修する。 ・方針 個別施設計画の方針に基づき、学校施設の適切な整備及び財政負担の軽減に努めていく。	・保育室等施設の教育環境整備を継続的に進めた。 (その他5年度の主な工事) ・野田幼稚園池防水修繕工事 ・野田幼稚園防犯カメラ設置工事 ・閑宿中部幼稚園湯沸器交換工事 ・閑宿中部幼稚園街路灯修繕工事	・経年劣化に伴う建物の整備を実施し、施設の耐久性の確保と教育環境の整備に継続して努めていく。	12,605	・野田幼稚園防水・外壁改修工事	400	
120	P216	既存	学校施設整備の推進	教育総務課	・事業内容 児童生徒の心身の健やかな成長に資する教育環境の整備や、児童生徒が安全で豊かな学校生活が送れるように、現状の施設を必要に応じて改修する。 ・方針 個別施設計画の方針に基づき、学校施設の適切な整備及び財政負担の軽減に努めていく。 また、女子トイレの洋式化率70%を目標として、更なる洋式化に取り組んでいく。	・トイレの洋式化工事、普通教室、特別教室等施設の教育環境整備を継続的に進めた。 (その他5年度の主な工事) ・小学校内遊具修繕撤去工事 ・福田第一小学校床金具交換及び修繕工事 ・木間ヶ瀬中学校北側プールフェンス改修工事 ・閑宿中学校電話交換設備修繕工事 ・南部中学校給食室給湯器交換工事	・経年劣化に伴う建物の整備を実施し、施設の耐久性の確保と教育環境の整備に継続して努めていく。 ・国の補助金を活用し、トイレの洋式化率の更なる向上に取り組む。	702,380	・宮崎小学校他6校トイレ改修工事 ・東部小学校給食室改修工事 ・東部中学校給食室改修工事 ・清水台小学校特別支援学級改修工事 ・柳沢小学校教室改修工事 ・岩名中学校体育館屋根改修工事	829,977	
121	P217	既存	公立幼稚園の機能の充実	指導課	【事業番号48再掲】						
122	P218	既存	幼稚園・保育所・こども園と小学校との連携強化	指導課、子ども保育課	・小学校低学年生活科や各種行事で保育所や幼稚園との交流を実施する。 ・2月に全体で連絡会を持ち、今年度の活動を発表し合い、反省をまとめる。	・年2回の連絡会を行った。 ・就学前の生活環境、就学状況等の情報交換・引き継ぎは貴重なものであるため、5月の連絡会では、講演会を通し、未就学児施設と小学校との連携の際に参考となるようにした。2月の連絡会では、各園・各所・各校で「遊びや生活を通じた学びと育ち」「就学前後における円滑な接続について」を意識して取り組んだ活動報告書をまとめていただき、集約した。	・年2回、連絡会を実施することができた。第1回の連絡会では、県の幼児教育アドバイザーより、「幼児教育とお小学校教育の連携・接続」について、具体的事例をもとに学ぶことができた。 ・新型コロナウイルス感染症対策が自己判断となったことに伴い、多くの学校・施設で対面式の交流を行った。 ・引き続き、幼児期・学童期のスムーズな接続、カリキュラムの工夫、研修の場の持ち方等について考えていく必要がある。	—	・各地域ごとに、幼・保・こ・小の交流の場を持ったり、接続期のカリキュラムを検討したりする。 ・2月に全体で連絡会を持ち、今年度の活動を発表し合い、共通理解を図る。 ・現代的な課題を加味し、今後を見通した幼・保・こ・小連携に関する研修の在り方を検討する。	—	

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	5年度実績	評価及び課題	5年度決算額(千円)	6年度の事業内容	6年度当初予算額(千円)	備考
123	P220	既存	家庭教育学級の整備、充実	公民館	<ul style="list-style-type: none"> ・講座の企画・運営に保護者が参画し、意見を取り入れることで、参加者が実際に抱えている悩みや不安に応えられる身近な講座となるよう事業内容の充実を図る。 ・引き続き、小中学生の保護者を対象に、子どもの成長に伴う発達理解や保護者の役割、思いやりの心を育てる家庭教育の重要性などを学習する。また、就学前児童の保護者を対象に、家庭教育の重要性について理解を深める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育学級（小学コース）8コース 35回 942人 ・家庭教育学級小学コース運営委員会8コース 8回 128人 ・家庭教育学級（幼児コース）2コース 16回 213人 ・就学時健康診断時家庭教育講演（小学校）20回 1,004人 ・出前家庭教育講演（中学校）11回 1,079人 ・すくすく広場 南部梅郷公民館 8回 67人 	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館会場の家庭教育学級や学校会場の家庭教育講演によって、幼児から中学生までの保護者の方に、子どもの成長への理解を深め、家庭教育の重要性について学ぶ機会を提供することができた。 引き続き、公民館の連続講座の他、就学時健康診断や中学校の入学説明会で講演を実施するなど、より多くの方に参加していただく機会を設けており、参加者が実際に抱えている悩みや不安に応えられる身近な講座となるよう、学校から推薦される保護者による運営委員会や講演後に実施するアンケートによって、事業内容の充実を図っていく必要がある。 	中央 (139) 東部 (26) 南部梅郷 (10) 北部 (27) 川間 (20) 福田 (30) 関宿中央 (137) 二川 (86) 木間ヶ瀬 (30) 就学時 (200) 中学出前 (30) すくすく (48)	<ul style="list-style-type: none"> ・講座の企画・運営に保護者が参画し、意見を取り入れることで、参加者が実際に抱えている悩みや不安に応えられる身近な講座となるよう事業内容の充実を図る。 ・引き続き、小中学生の保護者を対象に、子どもの成長に伴う発達理解や保護者の役割、思いやりの心を育てる家庭教育の重要性などを学習する。また、就学前児童の保護者を対象に、家庭教育の重要性について理解を深める。 	中央 (120) 東部 (100) 南部梅郷 (50) 北部 (50) 川間 (100) 福田 (100) 関宿中央 (160) 二川 (133) 木間ヶ瀬 (50) 就学時 (200) 中学出前 (110) すくすく (48)	
124	P221	廃止	世代間交流事業の充実	生涯学習課 青少年センター、指導課	【事業番号39再掲】						
125	P221	既存	岩木小学校老人デイサービスセンターにおける交流	指導課、高齢者支援課	【事業番号64再掲】						
126	P221	既存	野田市総合公園の整備	スポーツ推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化していく施設の安全性・緊急性等を総合衡量して優先順位の高いか所から修繕を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合公園陸上競技場放送設備修繕 ・総合公園庭球場人工芝補修工事 ・総合公園遊具修繕工事 ・総合公園体育館バスケット板交換工事 ・関宿総合公園公衆トイレ小便器交換工事 ・総合公園体育館無線LAN整備工事(配線工事) ・総合公園体育館事務室空調設備改修工事 ・総合公園体育館無線LAN整備工事(アクセスポイント) ・総合公園体育館大体育室雨漏り改修工事 ・総合公園庭球場手足洗い場設置工事 ・総合公園野球場改修工事 ・関宿総合公園公衆トイレ改修工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化していく施設の安全性・緊急性等を総合衡量して優先順位の高いか所から修繕を実施する。 	33,852	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化していく施設の安全性・緊急性等を総合衡量して優先順位の高いか所から修繕を実施する。 	1,000	
127	P223	既存	野田市スポーツ公園の整備	みどりと水のまちづくり課	<ul style="list-style-type: none"> ・三ツ堀里山自然園について、市民ボランティアである「三ツ堀里山自然園を育てる会」と行政の協働による施設の維持管理やイベントの開催等を実施し、市民に自然とのふれあいの場を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・三ツ堀里山自然園について、市民ボランティアである「三ツ堀里山自然園を育てる会」と行政の協働による施設の維持管理が実施できた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・三ツ堀里山自然園について、市民ボランティアである「三ツ堀里山自然園を育てる会」と行政の協働による施設の維持管理やイベントの開催等を実施し、市民に自然とのふれあいの場を提供する。 	840	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も「三ツ堀里山自然園を育てる会」と行政の協働により、地域に根差した三ツ堀里山自然園づくりに向け維持管理やイベント等の開催を実施していく。 	840	
128	P224	既存	春風館道場の整備	スポーツ推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の安全性を確保し、武道に親しむことができる場所を提供する。 	春風館道場事務室エアコン改修工事	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化していく施設の安全性・緊急性等を総合衡量して優先順位の高いか所から修繕を実施する。 	182		—	

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	5年度実績	評価及び課題	5年度決算額(千円)	6年度の事業内容	6年度当初予算額(千円)	備考
129	P225	既存	キャリア教育を通しての地域教育力の向上	指導課、商工労政課、子ども保育課	<ul style="list-style-type: none"> キャリア教育推進協議会を組織し、学校・家庭・地域が一体となって、職場体験・職場訪問を中心としたキャリア教育に取り組む。 地域において、子どもと大人が互いに認知し、互いに声を掛け合うキャリア教育の有効性について、いろいろな機会と呼びかける。 今年度は新型コロナウイルス感染予防の観点から、小中学生が各事業所に出向いてのキャリア教育に伴う体験・見学は実施せず、講演会等の形で実施する。 	<p>【指導課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 小中高の12年間を見通したキャリア教育の充実を図るために、キャリア・パスポートの活用を推進した。 新型コロナウイルス感染防止の観点から職場に訪問しての体験学習を中止にした。その代替として、事業所の方を講師として学校に招き、講話や体験学習を実施した。 <p>【子ども保育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育所では例年、職場体験として小学生や中学生等の職場体験を受け入れているが、令和5年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、職場に訪問しての体験学習は実施しなかった。 	<p>【指導課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「キャリア教育」をとおして、仕事に対する意識を改めたり、仕事をする大人との関わりをとおして将来について考えたりするという有効性について、学校・家庭・地域が連携して進めていけるように努めた。コロナ禍で体験学習等が、例年どおり実施できなかったが、小グループでの体験学習、オンライン等を活用しながら、キャリア教育を推進することができた。 <p>【子ども保育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度は実施しなかったが、今後は指導課と連携しつつ、体験学習を実施できるように努める。 	315	<p>【指導課】</p> <ul style="list-style-type: none"> キャリア教育推進協議会において、令和6年度より市内一律で、事業所に出向いての職場体験学習等を再開し、学校長の判断の下、体験活動を実施するように通知している。キャリア教育を充実させることにより、子どもが自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動する力を養う機会とし、講演会や体験学習などを実施していく予定である。 地域において働く大人と地域の学校に通う子どもとが知り合う機会を捉え、より一層「地域の子どもは地域で育てる」という意識の高揚に努める。 <p>(子ども保育課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 今年度も引き続き、保育所と小中学生との交流活動実施できるように指導課と連携し、幼稚園や保育所との交流活動を推進していく。 	696	
130	P227	既存	青少年センターの機能の充実	生涯学習課 青少年センター	【事業番号37再掲】						
131	P227	既存	青少年問題行動防止活動の推進	生涯学習課 青少年センター	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導主任連絡会議への参加 補導活動の推進 大人（保護者）を対象とした情報モラル講習会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導主任連絡会議へ参加した。 年間を通し補導活動を行った（延べ31回、延べ1,487人） 大人向けの情報モラル講習会は中止となった。 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導主任連絡会議への参加により、各学校での問題行動のある子どもについて情報交換が行えた。 大人（保護者）向けの情報モラル講習会は開催方法を検討する。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導主任連絡会議に参加。 大人（保護者）向けの情報モラル講習会は、開催方法を検討する。 青少年補導員及び社会教育指導員による補導活動を実施。 	—	
132	P228	既存	情報モラル教育の推進	指導課	<ul style="list-style-type: none"> 市主催教員向けのICT活用研修会等を活用するなどして、各校で学級活動や道徳、各教科の指導の中において、積極的にモラルの向上につながるような授業展開が行われるよう指導に努める。ネット社会の中で生活していかなければいけないことを踏まえ、ネット社会の利便性を教えるのと同時に、その中に潜む危険性も教えていくよう指導に努める。 新型コロナウイルス感染症の影響で、子どもたちがICT機器を扱う時間が大幅に増えること、またこの機会に始めて使用する子どもが増えることが予想されるため、様々な機会を通し情報モラル教育に取り組んでいく。 	<ul style="list-style-type: none"> 昨年度に引き続き、各校の実態に応じて市が提携している情報モラルサービス等を活用し、児童生徒や保護者を対象に情報モラル学習が実施された。（実施授業回数：2月末時点） 小学校：児童向け 20回 保護者向け 7回 中学校：生徒向け 6回 保護者向け 8回 いじめの早期発見を目的とし、中学生に向けて、匿名で通報・相談ができるアプリ「STANDBY」による相談を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 市提供の情報モラルサービス等を活用し、児童生徒の実態にあわせた情報モラル教育が進められた。回数も前年度より増加した。 学校により情報モラル教育実施回数に差があるので、通知方法等を見直した。 いじめの早期発見を目的とし、中学生に向けて、匿名で通報・相談ができるアプリ「STANDBY」による相談を実施した。 	858	<ul style="list-style-type: none"> 市で提携している情報モラルサービスやGIGAスクール構想におけるGoogleとの連携、生徒指導部会等、様々な機会を活用し、学校の実態に合わせた情報モラル学習を実施していく。 GIGAスクール構想に伴う児童生徒のICT活用状況にあった情報モラル教育が実施できるよう、情報提供をする。 	836	

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	5年度実績	評価及び課題	5年度決算額(千円)	6年度の事業内容	6年度当初予算額(千円)	備考
133	P231	既存	幼児・園児に対する交通安全教育	市民生活課、学校教育課、子ども保育課	・子どもの交通事故を防ぐために、野田警察署と(一社)野田交通安全協会が、毎年市内の保育所や幼稚園に出向き交通安全教室等を行う。	【市民生活課】 ・平成27年度から、社会情勢の変化・多様化などから、野田警察署と(一社)野田交通安全協会が、各幼稚園からの要望を受けて幼稚園に出向いて、より身近な交通安全教室等を行う方針に転換した。 【学校教育課】 ・野田幼稚園、関宿中部幼稚園の2施設において交通安全教室を実施した。 ○野田幼稚園 【実施日】 令和6年1月29日 【参加数】 67人 ○関宿中部幼稚園 【実施日】 令和5年11月8日 【参加数】 13人 【子ども保育課】 ・認可保育施設26施設で実施した。 【実施日】 令和5年10月2日から12月5日まで 【参加者数】 2,555人	【学校教育課】【子ども保育課】 交通安全教室をととして、警察官、交通安全協会指導員の方の誘導のもと、信号機の見方や横断歩道の渡り方等を実際に体験しながら交通ルールについて学ぶことができた。 今後も継続して交通安全教室の実施を行う必要がある。	—	【学校教育課】 ・引き続き交通安全教室を実施することに加え、野田交通安全協会等の協力による交通安全推進活動を実施していくことにより、子どもの交通事故防止に努め安全で明るいまちづくりに取り組んでいく。 【子ども保育課】 ・身近な生活における交通安全の決まりに関心を持ち、安全に行動できる習慣や態度を身につけることを目標に実施していく。	—	
134	P232	既存	チャイルドシート着用の推進	市民生活課	・チャイルドシートの着用の必要性と着用効果に関する正しい理解の促進を図る。交通安全運動実施時に街頭キャンペーン等により広報啓発に努める。	・交通安全運動実施時に広報啓発活動を年4回実施した。また、6月の「シートベルトとチャイルドシート着用推進月間」に広報啓発活動を実施した。	・チャイルドシート着用の推進について交通安全運動実施時及び6月の「シートベルトとチャイルドシート着用推進月間」に広報活動を実施しているが、継続してシートベルト着用の必要性と着用効果に関する正しい理解の推進に努める必要がある。	—	・引き続き交通安全運動実施時及び6月の「シートベルトとチャイルドシート着用推進月間」に広報啓発活動を実施し、チャイルドシート着用の必要性と着用効果に関する正しい理解の促進に努めていく。	—	
135	P233	既存	チャイルドシート貸出事業の推進	社会福祉協議会	・市内に在住の6歳未満の乳幼児を対象に6か月(1回延長可能で最長1年間)のチャイルドシートを貸出す。また、里帰り等により市内に短期的に在住する乳幼児のために、最長3か月のチャイルドシートを貸し出す。 ・老朽化に伴う入れ替えを実施する。	・貸出実績 153件	・貸出待機者もなく、円滑な貸出を実施した。 ・老朽化したチャイルドシートの計画的な廃棄を行った。	600	・引き続き、市内に在住の6歳未満の乳幼児を対象に6か月(1回延長可能で最長1年間)のチャイルドシートを貸出す。また、里帰り等により市内に短期的に在住する乳幼児のために、最長3か月のチャイルドシートを貸し出す。 ・老朽化に伴う入れ替えを実施する。	963	
136	P235	既存	青少年の消費者問題対策の推進	市民生活課、生涯学習課青少年センター	・消費生活展、消費生活セミナー、出前講座等を通じ、消費生活センターのPRを行い、消費者問題について啓発する機会が増えるよう努めるとともに、青少年の消費者問題について広く市民に啓発する。	・千葉県消費者団体ネットワーク強化・活性化事業を活用し、千葉県消費生活相談員の会と連携し、希望する小学校3校、中学校1校の児童、生徒を対象に消費者教育講座を行い、消費者教育の充実と強化を図った。 ・消費生活出前講座、安全安心メール(まめメール)、SNSを通じ、消費生活センターのPRを行い、消費者問題について啓発する機会が増えるよう努めるとともに、消費者問題について広く市民に啓発を図った。 ・消費生活出前講座：6回 ・安全安心メール(まめメール)・SNS：24回 ・消費生活展：1日(産業祭と同時開催) ・消費生活セミナー：1回	・消費者教育講座の実施により、これまで難しかった青少年の消費者問題対策の推進を図ることができた。 ・令和4年4月から成人年齢が18歳に引き下げられたことに備え、18歳までに消費生活に関する適切な知識が身につけられるよう、引き続き児童、生徒への消費者教育を充実させる必要がある。	301	・千葉県消費者団体ネットワーク強化・活性化事業を活用し、千葉県消費生活相談員の会と連携し、希望する小学校、中学校、高等学校の児童、生徒を対象に消費者教育講座を行い、消費者教育の充実と強化を図っていく。 ・安全安心メール(まめメール)、SNSを通じ、消費生活センターのPRを行い、青少年に係る消費者問題について啓発する。	455	

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	5年度実績	評価及び課題	5年度決算額(千円)	6年度の事業内容	6年度当初予算額(千円)	備考
137	P236	既存	子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換の実施	市民生活課、指導課、生涯学習課青少年センター	<p>【防災安全課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 野田市防犯組合、野田警察署との連携による防犯活動の実施 防犯推進員(警察官経験者)による「まめばん」での在所警戒や防犯パトロールの実施、防犯相談、児童を対象とした防犯教室の実施 安全安心メール防犯情報の配信 <p>【指導課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒を守るため情報共有の流れを構築する。各学校からの情報は、速やかに関係機関に連絡し適切に処理・対応する。 学校警察連絡会を活用し、各学校の情報を共有し、早期対応を心がける。 <p>【青少年課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全安心メール不審者情報の配信 野田市学校警察連絡協議会との連携 	<p>【市民生活課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 野田市防犯組合に設立された17の支部による各種防犯活動が実施されるとともに、自治会を単位とする自主防犯組織による防犯パトロールが継続的に実施された。 防犯の拠点として開設した「まめばん」は、毎日午後2時から午後7時まで防犯推進員を配置し業務にあたった。北部まめばんの令和5年度利用は、延べ82件。 青色回転灯搭載の防犯パトロール車2台を活用した防犯推進員による防犯パトロールについては、市内全小中学校を中心に子どもたちの下校時刻に合わせ延べ243日間実施した。 安全安心メール(まめメール)で防犯情報を78件配信し、防犯意識の向上を図った。 防犯推進員による防犯教室を市内全20校の小中学校で実施し、犯罪から身を守る方法を指導した。 <p>【指導課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒を守るため、各学校からの情報は、速やかに関係機関と共有し、適切に処理・対応できた。また、場合に応じてパトロール等も行った。 学校警察連絡会を活用し、各学校の情報を共有した。 <p>【生涯学習課青少年センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校等から提供された不審者情報を速やかに配信(配信件数2件)するとともに、不審者の発生状況に対応したパトロールを実施した。 	<p>【市民生活課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民の防犯意識の向上により、防犯組合支部及び自主防犯組織による防犯パトロール等が実施されたが、市内の犯罪件数は令和5年は1,202件で前年より222件の増加となり、今後も継続的に行い犯罪の抑止に努める必要がある。 <p>【指導課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒が被害に遭った場合、まめメール配信やパトロールを行う青少年課との分担して、連携して対応しているが、さらに迅速且つ確実な対応をしたり、配信する・しないについての規準を明確にしたりする必要がある。また、被害にあった児童生徒がいた場合、カウンセラーを派遣する、パトロールを強化するなどの対応を継続する必要がある。 <p>【生涯学習課青少年センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> 不審者情報を配信することで、家庭、地域、学校の情報の共有が図られ、児童生徒の安全・安心に役立つことができた。 	—	<p>【市民生活課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 防犯組合各支部へ補助金を交付し、野田署と連携し各地域の防犯活動を推進していく。 防犯推進員による「まめばん」での在所警戒に加え、巡回パトロールを実施していく。 防犯推進員が実施している「まめばん」での防犯相談について、より相談しやすい環境の整備に努め、児童の安全の強化を図る。 防犯推進員による防犯教室を小中学校で実施し、犯罪から身を守る方法を指導する。 安全安心メールにより、防犯情報を配信していく。 <p>【指導課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒が被害にあった場合の対応について、役割分担の明確化を進める。 学校警察連絡協議会を活用し、各学校の情報を共有し、引き続き早期対応を心がける。 年2回、長期休業前に対面での会議を実施する予定。 <p>【生涯学習課青少年センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全安心メールの不審者情報の配信及び不審者の発生状況に対応したパトロールを実施。 	—	

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	5年度実績	評価及び課題	5年度決算額(千円)	6年度の事業内容	6年度当初予算額(千円)	備考
138	P239	既存	子どもに配慮した防災対策の推進	防災安全課、指導課、子ども保育課	<p>【防災安全課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の子ども(乳幼児)の生活を考慮した野田市地域防災計画の修正、備蓄品の整備及び自主防災組織の設立を推進し、自主防災組織の資機材整備に対して助成を実施する。 ・安全安心メール防災情報の配信 <p>【指導課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学校における防災計画を作成し、子どもの安全確保に取り組む。特に、着実に避難訓練を実施するなど防災意識を高め、児童生徒・教職員が一体となった防災体制を作る。また、保護者や地域住民とも一体となって、地域ぐるみの防災体制を醸成する。 ・水害におけるハザードマップや避難所に関する確認や学習を日頃より進める。 <p>【子ども保育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所においては、年12回の火災及び地震に対する避難訓練を実施し、防災意識の醸成を図る。さらに、保護者に不審者に対応するための避難訓練や引渡し訓練を実施し、不審者に対しての意識を高めるとともに災害に対する防災意識を保護者に高めてもらえるよう周知する。 	<p>【防災安全課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における乳幼児用備蓄品として液体ミルク、粉ミルク、おむつの備蓄更新を行った。 ・自主防災組織の設立を推進するため、自主防災組織対象の資機材補助金を新規3団体に交付した。 ・自助・共助の取組をより一層促進するために、自主防災組織等活動補助金の算定基準を世帯数から訓練参加人数に変更し、子ども(乳幼児)も算定基準に加えることで地域の防災訓練へ参加を促せるように補助制度を変更して運用し、115団体に交付した。 <p>【子ども保育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所は防災計画に従い避難訓練を継続して実施し、災害等に備える意識を高める。また、保護者に対しても防災意識を高めるよう周知する。併せて不審者対応への訓練等を実施することで保護者に不審者への対応等についての周知徹底を図った。 ・直営3園においては携帯電話を活用し、保護者への通信手段として迅速に情報提供することができた。 <p>【指導課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学校毎に防災計画等の見直しを図り、子どもの安全確保に努めた。 ・災害時に向けた避難訓練の振り返りや教科の学習等を通じて改めてハザードマップを利用しての浸水か所や自身の避難場所の確認をした。また、全小学校において、防災安全課がタイムラインを活用した水害時の避難等についての授業を実施した。 	<p>【防災安全課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織は令和6年3月末時点で、組織率が46.1%となっており、組織化率が低い状況であるため、「自助・共助」の取組を推進し、引き続き自主防災組織の整備育成を図っていく必要がある。 <p>【子ども保育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害等に対する避難訓練の実施に併せて、保育所職員と保護者にも防災意識を高める必要がある。また、保護者には不審者への対応等について、意識向上に努めてもらう必要がある。さらには、風水害に対する体制を見直す必要がある。 <p>【指導課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の防災訓練に参加した学校があった。参加した生徒は実際に活動したことで防災意識がより高まった。 ・地域が被災した際、生徒が積極的に救護活動を行えるよう、関係機関と連携し、各種体験学習等、防災意識を高める活動を行った学校があった。 	7,748	<p>【防災安全課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における子ども(乳幼児)関係の備蓄品について、消費(賞味)期限を考慮して適宜入替を実施する。 ・自助・共助の取組をより一層促進するために、自主防災組織等活動補助金の算定基準を訓練参加人数とし、子ども(乳幼児)も算定基準に加え、地域の防災訓練へ参加を促す補助制度を運用する。 ・安全安心メール防災情報の配信 <p>【子ども保育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所では防災計画に従い避難訓練を実施し、災害等に対して備える意識を高めるとともに、保護者に対しても防災意識を高めるよう周知していく。また、火災や地震だけではなく風水害に対する訓練を実施し、併せて不審者への対応訓練等を実施するとともに保護者への周知徹底を図る。 <p>【指導課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水害対策を含めた避難訓練を実施するなど防災意識を高め、児童生徒・教職員が一体となった防災体制を作る。また、引き続き保護者や地域住民とも一体となって、地域ぐるみの防災体制を醸成する。 ・水害における避難の仕方等の学習をさらに進められるよう取り組む。 	9,235	

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	5年度実績	評価及び課題	5年度決算額(千円)	6年度の事業内容	6年度当初予算額(千円)	備考
139	P242	既存	子どもの施設や学校付近・通学路等における関係機関等と連携した安全点検及びパトロール活動の推進	指導課、子ども保育課、教育総務課	<p>【指導課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校警察連絡協議会等を通じて情報を共有し、その情報を広く発信できるように努める。 ・「子ども110番の家」の協力を広める。 ・学校からの要請でスクールサポーターの派遣を依頼する。 	<p>【指導課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議は長期休業前に行い、年間2回開催した。 ・地域に合わせた安全指導として、各小学校のPTAが、登下校の見守りサポートや横断歩道での旗振り係を実施した。 ・登校時のスクールゾーンでは、交通安全協会の方の安全指導を実施した。また地域の方の協力のもと、登下校時のパトロール活動の推進をした。 ・不審者情報等については各課と連携をとり情報を共有し、必要に応じて各校や関係機関に情報を提供した。 ・登下校の安全指導は各校において実情に応じて行った。 ・学校警察連絡協議会、生徒指導主任連絡会で情報を共有し、各校の生徒指導に活用した。 <p>【子ども保育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公立保育所（指定管理者施設含む）の防犯対策として不審者の侵入に対する抑止力として、また、不測の事態が発生した場合に対して、警察への情報提供や事後の検証等を目的に出入口付近へ防犯カメラを設置している。 <p>【教育総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公立幼稚園の防犯対策、または不審者の侵入に対する抑止力、および不測の事態が発生した場合に対して警察への情報提供や事後の検証等を目的に出入口付近へ防犯カメラを設置しており、定期的な安全点検の結果、故障が発見された場合には修繕を実施している。 	<p>【指導課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登下校時における、保護者の車の送迎、自転車通学について課題があった。 ・学校警察連絡協議会、生徒指導主任連絡会での情報共有により、関係する学校が連携をとって問題行動に対応することができた。 <p>【子ども保育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 継続して防犯カメラの維持管理を行う必要がある。 <p>【教育総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 防犯カメラの設置により不審者の侵入に対する抑止力が高まった。継続して防犯カメラの維持管理を行う必要がある。 	<p>【指導課】</p> <p>12,313</p> <p>【教育総務課】</p> <p>176</p>	<p>【指導課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域に合わせた安全指導として、各小学校のPTAが、登下校の見守りサポートや横断歩道での旗振り係を実施する。 ・登校時のスクールゾーンでは、交通安全協会の方の安全指導を実施する。また地域の方の協力のもと、登下校時のパトロール活動の推進をする。 ・不審者情報等については各課と連携をとり情報を共有し、必要に応じて各校や関係機関に迅速に情報を提供する。 <p>【子ども保育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引続き現地状況の変化や安全施設の破損等の確認を含め各関係機関と連携し、定期的な安全点検を実施する。 <p>【教育総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き現地状況の変化や安全施設の破損等の確認を含め各関係施設と連携し、定期的な安全点検を実施する。 	<p>【指導課】</p> <p>3,331</p> <p>【教育総務課】</p> <p>—</p>	
140	P244	既存	被害にあった子どもの保護の推進	子ども家庭総合支援課、指導課	<ul style="list-style-type: none"> ・児童が被害にあった場合、被害の種類や状況により、要保護児童対策地域協議会の各関係機関と連携し、児童の安全確保を最優先とし児童相談所に送致する。 重篤な虐待や犯罪被害に関する相談・通告には、警察や児童相談所と連携し、迅速かつ適切な対応を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市で虐待を把握したケースで、一時保護や専門的対応が必要と判断しケースを児童相談所へ送致した人数 16人 うち、一時保護された人数 3人 うち、一時保護解除人数 1人 (3月末現在) 	<ul style="list-style-type: none"> ・実務者会議を通じて、主担当や関係機関の役割分担、個々の案件の具体的な支援方針の決定、個別支援会議の必要性を議論する場とし、必要に応じて、個別支援会議を開催し、関係機関の情報共有、支援の検討、情報連携を図っているが、今後も支援、対応に漏れないよう徹底する必要がある。 ・市には一時保護の権限がないことから、一時保護の実施が必要と判断されるケースについては、柏児童相談所に送致するとともに、関係各課の役割分担についても明確にした支援計画に基づく支援を徹底する必要がある。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待に関する情報提供等があった場合、48時間以内に子どもを目視により直接確認するとされているが、野田市においては原則当日に行うこととし、ケースに応じて柏児童相談所職員同行、同席も依頼する。 ・緊急を要する虐待や犯罪被害の対応に当たり児童の安全確保を最優先にし、ほかに優先する手段を取る明確な理由がない場合、直ちに立入調査・一時保護を児童相談所または身柄付き送致を警察署に要請する。 	—	

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	5年度実績	評価及び課題	5年度決算額(千円)	6年度の事業内容	6年度当初予算額(千円)	備考
141	P247	既存	児童虐待防止対策の強化	子ども家庭総合支援課、指導課	<ul style="list-style-type: none"> 「野田市児童虐待防止総合対策大綱」に基づき、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に当たり、子育て支援事業との連携と要保護児童対策地域協議会の関係機関との連携等により、児童虐待防止の推進を図る。 ○母子保健事業との連携と子育て支援事業を活用した虐待の未然防止の推進 ○要保護児童対策地域協議会による要保護ケースの進行管理及び実務者会議、個別支援会議の充実 ○虐待通報受理後、原則として当日に安全確認を行うことの徹底 ○学校等から依頼があった場合の、警察官OBの同行訪問の実施 ○ポスター展の開催などによる虐待防止啓発事業の実施 ○児童虐待相談受付電話「子どもSOS」の運営 ○進行中の児童虐待の事例について学校等との定期的な情報交換 ○毎月開催される民生委員・児童委員地区定例会での情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童対策地域協議会の運営代表者会議2回 実務者会議12回 個別支援会議95回。 児童虐待相談受付件数 424件 進行管理件数(延べ人数) 753人 進行管理台帳に登録されている子どもで学校・保育園等に所属している場合、所属機関と毎月1回による情報交換 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認について 子ども家庭総合支援課への情報提供件数 17件 安全確認、出国確認等により対応済みの件数 17件 「わたしの願う家族・家庭」ポスター展 応募総数328点(小学校326点・中学校2点) 優秀作品を市ホームページにて公開しました。 児童虐待防止ステッカー等を公用車及び市内タクシー事業所の車両に装着し児童虐待防止意識の向上を図った。 児童虐待を伴うDV相談件数 令和5年度新規DV相談67件中 39件 	<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童対策地域協議会実務者会議を通じて、主担当や関係機関の役割分担、個々の案件の具体的な支援方針を決定する個別支援会議開催の必要性を議論する場とし、必要に応じ積極的に個別支援会議を開催することで、関係機関の情報共有、支援の検討、スケジュールの確認等を行い、情報連携の強化を図りました。要保護児童等への支援及び対応に漏れないよう、引き続き情報共有及び連携の強化を図っていく必要があります。 野田市で事件が発生してから5年が経過し、市を始めとした全関係機関において、事件の風化によりアセスメントが甘くなる懸念があります。令和6年1月1日に「野田市虐待防止条例」が施行され、改めて危機意識を高く維持し、受理した1ケースごとに重篤性の判断が軽くなるよう確実にリスクアセスメントをする必要があります。 	399	<ul style="list-style-type: none"> 野田市児童虐待防止対応マニュアル(児童相談所編)、(学校編)、(保育所・幼稚園・学童編)、(母子保健編)、(警察編)の見直し[随時] 母子保健事業との連携と子育て支援事業を活用した虐待の未然防止の推進 要保護児童対策地域協議会による要保護ケースの進行管理 虐待通告受理後、原則として当日に安全確認を行うことの徹底 必要に応じ、令和6年4月1日より着任した警察官OBへの協力依頼 児童虐待防止推進月間におけるポスター展等の啓発事業、教職員等対象意見交換会・討論会、実務者研修会の実施 進行中の児童虐待の事例について学校等との定期的な情報交換 毎月開催される民生委員児童委員地区定例会での情報共有 	439	
142	P249	既存	子ども家庭総合支援拠点	子ども家庭総合支援課	<ul style="list-style-type: none"> 子ども家庭総合支援課を、児童福祉法に規定される子ども家庭総合支援拠点として位置付け、18歳までの全ての子どもとその家庭や妊産婦を切れ目なく継続的に支援することで、子育ての孤立化を防ぐとともに、関係機関相互の円滑な連携・協力を図り、具体的な支援に結びつけている。 従来から実施している家庭児童相談室の相談業務も併せて実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども家庭総合支援拠点(家庭児童相談室)対応件数(巡回相談含む) 相談件数 3,976件 うち要保護以外 3,556件 要保護 581件 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関相互の円滑な連携・協力体制の構築。 相談者との信頼関係を作り、気軽に相談してもらえるように支援していく必要がある。 児童福祉法の改正により、令和6年4月より子ども家庭総合支援拠点は廃止され、新たに「こども家庭センター」の設置が義務付けられた。機能は満たしているものの、設置の時期、職員の配置、母子保健との連携について検討する必要がある。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 広く市民に子ども家庭総合支援課による相談支援事業を周知し、18歳までの全ての子どもとその家庭や妊産婦への切れ目なく継続的な支援施策を充実させるとともに、相談者に応じた地域資源の活用等につなげることで、児童虐待の予防・早期発見・早期対応を図る。 	—	
143	P250	既存	子育て短期支援事業	子ども家庭総合支援課	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の子育て支援、要保護児童対策の一環として、保護者の入院などにより家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合に、委託先の児童養護施設晴香園で宿泊又は日帰りで一時的に子どもを預かる。 	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊 利用人数 15人 利用日数 282日 日帰り 利用人数 4人 利用日数 9日 夜間 利用人数 12人 利用日数 55日 	<ul style="list-style-type: none"> 前年度に比べて利用者数は増加しており、一時的に児童の養育が困難となった家庭の福祉の向上を図ることができた。 引き続き、保健センターによる乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業の母子保健事業との連携や、子ども家庭総合支援課(家庭児童相談室)での相談等から、積極的に支援につなげていく必要がある。 	3,117	<ul style="list-style-type: none"> 保健センターによる乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業の母子保健事業との連携や、子ども家庭総合支援課及び家庭児童相談室の相談業務から、子育て短期支援事業につなげ、児童虐待の予防・早期対応を図る。 	3,863	

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	5年度実績	評価及び課題	5年度決算額(千円)	6年度の事業内容	6年度当初予算額(千円)	備考
144	P252	既存	千葉県柏児童相談所との情報の交換・連携	子ども家庭総合支援課	<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童対策地域協議会実務者会議では、毎月、全ケースについて情報交換を行うとともに、個々の案件の具体的な支援方針を決定する個別支援会議開催の必要性を議論し、個別支援会議の開催が必要となった案件については、速やかに開催し、関係機関の情報共有、支援の検討、支援スケジュールの確認等を行うことで、情報連携の強化を図る。 	援助依頼人数 14人 (14人) 送致人数 16人 (16人) 一時保護人数 29人 (30人) うち市送致 3人 (3人) 他機関送致 26人 (27人) 一時保護解除人数 24人 (24人) ※ () 内は延べ人数	<ul style="list-style-type: none"> 緊急に子どもの一時保護を必要とするケースは、児童相談所へ送致し、市のみでの対応や判断に苦慮するケースは、児童相談所に助言や同行訪問を依頼することで、主担当を明確にしつつ連携を図ることができた。 令和6年1月1日に施行された「野田市虐待防止条例」を遵守及び「野田市児童虐待防止対応マニュアル(児童相談所編)」を活用し、情報の共有及び連携の強化を推進している。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童対策地域協議会を活用し、児童相談所等の関係機関と要保護児童等に関する情報共有、支援の検討、支援スケジュールの確認等を行うことで、情報連携の強化を図る。 「野田市虐待防止条例」を遵守及び「野田市児童虐待防止対応マニュアル(児童相談所編)」を活用し、及び情報の共有及び連携の強化を推進するとともに、マニュアルの運用にあたり修正や加筆等の必要がある場合は随時対応する。 	—	
145	P254	既存	要支援家庭の早期発見・早期対応	子ども家庭総合支援課、保健センター	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健康診査や相談等の母子保健事業において、未受診の理由や背景等が把握できない等虐待発生のリスクが高いと考えられるケースなど、支援に関して検討を要する家庭の早期発見に努める。 所在を確認できない児童の早期把握のため、関係機関との連携体制を強化する。 家庭訪問等で保護者の不安や訴えを受け止め、家庭環境等に配慮しながら必要時早期に「育児支援訪問事業」につなげる等、関係機関と連携して支援し、虐待の予防に努める。 養育支援が必要と思われる家庭について、早期に情報を共有して、サービスの検討を行い、効果的な育児支援ができるよう関係機関と連携をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認について 関係機関から子ども家庭総合支援課への情報提供件数 17件 安全確認、出国確認等により対応済みの件数 17件 乳幼児健康診査受診率 事業番号69を参照 	<ul style="list-style-type: none"> 早期発見のためには、各関係機関の密な連携や地域の声も大切であることから、更なる啓発活動の推進を図る必要がある。(子ども家庭総合支援課) ハイリスクケースの母子等に対しては保健師・助産師等による妊娠期からの家庭訪問等による育児サポートとともに、乳幼児健康診査の場における母親の育児不安や親子関係の状況、未受診児の状況の共有及び把握に努め、継続して支援した。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 虐待につながりやすい兆候があると思われる要支援家庭を早期に把握し、育児支援家庭訪問事業につなげる等、関係機関との連携を更に強化する。 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況の早期把握のため、関係機関との連携体制を更に強化する。 要支援と考えられる家庭について、関係機関と情報を共有し、継続的で適切な支援につなげる。 通告を受理した場合は、国が規定する48時間以内ではなく、当日に即対応する。 「野田市児童虐待防止対応マニュアル(母子保健編)」に基づき、関係機関と連携して、組織的な対応を実践する。 ハイリスクケースの母子等に対しては妊娠期からの早期のサポートを実施するとともに、育児不安や親子関係の状況等の情報収集を行い、適切なアセスメントを行う。 「乳幼児健康診査未受診対応マニュアル」に基づき、早期に状況を把握し、リスクの高いケースについては子ども家庭総合支援課と情報共有を行う。 	—	

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	5年度実績	評価及び課題	5年度決算額(千円)	6年度の事業内容	6年度当初予算額(千円)	備考
146	P254	既存	乳児家庭全戸訪問事業・妊婦訪問事業	保健センター	【事業番号8再掲】						
147	P256	既存	ひとり親家庭等の情報提供・相談機能・支援体制の充実	児童家庭課	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭等に対する自立支援策について、市報、ホームページ、児童扶養手当の窓口を活用し、広報啓発を行うほか、母子・父子自立支援員による情報提供や相談の充実に努める。 母子寡婦福祉会の各種イベント等の団体事業を通じ、会員相互の交流や情報交換等の機会の拡充を図る。 	<p>【5年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 母子家庭、父子家庭相談：739件 婦人相談：125件 市報及び市ホームページに相談事業及び助成制度を掲載 「ひとり親家庭支援のしおり」(令和6年2月改訂版)作成 <p>主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭支援に係る、相談、経済的支援、居住支援、就労支援、育児生活支援の各種事業、助成等の案内。 個別事業のリーフレット作成 ひとり親家庭等日常生活支援事業、ひとり親家庭の就業支援事業、ひとり親家庭等ふれあい交流事業(そば打ち、お菓子作りなど)、就業支援講習会などの各種事業、助成等の案内 母子・父子自立支援員研修会(令和6年2月16日開催) 内容：「児童扶養手当及びひとり親医療費助成制度について」 講師：児童家庭課職員 ひとり親家庭情報交換事業の実施(野田市母子寡婦福祉会に委託全7回実施)参加者合計55人 	<ul style="list-style-type: none"> 離婚直後の時期にひとり親家庭等に対する支援策についての的確な情報提供を行なう必要がある。 ひとり親家庭等は離婚直後の不安定な時期に一人で悩みを抱えることが多いため、引き続き母子寡婦福祉会への加入促進を図る必要がある。 「ひとり親家庭情報交換事業」について事業の周知を図り、新規企画検討や参加促進に努める必要がある。また、若い会員のリピーターも多いことから、さらにリピーターを増やし母子寡婦福祉会の新規会員の獲得に努める。 イベント系事業については、母子寡婦福祉会の協力により、ひとり親家庭の様々な交流の場が設けられたが、近年では、新規会員が増えていないため子どもの年齢が上がっていることから子どもの年齢を考慮したイベント内容への再編を検討する必要がある。 	5,910	<ul style="list-style-type: none"> 市報、ホームページ、「ひとり親家庭支援のしおり」等により各種支援策の情報提供を積極的に行う。あわせて、早期の段階での的確な支援を行うため、国の新しい施策や、各種支援策について児童扶養手当現況届出時等に情報提供に努めるとともに、母子・父子自立支援員が個々の状況に応じた相談を行うことで、自立に向けた意欲の向上を図る。 市報、HPによる広報啓発 母子・父子自立支援員による情報提供 ひとり親家庭支援のしおり改訂(R6.4) ひとり親家庭就業支援事業のご案内改訂(R6.4) 母子寡婦福祉会の協力を得て実施している「ひとり親家庭情報交換事業」において引き続きひとり親同士の交流に努める。 イベント系事業では、子どもの年齢を考慮したイベント内容への再編とあわせ、会員増につなげるための施策を検討する。 	6,832	

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	5年度実績	評価及び課題	5年度決算額(千円)	6年度の事業内容	6年度当初予算額(千円)	備考
148	P258	既存	ひとり親家庭等の就労支援の拡充	児童家庭課	<p>・ハローワークや市の無料職業紹介所等と連携し、母子・父子自立支援員がひとり親家庭個々の実情に応じてきめ細かく支持し、就業に結びつける母子・父子自立支援プログラム策定事業を推進する。</p> <p>・職業訓練センターを活用した就業支援講習会を開催し、就労や収入増に向け、ひとり親家庭のスキルの向上を図る。</p> <p>・平成28年7月から母子・父子自立支援員がひとり親家庭から就職希望の多い業種の事業所を選定・訪問し、ひとり親家庭の雇用への理解及び雇用促進奨励金制度の啓発活動を行い、就労相談の際に訪問した働きやすい環境の事業所などの情報提供を行う。</p> <p>・自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業等の支給により、ひとり親家庭を支援する。</p>	<p>・ハローワークや市の無料職業紹介所と連携したひとり親家庭向け求人情報の開拓と雇用啓発を行った。なお、事業の見直しを行い、平成28年7月から、ひとり親家庭の雇用への理解と奨励金制度の啓発活動に変更した。</p> <p>(R5年度啓発活動訪問事業所件数 36件)</p> <p>・母子・父子自立支援プログラム策定事業 (15人策定のうち、父子家庭の父 0人)</p> <p>就業実績 正規雇用：4人 非正規雇用：10人</p> <p>・就業支援講習会 【パソコン】 受講者数 8名 うち資格取得者数 ワード5名、 エクセル4名</p> <p>【日商簿記3級】 受講者数 6名 うち資格取得者数 0名</p> <p>【医療事務】 受講者数 2名 うち資格取得者数 2名</p> <p>・母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業 1人に支給：社会保険労務士1人</p> <p>・母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業 母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給人数：17人</p> <p>資格の種別：看護師6人、社会福祉士3人、美容師1人、理容師2人、介護福祉士1人、保育士2人、中学校教諭1人、図書館司書1人</p> <p>母子家庭等高等職業訓練修了支援給付金 支給人数：6人 就業実績：正規4人 非正規2人</p> <p>・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 受講開始時給付金 実績なし 受講修了時給付金 実績なし 合格時給付金 実績なし</p>	<p>・ひとり親家庭等については、依然として雇用環境と経済的な状況が厳しいため雇用と収入の増に結びつく情報の開拓に努める必要がある。</p> <p>・事業の見直しを行ったひとり親家庭の雇用への理解と奨励金制度の啓発活動では、訪問する事業所の職種や、情報提供の方法を検討する必要がある。</p> <p>・母子・父子自立支援プログラム策定事業について、個々のニーズに応じてきめ細かな就職支援を実施し、雇用促進に効果を上げた。</p> <p>・職業訓練について、受講者が意欲的に取り組み資格取得率も高い結果となった。資格を活用できる職種への就業に結びついている現状があり、ひとり親家庭の就労支援として一定の効果があると考えられる。また、元年度からはパソコンだけではなく、日商簿記3級及び医療事務についても実施し、多様なニーズに対応している。</p> <p>・母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業は、長期の修学期間を支援することで高度な技能を習得できる事業で、正規雇用に関わりついた実績を挙げ、より高い収入と安定した雇用を得ることに効果的であることから、今後も周知に努める必要がある。</p> <p>・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業については、親の学び直し及び児童の進学を支援し、ひとり親家庭の自立及び福祉の増進に寄与するため、事業の周知に努める必要がある。</p>	24,348	<p>・ハローワークや市の無料職業紹介所と引き続き連携を図るとともに、野田市パーソナルサポートセンターと児童家庭課の母子・父子自立支援員との連携により、自立に向けた総合的な相談を行う。</p> <p>・ひとり親家庭の雇用への理解と奨励金制度の啓発活動について、ひとり親就業支援事業において就業希望状況にあわせて職種を選定し、就業相談において情報を提供する。</p> <p>・母子・父子自立支援プログラム策定事業について、平成28年4月より、アフターケアとして、同プログラムで設定した目標を達成した後においても、達成後の状況を維持し、又は更なる目標を設定できるように、面談等の定期的な相談支援を実施する。</p> <p>・就業支援講習会について、就職希望の多い事務職に欠かせないスキルであるパソコン技能の取得に向けた講習を実施していくが、引き続きパソコンだけではなく簿記3級及び医療事務についても実施し、多様なニーズに対応する。</p> <p>・母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業については、31年4月から雇用保険法の特定一般教育訓練給付金及び専門実践教育訓練給付金が対象となり制度拡充されたことから、さらに利用の促進を図る。</p> <p>・母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業について、3年度から5年度に限り、養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者も対象者となっていたが、6年4月から恒久化されたことから、さらに利用促進を図る。</p> <p>・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業については、4年4月から、受講開始時給付金が創設され、受講終了時給付金の割合及び合格時給付金の割合が改正されたことから、引き続き事業の周知を図る。</p>	23,918	

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	5年度実績	評価及び課題	5年度決算額(千円)	6年度の事業内容	6年度当初予算額(千円)	備考
149	P260	既存	ひとり親家庭等の子育て支援の充実	児童家庭課	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用促進、ファミリー・サポート・センター利用料助成制度の活用により、ひとり親家庭等における育児負担や経済的負担の軽減を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭等日常生活支援事業 母子家庭、父子家庭、寡婦の方が技能習得のための通学、病気などで一時的に支援を必要とする場合などに、野田市母子寡婦福祉会への委託により家庭生活支援員を派遣し、子どもの保育をはじめとした日常生活の支援を行った。 なお、保育所入所申請後の待機時の求職活動中などに家庭生活支援員を派遣する生活援助を平成23年10月から拡充している。更に、市の制度が、平成28年4月から国の制度改正に伴い改正され、定期的な就業上の理由による残業等についても支援が拡大された。 子育て支援及び生活援助利用者数〔5年度実績〕 子育て支援：3人 延べ29日 170時間（うち保育所待機時利用 実績なし） 生活援助：1人 延べ4日 19時間 	<ul style="list-style-type: none"> 就業支援講習会や講演会、法律相談の託児は予定が立てやすく支援員の協力により適正に対応することができたが、急な要望の場合は、支援員の手配が難しく対応できない現状もあることから、利用者の要望に応えられるよう検討が必要である。 母子家庭等が安心して子育てをしながら、求職活動や就業を行うため、保育所入所申請時の待機時に対応できるよう23年10月より事業の拡充をしたが、本事業のニーズはあるものの、27年度から保育所でもひとり親家庭の優先入所に加え、求職中や職業訓練中についても入所要件が拡充されたため、利用自体は減少しているが、当該事業では利用負担額が安価であり、非課税世帯では無料となることから、利用者の経済状況も含め制度の周知が必要である。また、平成28年4月から、国の制度改正に伴い、定期的な就業上の理由による残業等についても支援が拡大され、併せて周知を図る必要がある。 類似の事業と格差があることから、格差を是正する必要がある。 	458	<ul style="list-style-type: none"> 本事業は、ひとり親家庭等が安心して子育てしながら仕事や求職活動をするために有効な事業であり、更に市の制度が28年4月から国の制度改正に伴い改正され、定期的な就業上の理由による残業等についても支援が拡大されたことから、母子寡婦福祉会や保育課等の関係機関と連携し、事業の一層の周知に努める。 利用者からの要望に応えるため、個々の支援員の情報（資格、対応範囲、対応時間）をデータ化し、迅速で的確な支援に繋げる。 R2年4月から、定期利用の対象範囲が未就学児から小学生を養育する家庭まで拡大されたことから、さらに周知を図る。 類似事業と格差があることから、格差を是正するための検討を行う。 	1,202	
150	P261	既存	ひとり親家庭等の居住支援の充実	営繕課	【事業番号90再掲】						
151	P261	既存	ひとり親家庭等の養育費確保のための支援の充実	児童家庭課	<ul style="list-style-type: none"> 養育費問題の解決を図るために、「野田市版養育費取得のしおり」を作成し、児童扶養手当等の申請窓口を通じて説明を行うほか、母子寡婦福祉会の取組による「無料法律相談事業」を毎月1回実施する。また、弁護士による「養育者等個別法律相談会」を実施する。 5年度から養育費確保のために実施する公正証書等作成支援、養育費補償契約における保証料支援を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 無料法律相談事業〔R5年度実績〕 実施：12回 相談者：32名 相談員：法律専門家1名 養育費等個別法律相談会〔R5年度実績〕 4回実施 ○実施日：7月3日（月） 相談者：5人 相談員：弁護士1人 ○実施日：10月3日（火） 相談者：2人 相談員：弁護士1人 ○実施日：12月10日（日） 相談者：3人 相談員：弁護士1人 ○実施日：2月2日（金） 相談者：2人 相談員：弁護士1人 公正証書等作成支援 8人 保証料支援 0人 	<ul style="list-style-type: none"> 依然として養育費を取得できるケースが少ないため、継続して養育費を安定して取得するための施策が必要である。また、面会交流も活用し、養育費の取得につなげることも必要である。 平日及び休日に養育費等個別法律相談会と希望者には母子自立支援員による就労相談を併せて実施したことにより、よりの確にニーズに応えることができた。また、5年度から開催回数を3回から4回へ増やしたことから、的確にニーズに応えることができた。 弁護士による無料の個別法律相談が受けられる貴重な機会であるため、児童扶養手当の通知や窓口などの機会を捉えて、積極的に周知していく必要がある。 ひとり親世帯のうち養育費の取決めをしている世帯は、約40%、実際に養育費を受けている世帯は、約25%と低いことから、養育費の確保について助成し、ひとり親家庭等の経済的な安定につなげていく必要がある。 5年度から養育費確保のために実施する公正証書等作成支援、養育費補償契約における保証料支援を実施したことにより、相談時に制度を利用し養育費確保に前向きに取り組もうとする相談者が増えた。 	210	<ul style="list-style-type: none"> 母子・父子自立支援員との相談から母子寡婦福祉会が取り組む月1回の「無料法律相談」と「養育費法律相談」を連携させるため、引き続き、相談回数を増やし複数回開催する。なお平日に開催してほしいとの意見に応え、引き続き平日開催も実施する。 養育費の取得の向上は、児童扶養手当の削減につなげることができると、日常の母子・父子自立支援員の相談の際や、児童扶養手当現況届の受付の際に、養育費の取得状況を聞き取るなどして、法律相談の一層の事業周知に努める。 養育費確保のために5年度から実施した公正証書等作成支援、養育費補償契約における保証料支援について引き続き事業の周知を図る。 	344	

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	5年度実績	評価及び課題	5年度決算額(千円)	6年度の事業内容	6年度当初予算額(千円)	備考
152	P262	既存	ひとり親家庭等の経済的支援の充実	児童家庭課	<ul style="list-style-type: none"> ・所得の低いひとり親家庭等や父又は母のいない子を養育する祖父母などの養育者に対し、「児童扶養手当」や野田市独自の「養育者手当」などの支給により生活基盤を支えるための支援や、医療費による経済的負担の軽減を図る「ひとり親家庭等医療費助成」による支援に努める。 ・養育者支援手当については、平成26年12月の法改正により児童扶養手当の一部が支給対象となる公的年金を受給する養育者についても引き続き支援ができるよう、条例の改正を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当 離婚などにより父親又は母親と生計を同じくしていない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の推進を図った。 〔R5年度実績〕 受給者数 1,066人 支給総額 556,252,550円 ※父子家庭支援手当については、平成22年に児童扶養手当が改正され父子家庭の父も同手当の支給対象となったことを受けて、廃止した。 ・養育者支援手当(22年8月創設) 父母等の離婚等により、父親及び母親と生計を同じくしていない児童を養育しているが、公的年金を受給している養育者、精神的負担の軽減と児童の福祉の推進を図った。 〔R5年度実績〕 受給者数 2人 支給総額 1,495,410円 ・ひとり親家庭等医療費助成 ひとり親家庭等の母、父または養育者及びその子が医療費等の給付を受けた場合に保険診療に係る自己負担の一部又は全部を助成し、ひとり親家庭等の経済的負担及び精神的不安感軽減を図った。 〔R5年度実績〕 現物給付 20,100件 61,343,315円 償還払 351件 4,415,599円 合計 20,451件 65,758,914円 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当について相談窓口で制度の周知を図り適切に支給するとともに、事実婚などにより返還金が生じている受給者については、返還計画に基づき着実に返還を履行するよう指導していく必要がある。 また、返還金の発生については、年1回の現況届の聞き取りも行うが、発見が遅れるほど返還金が多額となってしまうため、早期発見の必要がある。 ・ひとり親家庭等医療費助成について、令和2年11月診療分から、現物給付を実施し、自己負担金を300円に改正し、ひとり親家庭等の福祉の向上を図った。 	625,378	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当や父母のいない児童を養育する公的年金を受給する養育者に支給する市独自の養育者支援手当などの制度について、適正な受給資格の認定を行うとともに、的確な情報提供と周知とあわせ、円滑な支給を行う。 ・返還金の発生の早期発見のため、現況届時の聞き取りを強化する。 ・返還金の滞納者については、督促、電話連絡を行っているが、福祉事業の観点から、滞納者の状況確認も含めた訪問を実施し、訪問による面会や不在の場合は通知連絡を行い接触の機会、納付を促していく。 ・令和3年3月分(令和3年5月支払)から障害年金を受給しているひとり親家庭が児童扶養手当を受給できるように見直す制度改正がされたことから、周知するとともに適正な支給を行う。 ・児童扶養手当現況届の手續等について、平成30年度からマイナポータル(子育てワンストップサービス)を利用した受付予約を行い、利便性の向上に努める。 ・ひとり親家庭等医療費助成について、令和2年11月診療分から現物給付を実施し、自己負担金を300円に改正したことから、周知を図る。 	605,702	
153	P264	既存	障がいに関する理解促進	障がい者支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・共生社会の理念を普及するとともに、障がいのある人に関する正しい理解を促して心のバリアフリー化を進めるため、各種行事を中心に幅広い層の参加による啓発活動等を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「サンスマイル」が7月25日に野田ガスホール(野田市文化会館)で開催され、市内の各障がい施設利用者及び障がい者団体連絡会会員、小・中学校生徒による交流が図られた。また、事業に対し補助することで、開催を支援した。 ・「おひさまといっしょに」が6月17日に関宿パークMOPS(関宿総合公園)で開催され、市内の各障がい施設利用者及び障がい者団体連絡会会員、小学生等による交流が図られた。また、実行委員会の委員に市職員が加わり、開催を支援した。 ・障がい者釣り大会は、関宿クリーンセンター跡地の改修工事に伴い、中止とした。 	障がいのある人に対する理解を深めるには、出来るだけ早い時期から障がいのある人となない人が地域等様々な場において交流する機会が必要であるため、開催に当たっては支援を継続する。	<ul style="list-style-type: none"> 678 (内訳) 障がい者釣り大会補助金 — 自発的活動支援事業補助金 678 	<ul style="list-style-type: none"> ・「サンスマイル」は、令和6年7月30日に開催予定のため、実行委員会からの申請により、事業費の一部を補助する予定である。 ・「おひさまといっしょに」は、令和6年6月16日に開催予定のため、開催を支援する予定である。 ・関宿クリーンセンター跡地の改修工事に伴い、中止とした。 	<ul style="list-style-type: none"> 1,225 (内訳) 障がい者釣り大会補助金 — 自発的活動支援事業補助金 1,225 	
154	P265	既存	障がいのある子の外出支援の促進	障がい者支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある子の社会活動の範囲を広げるため、登録事業所の拡充、市内事業者に対して車いすやストレッチャー対応の福祉センターの導入を働きかける。 ・移動支援の対象となる外出内容の拡充を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの移動支援利用実績は18人 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も移動支援事業の利用の促進を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 移動支援給付費 54,553 		<ul style="list-style-type: none"> 移動支援給付費 50,069 	

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	5年度実績	評価及び課題	5年度決算額(千円)	6年度の事業内容	6年度当初予算額(千円)	備考
155	P266	既存	障がいのある子の相談体制の充実	障がい者支援課、子どもの発達相談室	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者総合相談の機能を障がい者支援課に置き、一般的な相談、当事者・関係者相談を実施する。 障がい者基幹相談支援センターを中心とした地域の相談支援体制の整備を推進し、連携の向上を図る。 相談支援事業所に相談支援業務を委託し、障がい特性に配慮した相談を行う。 障がい者相談による障がいのある人の生活全般に関する相談を実施する。 	<p>【障がい者支援課】</p> <p>相談件数 ・障がい者支援課の障がい者総合相談実績 490件 ・障がい者基幹相談支援センターの相談実績 5,753件 ・相談支援業務委託事業所の相談実績 3,329件 ・障がい者相談員による相談等実績 435件</p> <p>【子どもの発達相談室】</p> <p>相談件数 2,127件</p>	<p>【障がい者支援課】</p> <p>・相談支援事業及び障がい者相談員による相談を利用してもらうことで、 ・地域生活支援拠点運営会議を開催し、障がい者基幹相談支援センターの運営について実施内容の検証、評価を実施した。</p> <p>【子どもの発達相談室】</p> <p>18歳までのお子さんの発達に関する相談について主に心理士が対応した。また、相談内容に合わせて他の専門職や他機関との連携を実施した。</p>	<p>32,175 (内訳)</p> <p>地域生活支援拠点事業費委託料 31,911</p> <p>相談員報償金 264</p>	<p>【障がい者支援課】</p> <p>・相談支援委託業務及び障がい者相談員による相談事業を継続する。 ・地域生活支援拠点運営会議において、障がい者基幹相談支援センターの運営について検証し機能の充実を図る。</p> <p>【子どもの発達相談室】</p> <p>引き続き子どもの発達に関する相談を実施する。</p>	<p>33,307 (内訳)</p> <p>地域生活支援拠点事業費委託料 33,043</p> <p>相談員報償金 264</p>	
156	P267	既存	心理相談の充実	保健センター、子どもの発達相談室	<ul style="list-style-type: none"> 子ども支援室の心理士が早期に相談を実施し、必要時継続支援を行い、切れ目ない支援をする。 相談後関係機関と連携し継続支援につなげる。 	<p>子ども相談(心理相談)</p> <p>延人数：757人 ※保健センター、子どもの発達相談室受付分含む</p>	<p>・乳幼児健診、2歳3か月健康相談において、必要な親子には子ども相談を勧めた。 ・子ども相談では、お子さんや保護者のニーズに合わせて心理士が対応した。 ・子育てに関するアドバイスの他、必要なサービスや専門機関を案内し、後日電話確認をするなど、切れ目ない対応をした。 ・発達に心配のあるお子さんの相談後には、適切な支援を検討するため、子どもの発達相談室の専門職にて支援方針会議を実施した。</p>	10,906	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠、出産、子育て、発達に関して、段階に応じた相談を行う。妊産婦や保護者の個別の不安に対し専門的知見をもって丁寧に対応する。 発達に関する相談後、多職種による支援方針会議を実施し、支援方針を立てる。 関係機関と連携し、相談者のフォローを行いながら切れ目ない支援を行う。 	12,932	
157	P268	既存	ことば相談室の機能の充実	保健センター、子どもの発達相談室	<ul style="list-style-type: none"> 市内在住の就学前児童について、言語発達遅滞、吃音等の児童への個別指導を行い、保護者からの相談に応じ、子育て支援の促進を図るとともに、利用希望ニーズに留意し、相談日数、相談員を確保する。また、就学に際しては学校との連携により、相談業務のスムーズな意向を行う。 「子ども支援室」との連携により適切な支援を図る。 	<p>利用人数</p> <p>野田ことば相談室 実人数：41人 延人数：559人</p> <p>関宿ことば相談室 実人数：21人 延人数：239人</p> <p>個別相談(言語聴覚士) 延人数：147人</p> <p>就学に向けての学習会 参加人数：18人</p>	<p>・言語聴覚士が新規面接を実施することで、言語評価を含めた支援方針を検討することができている。 ・言語聴覚士が指導員に対して助言、指導を定期的に行っている。ことば相談室の機能向上のため、引き続き指導を実施していく必要がある。 ・就学に向けての学習会を行うことで、保護者に就学相談についての周知を行うことができた。</p>	7,716	<ul style="list-style-type: none"> 指導員による、ことば相談室利用者への個別指導の実施。 言語聴覚士によることば相談室初回面談の実施。 言語聴覚士による個別相談の実施。 就学に向けての学習会の実施。 	6,099	
158	P269	廃止	子ども支援室による支援の推進	子どもの発達相談室	【事業番号79再掲】						
159	P269	既存	障がい児教育の推進	指導課、子どもの発達相談室	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育に関する研修会を企画・実施し、専門性・資質を高める。 年間3回野田市特別支援教育連携協議会を開催し、関係機関の連携を図る。 学校の要請により、専門家チームを派遣し、学校の支援体制づくりをサポートする。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学級・通級指導教室新任担当者の研修会を、企画・実施した。 野田市特別支援教育連携協議会は、5・2月に実施できた。福祉と教育の連携における成果と課題を共有した。 学校の要請に応じ、専門家チームを派遣し、学校の体制づくりをサポートした。 R6年度に就学予定児の保護者に対し、特別支援学校の協力のもと、あさひ育成園及びこだま学園の就学説明会を6月初旬に開催した。保護者からの就学相談等に応じ、就学に繋がるよう支援を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 市内小中学校においては、特別な配慮が必要な児童・生徒の教育支援計画の作成・活用が進んだ。 教職員を対象にした特別支援教育の集合型の研修会を実施した。障がいに対する理解やユニバーサルデザインの視点を取り入れた学習展開を研修に取り入れた学校があり、指導課職員も参加し、共に学ぶことができた。 専門家チームを派遣することで、支援を必要とする児童生徒の学習支援や環境づくりを進めることができた。 就学予定児の殆どは、就学相談後、スムーズに進路を決定することができた。 幼、小中学校の通常学級を含めた教員の専門性の向上を図れるように、今後も継続して取り組む。 	18,319	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育に関する研修会を企画・実施し、専門性・資質を高める。 年間2回野田市特別支援教育連携協議会を開催し、関係機関の連携を図る。 学校の要請により、専門家チームを派遣し、学校の支援体制づくりをサポートする。 各学校において、ユニバーサルデザインの視点を持った教育を展開できるように周知を図り、市全体として誰にとってもやさしい教育を目指す。 	21,663	

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	5年度実績	評価及び課題	5年度決算額(千円)	6年度の事業内容	6年度当初予算額(千円)	備考
160	P270	既存	障がいのある子が日中活動や社会との交流の機会を提供する施設支援の充実	障がい者支援課	・地域活動支援センターに対して、本市に居住している障がいのある人等の利用者数に応じて運営費の補助を行い、利用者に対する支援の充実と促進を図る。 ・日中一時支援事業の実施により、障がいのある子の日中における活動の場を確保する。 ・各種専門支援への研修会等の啓発により、専門職員等の配置を推進し、利用者に対する支援の充実と促進を図る。	・子どもの日中一時支援利用実績49人 ・各種専門支援への研修のため、喀痰吸引研修を実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため実施予定病院の受入体制が整わず中止となった。	・将来にわたって様々な障がい福祉に関する事業を実施していくため専門性を高めるための研修を実施していく必要がある。	一時支援給付費 32,188	・日中一時支援事業について、医療的ケア児の費用単価を追加し、事業者に対象者の受け入れを促す。 ・研修の実施については、実施受け入れ機関と協議しながら研修実施にむけて検討する。	一時支援給付費 31,318 喀痰吸引等 研修委託 700	
161	P272	既存	機能訓練や医療的ケアが必要な子への支援の充実	障がい者支援課、子どもの発達相談室	・あさひ育成園において、市の作業療法士及び理学療法士による機能訓練を実施する。	あさひ育成園において、市の作業療法士が園児に対して個別機能訓練を実施した。	あさひ育成園に令和4年度より理学療法士が常勤配置され、園児への支援が充実しているが、作業療法士についても必要な職種であると考えられるため、常勤職員の配置を検討していきたい。	—	あさひ育成園において市の作業療法士が園児に対して個別機能訓練を実施する。	—	
162	P274	既存	障がいのある子の生活支援	障がい者支援課	・重度の障がい等により外出が著しく困難な障がいのある子の居宅に訪問して発達支援を行う居宅訪問型児童発達支援を実施する。 ・障がいのある子の日常生活がより円滑に行われるための用具の給付又は貸与を実施する。	・市内医療機関の地域包括ケア病棟を利用した場合にかかる費用の一部を助成する事業 利用実績0件 ・災害時等の停電に備え、発動発電機の購入を助成する事業 利用実績1件	・新型コロナウイルス感染症の感染者受入れ病棟として使用するため地域包括ケア病棟が閉鎖され、利用受入体制が整わず、実績0件となった。	日常生活用具給付等事業費 35,400	・市内医療機関との連携を図り、緊急時の受入れを実施する。 ・災害時等の停電に備え、医療的ケアに必要な機器に必要な発動発電機の購入助成を実施する。	緊急時受入 支援事業助 成金 1 日常生活用具 給付等事業 費 33,086	
163	P275	既存	施設サービスの充実	保健センター、子どもの発達相談室	・あさひ育成園及びこだま学園は、指定管理者制度により福祉型児童発達支援センターとして児童発達支援を行っており、こだま学園では、障がい児相談支援、保育所等訪問支援を実施する。	こだま学園 児童発達支援 25人 障害児相談支援 138人 保育所等訪問支援 6人 あさひ育成園 児童発達支援 9人	こだま学園の外来療育相談について、令和5年度は混雑が見られた。利用者の相談ニーズに合わせて、予約を取りやすくすることや、相談枠の増加について指定管理と相談し、利用しやすい環境を整えていく。	こだま学園 指定管理料 112,081 あさひ育成園 指定管理料 37,602	指定管理者制度により、福祉法人は一とふるが児童発達支援センターとしてあさひ育成園とこだま学園の管理、運営を実施していく。	こだま学園 指定管理料 132,452 あさひ育成園 指定管理料 38,263	
164	P276	既存	福祉カー貸出事業の充実	社会福祉協議会	・障がい者（児）及び高齢者等の社会参加を促進し、福祉の向上を図るため、車いす対応普通車（ミニバン）及び車いす対応軽自動車の貸し出しを行う。	貸出実績 ・車いす対応軽自動車 291件 ・車いす対応普通自動車 54件	・引き続き適切な利用の周知と更なる利用促進に努める。	1,030	・引き続き、障がい者（児）及び高齢者等の社会参加を促進し、福祉の向上を図るため、車いす対応普通車（ミニバン）及び車いす対応軽自動車の貸し出しを行う。	1,460	
165	P277	既存	車椅子等貸出事業の充実	社会福祉協議会	・市民に対して無料で車いすを貸し出す。（一時的な使用に限る）	・貸出実績 461人	・貸出待機者もなく、円滑な貸し出しが実施できた。 ・台数に限りがあるため、引き続き適切な利用の周知を図る。	224	・引き続き、在宅介護者に対する支援事業として、市民に対し無料で車いすの貸し出しを行う。（一時的な使用に限る）	188	
166	P280	既存	男女共同参画の視点に立った意識改革の推進	人権・男女共同参画推進課、子ども家庭総合支援課	【事業番号104再掲】						

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	5年度実績	評価及び課題	5年度決算額(千円)	6年度の事業内容	6年度当初予算額(千円)	備考
167	P280	既存	雇用環境の整備・充実	児童家庭課、商工労政課	<ul style="list-style-type: none"> 野田地域職業訓練センターを活用した就業支援講習会による、ひとり親家庭の職業スキルの向上と資格取得を始め、野田市雇用促進奨励金制度、女性の就職活動支援講座の実施等により雇用環境の充実を図る。 母子家庭等就業・自立支援事業については、就業実績等の事業効果を検証しながら、引き続きより効果的な講座の実施に努める。 国の新たな施策を注視しつつ、雇用促進奨励金制度の周知や女性のための就職活動支援講座を実施し、就労支援に努めるとともに仕事と家庭の両立支援セミナーを実施し、雇用環境の整備・充実を図る。 ハローワーク等の関係機関との連携を図りつつ、一層の周知を図るとともに、若年者を対象とした「ジョブカフェのだ(就職活動支援講座)」の開催等を通じて雇用の確保に取り組む。 	<p>【児童家庭課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 母子家庭等就業自立支援事業(就業支援講習会) <ul style="list-style-type: none"> 母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の方を対象に、就業に結びつく技能の習得、資格を身に付けることを目的とした就業支援講習会を野田地域職業訓練センターに委託して年3回実施し、自立の促進を図った。 (R5年度実績) <ul style="list-style-type: none"> ○5月開講コース(パソコン) R5.5.16~R5.7.28 受講者:8人 ○9月開講コース(日商簿記3級) R5.9.4~R5.11.19 受講者:6人 ○12月開講コース(医療事務) R5.12.5~R6.2.25 受講者:2人 合計16人(うち資格取得者 ワド5人、イケル4人、日商簿記3級0人、医療事務2人) <p>【商工労政課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 野田市雇用促進奨励金ひとり親を雇用した事業主に対して奨励金を交付した。対象者:1人 <p>・若年者(40歳未満)を対象とした「ジョブカフェのだ(就職活動支援講座)」を野田地域職業訓練センターに委託して年5回実施 参加者:20人</p>	<p>【児童家庭課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 受講者が意欲的に取り組み資格取得率も高い結果となった。資格を活用できる職種への就業に結びついている現状があり、ひとり親家庭の就労支援として一定の効果があると考えられる。また、元年度からはパソコンだけではなく、日商簿記3級及び医療事務についても実施し、多様なニーズに対応している。 <p>・日商簿記3級については、資格取得が難しく、講座のあり方を検討し、講義内容の時間配分変更などを行った。今後の資格取得状況を見て、再度検討していく必要がある。</p> <p>【商工労政課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭の雇用促進として、一定の効果はあると思われるが、制度の活用実績が少ないことから、市内各事業主に対してさらなる制度の周知を図る必要がある。 <p>・「ジョブカフェのだ(就職活動支援講座)」の開催等を通じて就職活動支援に取り組んだ。</p>	<p>【児童家庭課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①1,736 <p>【商工労政課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2,158(うち、ひとり親41) 野田市雇用促進奨励金 253(ジョブカフェのだ) 	<p>【児童家庭課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 就職希望の多い事務職に欠かれないスキルであるパソコン技能の習得に向けた講習を実施していくが、パソコンだけではなく簿記3級及び医療事務についても実施し、多様なニーズに対応する。 日商簿記3級については、資格取得が難しく、講義内容の時間配分などを再考し、資格取得の向上に努める。 <p>【商工労政課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内の各事業主や関係機関に対して、当事業の活用促進を図るため、引き続き、ハローワーク、商工会議所、商工会、工業団地等と協力し、制度の周知に努め、ひとり親家庭の雇用の促進に努める。 ハローワーク等の関係機関との連携を図りつつ、就労支援制度の一層の周知を図るとともに、若年者を対象とした「ジョブカフェのだ(就職活動支援講座)」の開催等を通じて女性の就職活動支援に取り組む。 	<p>【児童家庭課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①1,764 <p>【商工労政課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1,800(ひとり親以外の高年齢者、障がい者を含む)野田市雇用促進奨励金 203(ジョブカフェのだ) 	
168	P281	既存	社会教育における男女平等教育の推進	公民館、生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> 「男性の料理教室」など、男性の生活上の自立を図っていくための講座を公民館において開催する。 引き続き、楽しみながら調理実習を行う中で、男性の生活上の自立を図る。さらには、調理講習に限らず男性の生活上の自立を図り、子育て支援の一環としても実生活に即した講座の開設に努める。 	<p>開催日:3月9・16・30日(土)(全3回)</p> <p>会場:生涯学習センター</p> <p>参加者数:延べ23人</p> <p>公民館では生活上の自立や健康増進を図るため市内の男性を対象とした料理教室を開催予定だったが実施しなかった。</p>	<p>生涯学習センターでは男性の自立を促進するため、そば打ち教室を開講した。「自宅でも家族のために作って好評であった」という声もあったことから、次年度以降も継続していく。</p> <p>公民館では、生活上の自立や健康増進を図るため市内の男性を対象とした料理教室等を実施してきたが、男性に特化した講座の開催ではなく今後は男女で参加できる講座を検討していく。</p>	57	<p>生涯学習センターでは男性の自立を促進するために、和食を中心とした、季節の食材を使った家庭料理を学ぶ教室を開講する。</p> <p>開催予定日:未定</p> <p>公民館では、生活向上や健康増進を図るための男女で参加できる講座を検討していく。</p>	10	
169	P282	既存	保育料の適正化	子ども保育課	<ul style="list-style-type: none"> 保育所保育料については、国の徴収基準単価よりも軽減し、また、近隣市と比較しても低いものとなっている。引き続き経済情勢を勘案するとともに、幼児教育・保育無償化の影響を踏まえた対応に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度は保育料の改正は実施せず、現行保育料の継続となった。 	<p>近隣市と比較した場合でも、野田市は平均的に保育料額が安い状態であるが、階層別で見ると近隣市より高い保育料が設定されている階層もあることから、保育料の適正化にかかる検討は引き続き継続する必要がある。</p>	—	<p>近隣市の動向や物価高騰などの社会情勢に注視し、また、市のPRとして子育てしやすい街の推進の観点も踏まえながら、保育料の適正化について引き続き検討を実施する。</p>	—	

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	5年度実績	評価及び課題	5年度決算額(千円)	6年度の事業内容	6年度当初予算額(千円)	備考
170	P283	既存	子ども医療費助成制度の推進	児童家庭課	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの保健対策の充実と保護者の経済的負担の軽減を図るため、中学校3年生までの子どもの通院、調剤及び入院に係る保険診療の一部又は全部を助成するもので、令和5年8月診療分から、中学3年生までの自己負担金を無料とし、制度の拡充を図っている。 母子健康手帳交付時、出生届時等に助成制度の周知及び申請手続きを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども医療費助成[R5年度実績] 現物給付 266,599件 571,893,958円 償還払 2,522件 33,239,767円 合計 269,121件 605,133,725円 小学6年生までの自己負担金を全て無料、中学生のみ自己負担金入院1日、通院1回200円としていた子ども医療費助成金を、令和5年8月診療分から中学3年生までの自己負担金を無料とする制度拡充を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 県の制度に基づき適正に運用すると同時に、補助対象外となる部分について市独自で助成を実施し、平成27年8月より、通院・調剤費の助成対象年齢を中学3年生まで拡充し、所得制限は引き続き適用しないこととし、子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減に寄与した。また、平成30年8月診療分から3歳までの子どもに係る医療費の自己負担金を、令和2年8月診療分から未就学児までの自己負担金を無料とし、令和4年8月診療分から小学6年生までの自己負担金を無料とし、さらに令和5年8月診療分から中学3年生までの自己負担金を無料とする制度拡充を行った。 市県民税の未申告者に対しても受給券を発券しているが、未申告世帯の児童の医療費は県補助対象外となるため、市単独での助成となることから、未申告世帯を減らすことで県補助対象が増え、市単独の助成の軽減が見込める。 	622,584	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、令和6年8月診療分から助成対象年齢を中学3年生から高校3年生相当までとする拡充を行う。 子ども医療費助成制度の市県民税未申告者の扱いなど制度の周知に努めるとともに、未申告者への対策を検討する。 子ども医療費助成制度に係る財政措置について、国の制度がなく、各都道府県の制度の下で実施し、市町村が独自に上乗せしているため、県内においても地域間に格差が生じており、不平等が生じていることから国が率先して全国的な制度として取り組むよう要望を続ける。 	638,584	
171	P284	既存	児童手当支給事業の推進	児童家庭課	<ul style="list-style-type: none"> 次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で支援することを目的に、中学校修了前(15歳到達時後最初の3月31日)までの対象となる子どもを養育している方に児童手当を支給する。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童手当[R5年度実績] 延対象児童数 188,403人 支給総額 2,066,780,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 制度を適正に運用し、児童手当を支給することにより、児童の健やかな成長に寄与した。 受給者の中には制度の趣旨についての理解不足などから、資格喪失などの要件が発生しても、届出を怠るなどにより受給を続けるケースがあり、返還金が生じた場合は、返還計画を立てるように指導し、対象者がその計画に基づき着実に返還を履行するようあわせて指導していく必要がある。 	2,068,445	<ul style="list-style-type: none"> 児童手当の受給資格要件など制度の周知に努めて適切な運営をする。 国の制度改正により、令和6年10月分から対象年齢拡大、所得制限の撤廃、第3子加算額の増額などが予定されていることから、国の動向を注視していく。 国の施策である子育てワンストップサービスやマイナンバーを利用した市町村連携について、情報政策課、電算業者と連携し国の示したスケジュールにあわせ対応する。 	1,993,241	
172	P285	既存	各種奨学金制度の推進	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> 野田市に1年以上住所を有し、経済上の理由で進学が困難な大学生等に対し、月額1万5千円を、就学期間中貸与する。なお、償還は卒業後5年以内で、無利息となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 新規利用者 大学生等 0人 継続利用者 大学生等 2人 	<ul style="list-style-type: none"> 経済的な理由により進学や就学が困難な方の教育を受ける機会を守り、有用な人材を育成する一助とすることができた。 今後、国の給付型奨学金制度の動向を継続して注視することが必要となる。 	360	<ul style="list-style-type: none"> 野田市に1年以上住所を有し、経済上の理由で進学が困難な大学生等に対し、月額1万5千円を、就学期間中貸与する。なお、償還は卒業後5年以内で、無利息となっている。 	360	
173	P286	既存	就学援助制度の推進	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> 経済的理由によって就学困難な児童生徒について学用品費、通学用品費、給食費等を援助することにより、義務教育の円滑な実施を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童生徒 小学校 58人 中学校 34人 準要保護児童生徒 小学校 903人 中学校 544人 	<ul style="list-style-type: none"> 経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、援助を実施することができた。 	122,759	<ul style="list-style-type: none"> 経済的理由によって就学困難な児童生徒について学用品費、通学用品費、給食費等を援助することにより、義務教育の円滑な実施を図る。 	132,756	
174	P288	既存	雇用環境の整備・充実	児童家庭課、商工労政課	【事業番号167再掲】						

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	5年度実績	評価及び課題	5年度決算額 (千円)	6年度の事業内容	6年度当初 予算額(千円)	備考
175	P288	既存	「地域における子育て支援サービスの充実」及び「保育サービスの充実」	児童家庭課、子ども保育課	【事業番号8～31再掲】						
176	P290	既存	ひとり親家庭等の情報提供・相談機能・支援体制の充実	児童家庭課	【事業番号147再掲】						
177	P290	既存	ひとり親家庭等の就労支援の拡充	児童家庭課	【事業番号148再掲】						
178	P290	既存	ひとり親家庭等の子育て支援の充実	児童家庭課	【事業番号149再掲】						
179	P290	既存	ひとり親家庭等の居住支援の充実	営繕課	【事業番号90再掲】						
180	P290	既存	ひとり親家庭等の養育費確保のための支援の充実	児童家庭課	【事業番号151再掲】						
181	P290	既存	ひとり親家庭等の経済的支援の充実	児童家庭課	【事業番号152再掲】						

基本目標	事業番号	掲載頁	事業名	事業区分	担当課	事業内容及び方針	令和5年度実績	評価及び課題	令和5年度決算額(千円)	令和6年度の事業内容	6年度当初予算額(千円)
1 情報提供、相談機能、支援体制の充実	1	①	55 情報提供の充実 H16.4~	既存	児童家庭課	・ひとり親家庭等に対する支援策について、市報、ホームページ、「ひとり親家庭支援のしおり」等により広報啓発を行うほか、母子・父子自立支援員による情報の提供や相談対応に努める。	・市報、HPによる広報啓発 ・母子・父子自立支援員による離婚時の支援の案内や相談時、プログラム策定時など、各種支援策の情報提供や相談対応を行った。 ・ひとり親家庭支援のしおりの作成 (R6.2改訂版) 主な内容 ひとり親家庭支援に係る、相談、経済的支援、居住支援、就労支援、育児生活支援の各種事業、助成等の案内。 ・個別事業のリーフレットの作成 ひとり親家庭等日常生活支援事業、ひとり親家庭の就業支援事業、ひとり親家庭等ふれあい交流事業（そば打ち、お菓子作りなど）、就業支援パソコン講習会などの各種事業、助成等の案内	・離婚直後の時期にひとり親家庭等に対する支援策についての確かな情報提供を行なう必要がある。 ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金等について、毎年のように制度変更があることからの確かな情報の収集と提供に努める。 ・資格取得等の就業支援事業は、より高い収入と安定した雇用を得ることに効果的であり、児童扶養手当の削減にもつながれることから、今後さらに周知に努める必要がある。	8	・市報、ホームページ、「ひとり親家庭支援のしおり」等により各種支援策の情報提供を積極的に行う。あわせて、早期の段階での確かな支援を行うため、国の新しい施策や、各種支援策について児童扶養手当現況届出時等に情報提供に努めるとともに、母子・父子自立支援員が個々の状況に応じた相談を行うことで、自立に向けた意欲の向上を図る。 ・市報、HPによる広報啓発 ・母子・父子自立支援員による離婚時の支援の案内や相談時、プログラム策定時など、各種支援策の情報提供を積極的に行う。 ・ひとり親家庭支援のしおり作成 (R6.4) ・個別リーフレットの作成	8
	1	②	56 相談、支援体制の強化 H16.4~	既存	児童家庭課	・ひとり親家庭等の自立に必要な情報提供や問題解決のための適切な助言及び指導を行う母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の抱える様々な相談に対応する。 なお、就労などの事由により昼間市役所へ来られない方のために毎週月曜日は夜間相談を実施している。	・母子・父子自立支援員研修 実施日：R6年2月16日 内容：「児童扶養手当及びひとり親医療費助成制度について」 講師：児童家庭課担当職員 母子・父子自立支援員相談 ・令和5年度相談実績739件 (母子家庭699件、父子家庭相談：40件)	・母子・父子自立支援員の研修を独自に実施し、スキルアップの向上に努めたが、ひとり親家庭等となつて間もない家庭は多くの問題や困難を抱えており、育児や養育費、就労といった幅広い分野にわたってきめ細かに対応することが必要のため、母子・父子自立支援員の資質の向上のため、引き続きスキルアップを図っていく必要がある。 また、母子・父子自立支援員は婦人相談員も兼任しており、離婚前相談における養育費の取り決めや面会交流についてもきめ細かに対応する。	-	・母子・父子自立支援員の資質向上及び相談技能の向上や相談機能の向上を図るため、自己啓発に努めるとともに、独自の研修会の実施や県主催の研修会等に積極的に参加する。 ・相談業務は多岐にわたるため、パーソナルサポートセンターや子どもの発達相談室等と連携して取り組むと共に、婦人相談員も兼任していることから、DV相談も子ども家庭総合支援課と連携し対応して行く。	-
	1	③	57 地域における支援体制の充実 H16.12~	既存	児童家庭課 生活支援課	・地域社会全体でひとり親家庭を支援するため、特に新たにひとり親家庭になった世帯や要支援世帯に対し、母子・父子自立支援員と主任児童委員等による個別同行訪問を通じた見守りを実施している。	・母子・父子自立支援員と主任児童委員による同行訪問件数184件 ・主任児童委員連絡会等での研修 (計2回) ①R5.6.14 ひとり親家庭の支援について、令和5年度給付金について ②R6.2.20 ひとり親家庭の支援について、母子家庭訪問について	・ひとり親家庭の実態把握については、主任児童委員等への個人情報の提供を拒否する家庭も少なくなく、困難な点もあるが、児童の健全育成のため、地域での見守りを推進する必要がある。	945 (主任児童委員報酬費)	・ひとり親家庭が地域社会の中で安定した生活ができるよう、ひとり親家庭となつた直後の家庭や要保護児童の家庭を母子・父子自立支援員と地域の主任児童委員等とが個別に同行訪問し、見守りやニーズの把握、問題解決に向けた施策の情報提供や相談などの支援活動を実施する。 ・主任児童委員と母子・父子自立支援員の連携を図るための研修会を年2回実施する。	965 (主任児童委員報酬費)
	1	④	58 ひとり親家庭の交流会の推進 S31.9~(母子会設立) H20.4~(情報交換事業)	既存	児童家庭課	・母子専婦福祉会では、「クリスマス会」等の交流事業を実施し、会員を含めたひとり親家庭や専婦相互の交流・情報交換等を進めている。 ・母子専婦福祉会の協力により「ひとり親家庭情報交換事業」を実施し、ひとり親家庭の交流を進めている。	・野田市母子専婦福祉会事業 クリスマス会(地区別交流会)61人 子どもチャレンジ広場 ※会場工事中のため中止 ・情報交換事業(7回) 55人	・ひとり親家庭等は離婚直後の不安定な時期に一人で悩みを抱えることが多いため、引き続き母子専婦福祉会への加入促進を図る必要がある。 ・「ひとり親家庭情報交換事業」について事業の周知を図り、新規企画の検討や参加促進に努める必要がある。また、若い会員のリピーターも多いことから、さらにリピーターを増やし、母子専婦福祉会の新規会員の獲得に努める。 ・イベント系事業については、母子専婦福祉会の協力により、ひとり親家庭の様々な交流の場が設けられたが、近年では、新規会員が増えていないため子どもの年齢が上がっていることから子どもの年齢を考慮したイベント内容への再編を検討する必要がある。	247 (情報交換事業消耗品・郵送料・委託料)	・児童扶養手当窓口を活用し、母子専婦福祉会へのひとり親家庭の加入を促進する。 ・ひとり親家庭情報交換事業については、新規企画などのニーズを把握し、開催内容の充実を図り、参加者の増加に努める。 ・母子専婦福祉会の協力を得て実施している「ひとり親家庭情報交換事業」において、引き続きひとり親の交流に努める。 ・イベント系事業では、子どもの年齢を考慮したイベント内容への再編とあわせ、会員増につなげるための施策を検討する。	338 (情報交換事業消耗品・郵送料・委託料)
	1	⑤	59 養育費等支援事業の推進 H19.2~	拡充	児童家庭課	・ひとり親家庭等の生活の安定と児童の福祉向上と、生活に密着した様々な法律や経済問題等の解決のため、弁護士による離婚前・離婚後の養育費取得等に関する法律相談(離婚、親権、面会交流、慰謝料や財産分与などの法律問題を含む)を実施する。 ・平成25年度から「養育費セミナー」を改編して個別法律相談に特化し、さらに就業相談を併設して、より実効性の高い内容とした。 5年度から養育費確保のために実施する公正証書等作成支援、養育費補償契約における保証料支援を実施。	・主任児童委員等と母子家庭を訪問する同行訪問の際に相談を実施した。 ・また、養育費に関する専門家による相談事業として、R5年7月3日(月)、R5年10月3日(火)、R5年12月10日(日)、R6年2月2日(金)にそれぞれ弁護士1名による養育費等個別法律相談会を実施した。 (R5年度相談実績12人) ・母子専婦福祉会が、月1回の専門家による「養育費相談」を実施した。 (R5年度相談実績32人) ・公正証書等作成支援 8人 ・保証料支援 0人	・「母子家庭等対策総合支援事業」の国庫補助について、28年度から拡充が図られ養育費等相談事業も助成対象となった。 ・平日及び休日に養育費等個別法律相談会と希望者には母子・父子自立支援員による就労相談を併せて実施したことにより、よりの確にニーズに応えることができた。また、5年度から開催回数を3回から4回へと回数を増やしたことにより、的確にニーズに応えることができた。 ・相談事業として一定の成果があるため、定員に満たないことから積極的に周知して、活用を促進するため、更に啓発を図る必要がある。 ・ひとり親世帯のうち養育費の取決めをしている世帯は、約40%、実際に養育費を受けている世帯は、約25%と低いことから、養育費の確保について助成し、ひとり親家庭等の経済的な安定につなげていく必要がある。 5年度から養育費確保のために実施する公正証書等作成支援、養育費補償契約における保証料支援を実施したことにより、相談時に制度を利用し養育費確保に前向きに取り組もうとする相談者が増えた。	210	・ひとり親家庭の生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、法律の専門家による養育費等個別法律相談会は効果的であり、母子・父子自立支援員との相談から母子専婦福祉会が取り組む月1回の「養育費相談」と「養育費等個別法律相談会」を連携させるため、引き続き、相談回数を増やし複数回開催する。なお、平日に開催してほしいとの意見に応え、引き続き平日開催も実施する。 ・養育費の取得の向上は、児童扶養手当の削減につなげることができるため、日常の母子・父子自立支援員の相談の際や、児童扶養手当現況届の受付の際に、養育費の取得状況を聞き取るなどして、法律相談の一層の事業周知に努める。 ・養育費確保のために5年度から実施した公正証書等作成支援、養育費補償契約における保証料支援について引き続き事業の周知を図る。	344

基本目標	事業番号	掲載頁	事業名	事業区分	担当課	事業内容及び方針	令和5年度実績	評価及び課題	令和5年度決算額(千円)	令和6年度の事業内容	6年度当初予算額(千円)
能1 情報提供、 相談体制の 充実	1	⑥	60 母子寡婦福祉会の財政基盤の強化 S31.9~	既存	児童家庭課	・養育費相談やイベントなどの団体事業を通じて、ひとり親家庭や寡婦の福祉増進に寄与している母子寡婦福祉会の事業を支援するため、市委託事業及び補助金の継続や公共施設への自動販売機の設置について配慮するなど、団体の財源基盤の安定を支援する。	・公共施設への自動販売機の増設実績なし 自動販売機設置状況：35施設48台	・公共施設への自動販売機の設置については新規設置の余地は少なくなっているが、引き続き配慮する必要がある。 ・母子寡婦福祉会の事業内容や市委託事業を精査するとともに、補助金の必要性について検討し、29年度に補助金交付要綱を制定し、対象事業を明確にした。	-	「野田市、社会福祉協議会、母子寡婦福祉会及び障がい者団体連絡会と行政財産の許可に基づく自動販売機の設置に係る覚書」に基づき、引き続き福祉団体による自動販売機の設置を推進し、財政基盤の強化に努める。 ・母子寡婦福祉会の事業内容や市委託事業、補助金対象事業の状況を精査し、財政基盤の状況とあわせ、補助金交付要綱に基づき対象事業に対し適正に使用されているか、実施内容を確認する。	-
	2	①	61 関係機関による連携の強化(就業支援事業の推進) H16.4~	既存	児童家庭課	・ハローワークや市の無料職業紹介所等との連携を推進し、ひとり親家庭等のニーズに適した求人情報の収集に努めるとともに、児童家庭課の窓口において、求人情報の提供を行うことで、ひとり親家庭等の職業適性に応じた就業支援に努める。 平成28年7月から母子・父子自立支援員がひとり親家庭から就職希望の多い業種の事業所を選定・訪問し、ひとり親家庭の雇用への理解及び雇用促進奨励制度の啓発活動を行い、就労相談の際に訪問した働きやすい環境の事業所などの情報提供を行う。	・ハローワークや市の無料職業紹介所と連携したひとり親家庭向け求人情報の開拓と雇用啓発を行っていたが、事業の見直しを行い、平成28年7月から、ひとり親家庭の雇用への理解と奨励金制度の啓発活動に変更し実施した。 ・令和5年度啓発活動訪問事業所件数36件	・依然として雇用環境と経済的な状況が厳しいため、ひとり親家庭等の雇用と収入の増に結びつく情報の提供に努める必要がある。 ・ひとり親家庭の雇用への理解と奨励金制度の啓発活動では、訪問する事業所の種類や情報提供の方法を検討する必要がある。	-	・ハローワークや市の無料職業紹介所と引き続き連携を図るとともに、野田市パーソナルサポートセンターと児童家庭課の母子・父子自立支援員との連携により、自立に向けた総合的な相談を行う。 ・ひとり親家庭の雇用への理解と奨励金制度の啓発活動について、ひとり親就業支援事業の状況にあわせて職種を選定し、就業相談において情報を提供する。	-
	2	②	62 母子・父子自立支援プログラム策定事業の強化 H19.10~	既存	児童家庭課	・母子家庭の母又は父子家庭の父の就業を支援するため、個々の母子家庭及び父子家庭の状況、ニーズに応じたきめ細かな自立・就労支援を推進する「母子・父子自立支援プログラム策定事業」を実施する。 「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」の施行により、平成25年度から父子家庭も支援の対象としている。	・15人策定 (うち、父子家庭の父 0人) 就業実績 正規雇用 : 4人 非正規雇用 : 10人	・個々のニーズに応じて、きめ細やかな就業支援を実施する母子・父子自立支援プログラム策定事業により、ひとり親家庭の雇用促進に効果を上げた。 ・母子家庭においては、依然として就労収入が低いため、経済的自立に向け収入増につながる支援をする必要がある。	959	・母子・父子自立支援プログラム策定事業の推進にあたり、収入増につながる支援として、個々の状況とニーズに応じ、資格取得のための情報提供や取得に集中できる生活環境に関する相談など、総合的な支援のためのプログラムを策定して行く。 ・アフターケアとして、同プログラムで就業した後においても、その後の状況を維持し、又は更なる目標が設定できるよう、面談等の定期的な相談支援を実施する。 ・25年度から新たに支援対象となった父子家庭についても制度周知に努める。	1,102
	2	③	63 母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業の活用 H18.4~	拡充	児童家庭課	・ひとり親家庭の親が、看護師、保育士など就職に結びつきやすく経済的自立に効果的な資格取得のため、修学期間に促進費を支給する「高等職業訓練促進給付金」及び修了後に「高等職業訓練修了支援給付金」を支給することで生活の負担軽減を図り、資格取得を容易にする事業の活用促進を図る。 平成25年度から父子家庭も対象としている。	・母子家庭等高等職業訓練促進給付金 支給人数：17人 (資格の種別) 看護師6人、社会福祉士3人、美容師1人、理容師2人、介護福祉士1人、保育士2人、中学校教諭1人、図書館司書1人 ・母子家庭等高等職業訓練修了支援給付金 支給人数：6人 (就業実績) ・正規 4人 ・非正規 2人	・長期の修学期間を支援することで高度な技能を習得できる本事業は、正規雇用に結び付いた実績を挙げており、より高い収入と安定した雇用を得ることに効果的であることから、今後も周知に努める必要がある。	16,902	・R3年~R5年度に限り、養成機関において1年以上から6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者が対象者となったが、令和6年4月から上記内容が恒久化されたことから、さらに利用の促進を図る。	15,286
2 就業支援の 拡充	2	④	64 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業の活用 H16.7~	拡充	児童家庭課	・ひとり親家庭の、より高い収入と安定した就業に向けた、自主的な能力開発の取組を支援するため、市が指定した教育訓練講座を受講し修了した場合に給付金を支給する「母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業」を実施している。「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」の施行を受け、平成25年度から父子家庭も支援の対象となっている。	・1人に支給 (資格の種別) 社会保険労務士1人	・市の制度が28年4月から国の制度改正に伴い改正され、雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができない者については、支給額を受講料の20%（上限10万円）から60%（上限20万円）に引き上げられ、また、31年4月に雇用保険法の専門実践教育訓練給付金において、支給額を受講料の60%（修学年数×上限20万円）と事業が拡充されたことから、さらに利用の促進を図る。 ・R4年4月から、国の制度改正に伴い、雇用保険法の規定による専門実践教育訓練給付金の支給を受けるとができない者については、受講料の60%（修学年数×上限40万円）が引き上げられたことから、さら利用の促進を図る。 ・25年4月から父子家庭の父も支援の対象となっており、さらに制度の周知に努める。	45	・父子家庭も含め、引き続き事業の周知に努め、利用促進を図る。 ・31年4月から、国の制度改正に伴い、雇用保険法の特定一般教育訓練給付金及び専門実践教育訓練給付金が対象となり制度拡充されたことから、さらに周知を図る。 ・R4年4月から、国の制度改正に伴い、雇用保険法の規定による専門実践教育訓練給付金の支給を受けるとができない者については、受講料の60%（修学年数×上限40万円）が引き上げられたことから、さら利用の促進を図る。	371
	2	⑤	65 在宅就業推進事業導入の検討 未実施	既存	児童家庭課	・国の「在宅就業推進事業」は、在宅就業希望者等を対象としたセミナーの開催など、在宅就業に関する基本的なノウハウを提供し、コーディネート等をする事業であり在宅就業希望者等に必要支援を行うもの。	・在宅就業について母子・父子自立支援員の就労相談においても相談の実績はなく、ニーズは低い。	・平成30年度の意識調査の結果では、母子家庭の母が仕事を变えたい場合、在宅での仕事を希望する割合は2.7%とニーズが低い状況である。 ・市内においては、在宅就業を実施している企業を見つけるのが難しい。また、パソコンを利用した在宅業務では経理データの入力やホームページの作成など高いスキルが必要となるが、仕事量が不確定のため収入の安定性が低い。	-	・現在のニーズは低いものの、パソコンを利用した在宅起業やデータ入力など、ひとり親家庭に適した新たな在宅就業の形態についても積極的に情報収集し、就労相談において提供していく。また、児童扶養手当の現況届出の機会に、ニーズの動きを把握していく。	-

基本目標	事業番号	掲載頁	事業名	事業区分	担当課	事業内容及び方針	令和5年度実績	評価及び課題	令和5年度決算額(千円)	令和6年度の事業内容	6年度当初予算額(千円)
2 就業支援の拡充	2	⑥	66 雇用促進奨励金の活用 H15.4~	既存	商工労政課	・公共職業安定所や市の無料職業紹介所のあっせんにより、ひとり親家庭の父又は母を雇用した事業主に対し、雇用した月の翌月から賃金の10%（限度額15,000円）を奨励金としてを交付することで雇用の促進を図る。	・野田市雇用促進奨励金 ひとり親を雇用した事業主に対して1人の奨励金を交付した。	・ひとり親家庭の雇用促進として、一定の効果はあると思われるが、制度の活用実績が少ないことから、市内各事業主に対してさらなる制度の周知を図る必要がある。	2,158（うち、ひとり親1）	・市内の各事業主や関係機関に対して、当事業の活用促進を図るため、引き続き、ハローワーク、商工会議所、商工会、工業団地等と協力し、制度の周知に努め、ひとり親家庭の雇用の促進に努める。	1,800（ひとり親以外の高齢者、障がい者を含む）
	2	⑦	67 職業訓練の強化 H16.1~	拡充	児童家庭課 商工労政課	・ひとり親家庭等の経済的な自立を支援するため、就業に必要な知識や技能の習得を図る就業支援講習会について、野田市職業訓練センターに委託して実施している。また、受講料にかかる経済的負担を軽減するとともに、託児サービスを母子寡婦福祉会の日常生活支援事業で提供するなど受講しやすい環境づくりに配慮している。 元年度からは、パソコンだけでなく、他の資格についても実施している。	・就業支援講習会【パソコン】 受講者数 8人 うち資格取得者数 ワード5人、エクセル4人 新規就業（資格を活用） 0人 （正規雇用 0人） （非正規雇用 0人） 受講時の職場でスキルアップ 5人 （正規雇用 0人） （非正規雇用 5人） 【日商簿記3級】 受講者数 6人 うち資格取得者数 0人 受講時の職場でスキルアップ 0人 （正規雇用 0人） 【医療事務】 受講者数 2人 うち資格取得者数 2人 受講時の職場でスキルアップ 2人 （正規雇用 1人） （非正規雇用 1人）	・受講者が意欲的に取り組み資格取得率も高い結果となった。資格を活用できる職種への就業に結びついている現状があり、ひとり親家庭の就労支援として一定の効果があると考えられる。 ・元年度からは、パソコンだけでなく、日商簿記3級及び医療事務についても実施し、多様なニーズに対応している。 ・日商簿記3級については、資格取得が難しく、講座のあり方を検討していく必要があると考える。	1,736	・就職希望の多い事務職に欠かせないスキルであるパソコン技能の取得に向けた講習を引き続き実施していく。また、パソコンだけではなく簿記3級及び医療事務についても引き続き実施し、多様なニーズに対応する。 ・日商簿記3級については、講座の期間を少し延長し、資格取得の向上に務める。	1,764
	2	⑧	68 ひとり親家庭の雇用への理解及び雇用促進奨励金制度の啓発活動の促進 H22.5~	既存	商工労政課 児童家庭課	・市の無料職業紹介所において、ひとり親家庭それぞれの職業適性に配慮した職種の情報提供に努めている。 ・平成28年7月から母子・父子自立支援員がひとり親家庭から就職希望の多い業種の事業所を選定・訪問し、ひとり親家庭への雇用への理解及び雇用促進奨励金制度の啓発活動を行い、就労相談の際に訪問した働きやすい環境の事業所などの情報提供を行っている。	・市の無料職業紹介所の職業相談員と母子・父子自立支援員が連携したひとり親家庭向け求人情報の開拓と雇用啓発を行っていたが、事業の見直しを行い、28年7月から、ひとり親家庭の雇用への理解と奨励金制度の啓発活動に変更した。 ・無料職業紹介所において3名に紹介した。 ・訪問事業所数 36社	・事業の見直しを行い、28年7月から実施しているひとり親家庭の雇用への理解と奨励金制度の啓発活動では、訪問する事業所の職種や、情報提供の方法を検討する必要がある。 ・ひとり親家庭の雇用への理解と奨励金制度については、認識が低いことから、周知を図る必要があるが、無料職業紹介については、以前のような企業周り等の周知活動も、現状の2名体制での対応は難しい。	5,409 (会計年度任用職員報酬、期末手当)	・ひとり親の雇用を促進するためには、雇用への理解と奨励金の活用への啓発は必要であり、ひとり親に特化した訪問活動を行う。 ・引き続き、求人情報の提供や、職業紹介業務については、無料職業紹介所に協力してもらい、情報の提供に努める。 ・事業所の職種の選定については、ひとり親家庭就労支援に係る資格取得などにあわせ、収入増につながるような内容の収集に努める。 ・無料職業紹介所自体が全市民を対象としているなかで、ひとり親家庭については、求職者に時間的な制限など、就職につながりづらい場合があることから、児童家庭課と連携し対応していきたい。雇用促進奨励金事業については上記2-2-⑥P66と同じ。 ・収集した事業所の情報については、自立支援プログラムの策定や窓口での就業相談等において情報提供を行う。	6,244 (会計年度任用職員報酬、期末手当)
	2	⑨	69 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の活用 H29.4~	新規	児童家庭課	・高等学校を卒業していない（中退を含む。）ひとり親家庭の親及び児童に対し、高卒認定試験の講座受講に係る費用の一部（受講終了時給付金、合格時給付金）を補助することにより親の学び直し及び児童の進学を支援し、ひとり親家庭の自立及び福祉の増進に寄与している。	・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 受講開始時給付金 実績なし 受講終了時給付金 実績なし 合格時給付金 実績なし	・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業については、親の学び直し及び児童の進学を支援し、ひとり親家庭の自立及び福祉の増進に寄与するため、事業の周知に努める必要がある。	-	・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業については、R4年4月から受講開始時給付金の創設及び受講終了時給付金の割合及び合格時給付金の割合が改正されたことから、さらに周知を図る。	300

基本目標	事業番号	掲載頁	事業名	事業区分	担当課	事業内容及び方針	令和5年度実績	評価及び課題	令和5年度決算額(千円)	令和6年度の事業内容	6年度当初予算額(千円)
3 子育て支援の充実	3	①	70 ひとり親家庭等日常生活支援事業の推進 H16.4~ H23.10~(拡充)	既存	児童家庭課	・ひとり親家庭等において、自立のための修学や疾病等の理由により、一時的に日常生活を営む上で支障が生じている場合など、家庭生活支援員を母子寡婦福祉会に委託により派遣し、子どもの保育を始めとした日常生活の支援を行っている。 また、求職活動時に保育所を入所申請している場合や残業時に対応するホームヘルプサービスを本事業において実施している。	・子育て支援 3人延べ29日 170時間(うち保育所待機時利用 実績なし) ・生活援助 1人延べ4日 19時間	・パソコン講習会や講演会、法律相談の託児は予定が立てやすく支援員の協力により適正に対応することができたが、急な要望の場合は、支援員の手配が難しく対応できない現状もあることから、利用者の要望に応えられるよう検討が必要である。 ・母子家庭等が安心して子育てをしながら、求職活動や就業を行うため、保育所入所申請時の待機時に対応できるよう23年10月より事業の拡充をしたが、本事業のニーズはあるものの、27年度から保育所でもひとり親家庭の優先入所に加え、求職中や職業訓練中についても入所要件が拡充されたため、利用自体は減少しているが、当該事業では利用負担額が安価であり、非課税世帯では無料となることから、利用者の経済状況も含め制度の周知が必要である。また、平成28年4月から、国の制度改正に伴い、定期的な就業上の理由による残業等についても支援が拡大され、併せて周知を図る必要がある。	458	・本事業は、ひとり親家庭等が安心して子育てしながら仕事や求職活動をするために有効な事業であり、更に市の制度が28年4月から国の制度改正に伴い改正され、定期的な就業上の理由による残業等についても支援が拡大されたことから、母子寡婦福祉会や保育課等の関係機関と連携するとともに、引き続き、母子・父子自立支援員の離婚直後の面談時や就業等の相談時に、事業の一層の周知に努める。 ・利用者からの要望に応えるため、個々の支援員の情報(資格、対応範囲、対応時間)をデータ化し、迅速で的確な支援に繋げる。 ・R2年4月から、定期利用の対象範囲が未就学児から小学生を養育する家庭まで拡大されたことから、さらに周知を図る。	1,202
	3	②	71 保育所、学童保育所における児童の受入の円滑化 H15.4~(保育所) S40.12~(学童保育所)	既存	子ども保育課 児童家庭課	・「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき保育所の入所選考に当たっては、ひとり親家庭に優先的な入所の配慮をしています。また、休職中や職業訓練中においても柔軟な受け入れを行っている。 平成27年度から施行された子ども・子育て支援新制度の「教育・保育給付」においても、ひとり親家庭について優先的な基準により運用することとされている。	・保育所においては、平成27年度に引き上げた指数で利用調整を行い、ひとり親家庭の入所の円滑化を図った。 ・ひとり親家庭の入所実績 保育所 307人(R6.3.1在籍児童) ・学童保育所において、求職中や職業訓練中の家庭での児童の保育状況等を加味し、2か月間単位の入所を認めている。 ・ひとり親家庭の入所実績 学童保育所 258人	・保育所においては、令和5年度もひとり親家庭に優先的な利用調整を実施し、多くの児童が入所した。 ・学童保育所について、求職中や職業訓練中の家庭の児童は2か月間の入所が認められている。また、過密化している学童に入所希望をしている場合は、同一学区内の空きのある学童への入所となる可能性があるが、希望者は全て入所することが出来ている。	—	・保育所について、引き続き、ひとり親家庭に優先的な利用調整を実施する。 ・学童保育所について、引き続き求職中や職業訓練中においても柔軟な受け入れを行い、ひとり親家庭の経済的自立への支援を図る。	—
	3	③	72 保育所、学童保育所における延長保育の充実 H13.4~(学童保育所) H15.4~(保育所)	既存	子ども保育課 児童家庭課	・全保育所において、午前7時から午後7時まで延長保育を実施している。また、指定管理の保育所、私立保育所では午後8時まで、一部の保育所では午後8時以降の保育を実施している。 ・直営の学童保育所の閉所時間を延長し、すべての学童保育所の閉所時間を午後7時に統一している。	・子ども・子育て支援新制度施行により、保育標準時間の原則的保育時間は、午前7時から午後6時までとし、午後6時を超えた時間を延長保育としている。 ・延べ利用児童数 公立 (月極利用) (日割利用) (短時間認定) 午前8時30分まで — 470人 午後6時まで — 1,804人 午後7時まで 1488人 9,962人 午後8時まで 69人 2,105人 午後9時まで 12人 73人 午後10時まで 0人 43人 計 1,569人 14,457人 私立の保育施設については各施設にて利用者の要望に応じて実施している ・学童保育所児童延べ数 委託学童 12,760人(18施設) 直営学童 5,629人(14施設) 計 18,389人(32施設)	昨年に引き続き多くの利用実績があることから、延長保育の必要性は高いと考えられる。 延長保育の実施時間の拡大については、今後の利用状況や実施に係る人材確保の状況を見極めながら検討する。	—	引き続き、利用児童数の推移を注視しながら、延長保育事業を実施する。	—
	3	④	73 保育所における休日、一時保育、病児・病後児保育の充実 H15.4~(休日) H15.11~(病児・病後児) H18.4~(一時保育)	既存	子ども保育課	・日曜・祝日等の保護者の就労等の理由により家庭で保育することが困難な場合となった乳幼児の保育を行う休日保育を2保育所で実施している。 ・保護者の疾病等により家庭で保育することが一時的に困難となった乳幼児の保育を行う一時保育を、私立保育所において実施している。 ・病児又は病児回復期のため集団保育ができず、家庭での保育ができない児童の保育を行う病児・病後児保育を実施している。	【休日保育】 尾崎保育所 延べ 378人 コピープリスクールあたご保育園 延べ 698人 【一時保育】 コピープリスクールせきやど保育園 延べ 155人 コピープリスクールさくらのさと保育園 延べ 374人 【病児保育】 「フォレストルーム」年間延利用人数 260人	【休日保育】 前年度と比較し、休日保育全体の利用人数は増加した。現時点では定員数にまだ猶予があるが、今後も受け入れ状況を注視し、必要に応じて利用定員数等の検討を行う。 【一時保育】 年間の利用状況は26年度をピークに減少傾向にあることから、必要量は充足しているものと思われます。 今後は子育てサロン等、他の地域子育て拠点事業も含めた、一時預かり事業の適切な実施と内容の充実を図る必要があります。 【病児保育】 利用予約システム「あずかるこちゃん」を導入し、利用者の利便性が向上した。保育施設・学童施設・小学校への配布を行い、昨年度と比較して利用者が増加した。一方で、定員数に対して利用人数が少ないため、周知が課題となる。	25,721	【休日保育】 引き続き事業を実施するとともに、利用促進のため周知の充実を図る。 【一時保育】 民間保育園において引き続き実施するとともに、令和6年10月から実施予定のこども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業を、月ごとの利用時間の上限を超えて利用する方に限定し、当該事業の実施施設と同じ施設で、一時預かり事業を利用できるよう整備を行う。 【病児保育】 引き続き事業を実施するとともに、利用促進のため周知の充実を図る。	33,305

基本目標	事業番号	掲載頁	事業名	事業区分	担当課	事業内容及び方針	令和5年度実績	評価及び課題	令和5年度決算額(千円)	令和6年度の事業内容	6年度当初予算額(千円)
3 子育て支援の充実	3	⑤	74 児童の居場所づくり H14.7～(委託)	既存	児童家庭課 学校教育課	・親の就労時間中等に親不在の状態である家庭に居る多くのひとり親家庭の児童の健全育成を図るため、子ども館などの地域の社会資源や人的資源を活用した児童の居場所づくりの推進に努めている。	・子ども館利用者数 児童センター 110,217人 中央子ども館 5,347人 うめさと子ども館 9,007人 山崎子ども館 8,816人 谷吉子ども館 10,107人 七光台子ども館 10,909人 閑宿子ども館 8,091人 計 162,494人	・ひとり親家庭の児童の見守りなども含め、放課後の過ごし場所として、子ども館などの利用促進を図る必要がある。 ・令和4年8月から指定管理となり、年末年始を除く全日において開館をしたことにより、休館日の委託による自由利用より充実した居場所の確保につながった。また、のだしこども館supported by kikkoman(児童センター)及び子ども館6施設に子育て支援拠点機能をもたせ、居場所の確保のほか相談機能についても充実を図った。	-	・子ども館で、異年齢の交流を深めるための行事を検討し、より利用しやすい環境を構築する。	-
	3	⑥	75 招待事業の充実	既存	児童家庭課	・ひとり親家庭の児童の福祉の向上のため、母子寡婦福祉会が実施するひとり親家庭等の児童などの招待事業(親子ふれあい研修)への参加を推進している。	親子ふれあい研修(年2回) ・八景島シーパラダイス 60人 ・航空科学博物館 51人	・母子寡婦福祉会の事業により、ひとり親家庭等の交流が図られている。 ・デイズニールランド等は人気があり、参加者も多く、チケット代の補助などを行っているが、さらに、参加費の徴収額を減らすなど、会の魅力を高め、会員増につなげるなど検討が必要である。 ・近年では、新規会員が増えていないため子どもの年齢が上がっていることから、場所の選定等、子どもの年齢を考慮していく必要がある。	215	・ひとり親家庭等の児童の福祉の向上を図るため、母子寡婦福祉会において実施している招待事業の推進を引き続き図る。 ・参加費の徴収額を減らしたり、子どもの年齢を考慮した場所の選定など、会員増につなげるための施策を検討する。 ・親子ふれあい研修(年2回)の実施予定。 (第1回)東京デイズニール(R6.8.4) (第2回)アクアリンクちば(R7.3.23)	430
	3	⑦	76 ファミリー・サポート・センターの利用促進の強化 H14.1～	既存	児童家庭課	・ひとり親家庭の育児負担の軽減と育児と仕事の両立を支援するファミリー・サポート・センター事業の周知を図るとともに、市町村民税非課税世帯等を対象とした利用料助成制度の周知を行うことで、事業の活用促進に努めている。平成23年度からは、ひとり親家庭(ひとり親家庭等医療費助成金受給資格者)に対しても利用料助成の対象としている。	利用料助成登録世帯 16世帯 (うちひとり親世帯 12世帯) 延利用 368.5時間 (うちひとり親世帯 311時間)	・ひとり親家庭の子育てに係る負担の軽減に効果をあげていると思われるが、助成利用者が固定、長期化する傾向があるため、新規利用者開拓のため、引き続き制度の周知を図る必要がある。あわせて利用会員の児童年齢が小学6年生までに拡大されたことについても周知する。	131	・制度の周知を広く一般に向けて市報に掲載するほか、既にファミリー・サポート・センター会員である方にも改めて機関紙を通じて事業内容を周知し、利用の拡大に努める。 ・登録手続きの簡素化、市窓口での申請受理、利用会員の児童年齢を小学6年生まで拡大したことについて周知を図る。	300
4 居住支援の充実	4	①	77 市営住宅におけるひとり親家庭向け住戸の確保 H5.4～	既存	営繕課	・市営住宅において、ひとり親家庭向け住戸を確保する。	・5年度において4戸のひとり親家庭向け住戸の募集を行い、応募は1件だった。 ・年度末の入居済みのひとり親家庭向け住戸は14戸となった。	・ひとり親向け住戸を確保し、入居しても該当世帯が退去したり子供が20歳になり、ひとり親家庭でなくなるケースがあるので、当該住戸の状況を把握して市営住宅募集時にひとり親家庭向けの住戸を適切に割り振っている必要がある。	-	・募集戸数に応じて、ひとり親向け住戸を用意する。 ・6年度第1回目の募集において、全25戸中2戸を予定している。	-
	4	②	78 市営住宅における多回数落選者の抽選率優遇の検討	既存	営繕課	・一定回数以上連続して落選している応募者で、特に住宅困窮度が高いと認められるひとり親家庭については、当選確率が高くなるような措置を検討する。	【6月募集 入居状況】 世帯状況(当選者/応募者) 当選率(%) ・母子父子世帯(2/2) 100% 【12月募集 入居状況】 ・母子父子世帯(3/3) 100%	・5年度の応募者で落選されたひとり親家庭は0件でした。 なお、現時点では、過去に多数回落選した応募者はいない状況です。 今後、応募状況により、一定回数以上連続して落選するひとり親家庭が増えた場合は、同じように落選した他の住宅困窮者(高齢者、障がい者)との公平性に配慮しつつ、当選確率が高くなるような措置を検討する。	-	・応募状況により優遇措置について引き続き検討する。	-
	4	③	79 住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業の推進 H17.8～	既存	営繕課	・家賃等の支払ができるにもかかわらず、「条件の合う住宅を探すのが困難」「連帯保証人がいない」などの理由で市内の民間賃貸住宅への入居が困難な世帯に対し、入居の機会の確保及び入居後の安定した居住の継続を支援する「住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業」を実施している。	・相談件数 0件 ・利用申込状況 0件 ・相談等により賃貸借契約を締結した件数 0件 ・入居保証料助成利用件数 0件	・現在は不動産店の取り扱う債務保証会社が多数あることや、空き物件も多く賃貸物件が借りやすくなっていることから利用者が少ない状況となっている。	-	・引き続き制度の周知を図り、協力不動産店の情報を利用者に提供する等、継続して支援を実施する。	20
	4	④	80 ひとり親家庭等及びDV被害女性民間賃貸住宅入居時家賃等助成事業の推進 H17.4～	既存	営繕課	・緊急に居住の場を確保する必要があるひとり親家庭等及びDV被害女性、民間賃貸住宅へ入居しようとする低所得者に対し、賃貸借契約時に要する家賃等の費用の一部を助成し、入居の円滑化を図る。	・相談件数20件 ・助成件数11件(内訳) ひとり親家庭11件	・賃貸借契約時に要する費用の一部を負担することで、入居時の経済的負担の軽減を図ることができた。	1,155	・引き続き制度の周知を図り、継続して支援を実施する。	1,214

基本目標	事業番号	掲載頁	事業名	事業区分	担当課	事業内容及び方針	令和5年度実績	評価及び課題	令和5年度決算額(千円)	令和6年度の事業内容	6年度当初予算額(千円)
4 居住支援の充実	4	⑤	81 DV世帯における母子生活支援施設を活用した自立の促進 H22.4～	既存	子ども家庭総合支援課	・ 同伴児を抱えるDV被害女性がシェルター退所後、被害女性自身が児童の監護も十分にできず、自立心に欠けるなどのケースでは、児童の監護や生活を支援・指導をしながら、自立に導くため、母子生活支援施設の活用を図る。	・ 母子生活支援施設入所件数 1件（1世帯2人） 令和5年12月末退所 【参考】 ・ 市のDVシェルター入所 1件 うち1件が同伴児あり（1人）	・ シェルター退所後の生活の場として、同伴児を抱えていたDV被害女性が、母子生活支援施設入所していた。母子で生活していく体制が整ったことから退所することができ、自立に向けた支援ができた。	4,322	・ 引き続き、一時保護後、同伴児を抱えるDV被害女性の状態に合わせて、母子生活支援施設の活用を図る。	97
5 養育費確保のための支援策の推進	5	①	82 養育費等相談体制の充実 H16.1～	拡充	児童家庭課	・ 養育費等の問題の解決を図るために、母子寡婦福祉会が実施する「無料法律相談」を支援するとともに、児童扶養手当の申請窓口を活用して、母子・父子自立支援員が養育費等の相談に応じる。また、弁護士が個別相談を行う「個別法律相談」を実施する。 ・ 子どもの健全な成長に資する施策として「面会交流」に係る県の事業を紹介するなど、教育費以外の相談についても積極的に対応する。	・ 母子寡婦福祉会による法律相談 ○無料法律相談 【R5年度実績】 実施：12回 相談者：32名 相談員：法律専門家1名	・ 依然として養育費を取得できるケースが少ないため、継続して養育費を安定して取得できるための施策が必要である。また、面会交流も活用し、養育費の取得につなげることも必要である。	-	・ 母子寡婦福祉会が取り組む月1回の「無料法律相談」と母子・父子自立支援の相談や養育費等個別法律相談会と連携させ引き続き支援するとともに、当該事業の周知・活用の促進に努める。 ・ 養育費の取得の向上は、児童扶養手当の削減につなげることができるため、日常の母子・父子自立支援員の相談の際や、児童扶養手当現況届の受付の際に、養育費の取得状況を聞き取るなどして、法律相談の一層の事業周知に努める。 ・ また、無料法律相談を、母子・父子自立支援員による相談への切り替えの検討も含めて、日頃、窓口において様々な相談内容に対応できるよう県の講習会等を活用し、母子・父子自立支援員の相談スキルの向上に努める。	-
	5	②	84 広報、啓発活動の推進 H16.1～	既存	児童家庭課	・ 養育費取得に関して分かりやすく解説した「養育費取得のしおり」や「無料法律相談事業」のパンフレットを児童扶養手当の窓口で活用し、養育費取得等の問題解決に向けた支援に関する広報、啓発に努める。	・ 窓口において「養育費のしおり（野田市版）」と「無料法律相談」のチラシを配布 ・ 個別法律相談の市報及びホームページ掲載 ・ 離婚届を配布及び受理する市民課窓口で「別居・離婚時」のパンフレットを設置	・ 依然として養育費を取得できるケースが少ないため、引き続き養育費を安定して取得できるための施策が必要である。 ・ 養育費の確保に資する早期の情報提供や相談支援等に繋げていくために戸籍担当部署とひとり親支援担当部署の更なる連携強化の推進が必要である。	8	・ 児童扶養手当の窓口で「しおり」や市民課窓口で「パンフレット」を配布し、引き続き、制度や相談事業の説明を行うなど、養育費の取得等の問題解決に向けた情報提供を行うとともに、相談事業に関するニーズを把握する。	8
	5	③	85 弁護士による養育費取得等に関する個別法律相談会の実施 H19.2～	拡充	児童家庭課	・ 養育費の取得など法律の問題について、弁護士が個別相談を行う「個別法律相談」を実施する。平成25年度から「養育費セミナー」を改編し、弁護士による養育費問題など法律全般に関わる個別相談のほか、母子・父子自立支援員による就業相談なども併設した内容とした。	・ 養育費等個別法律相談会 【R5年度実績】 4回実施 実施日：7月3日（月） 相談者：5名 相談員：弁護士1名 実施日：10月3日（火） 相談者：2名 相談員：弁護士1名 実施日：12月10日（日） 相談者：3名 相談員：弁護士1名 実施日：2月2日（金） 相談者：2名 相談員：弁護士1名	・ 平日及び休日に養育費等個別法律相談会と希望者には母子・父子自立支援員による就労相談を併せて実施したことにより、より的確にニーズに応えることができた。また、5年度から開催回数を3回から4回へと回数を増やしたことにより、的確にニーズに応えることができた。なお、平日に開催してほしいとの意見もあるため検討する必要がある。 ・ 弁護士による無料の個別法律相談が受けられる貴重な機会であるため、児童扶養手当の窓口などの機会を捉えて、積極的に周知していく必要がある。	100	・ ひとり親家庭の生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、法律の専門家による養育費等個別法律相談会は効果的であり、母子・父子自立支援員との相談から母子寡婦福祉会が取り組む月1回の「養育費相談」と「養育費等個別法律相談会」を連携させるため、引き続き、相談回数を増やし複数回開催する。なお、平日に開催してほしいとの意見に応え、引き続き平日開催も実施する。 ・ 養育費の取得の向上は、児童扶養手当の削減につなげることができるため、日常の母子・父子自立支援員の相談の際や、児童扶養手当現況届の受付の際に、養育費の取得状況を聞き取るなどして、法律相談の一層の事業周知に努める。 ・ 令和5年度から開催回数を3回から4回に増やした。	100
6 経済的支援の推進	6	①	86 児童扶養手当等の支給事業の適正な推進 S37.1～ H15.4～H22.7（父子手当）	既存	児童家庭課	・ ひとり親家庭の経済的な自立を支援するため、児童扶養手当等の情報提供に努め、円滑な支給事務を推進する。 ・ 平成22年8月から父子家庭も児童扶養手当の支給対象となったことから、野田市独自の「父子家庭等支援手当制度」を「養育者支援手当制度」に改編し、父又は母が監護しない児童を養育する公的年金受給者のセーフティネットの役割を果たしている。	・ 児童扶養手当 受給者数1,066人 ・ 養育者支援手当 受給者2人	・ 児童扶養手当等の的確な情報提供を行うと同時に、居住実態、同居人などの状況を判断し適切に支給する必要がある。また、事実婚などにより返還金が生じている場合があるため、返還計画に基づき着実に返還を履行するよう指導していく必要がある。	557,748	・ 適正な受給資格の認定を行うとともに、円滑な支給と返還金の対応に努める。 ・ 返還金の滞納について、督促の通知や電話連絡の他にも、福祉事業の観点から、滞納者の状況確認も含めた訪問を実施し、訪問による面会や不在の場合は、封入の上不在通知連絡を行い、接触の機会、納付を促していく。 ・ 令和3年3月分（令和3年5月支払）から、障害年金を受給しているひとり親家庭が児童扶養手当を受給できるように見直す制度改正がされたことから、周知するとともに適正な支給を行う。 ・ 新型コロナウイルス感染症や食費等の物価高騰による影響が長期化する中で、ひとり親家庭等に対する支援の必要性を注視していく。	542,788
	6	②	87 母子・父子・寡婦福祉資金等の活用促進 S28.4～	既存	児童家庭課	・ 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立や児童の修学などに様々な用途に重要な役割を果たしている母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金の貸付制度等の活用促進を図るため、制度に関する情報提供を行う。 ・ 貸付者である県の審査等が円滑に進むよう、相談者の支援に努めている。 ・ 平成26年10月から父子家庭についても貸付の対象となった。	・ 母子寡婦福祉資金貸付件数 新規申請： 0件	・ 貸付金を効果的に活用するため、高等職業訓練給付金などの就業支援事業等と組み合わせた利用を推進する。 ・ 全国的に返済金の滞納が増加している報道もあり、相談者には制度の説明をしっかりと行い、計画的な返済に協力してもらう必要がある。 ・ 円滑に資金の貸付業務を行うため、県の審査機関である健康福祉センターと密に連携する必要がある。	-	・ ひとり親家庭等の経済的自立に資する事業として、貸付金を効果的に活用できるよう返済計画の作成や他の制度の紹介なども組み合わせ相談を行い、きめ細かな支援を行う。 ・ また、貸付業務については、県の審査機関である健康福祉センターと連携し、円滑な貸付対応に努める。 ・ 令和2年4月より、福祉資金貸付金の拡充により、修学資金等の貸付限度額の引上げ等がされたことから、更なる活用促進を図る。	-

基本目標	事業番号	掲載頁	事業名	事業区分	担当課	事業内容及び方針	令和5年度実績	評価及び課題	令和5年度決算額（千円）	令和6年度の事業内容	6年度当初予算額（千円）
6 経済的支援の推進	6	③	88 保育所、学童保育所の保育料の減免制度の周知 S46.4～（学童保育所） H16.4～（保育所）	既存	子ども保育課 児童家庭課	・ひとり親家庭になった場合の保育所保育料については、ひとり親の前年度の所得を算定基礎として見直すため、減額になる場合がある。 また、学童保育所の保育料についても所得に応じて、減免措置を講じており、市報、市ホームページ等により制度の周知を図っている。	・ひとり親家庭等により特別保育料（月額1600～1800円）が適用された児童数 保育所保育料 29件 ・ひとり親家庭で学童保育所保育料が減額された件数 学童保育料 226件	・未就学児のうち当該年度開始時に3歳以上の全ての子ども及び住民税非課税世帯の3歳未満の子どもについては、令和元年10月から幼児教育・保育無償化を開始しており、ひとり親家庭の負担軽減となっている。 ・無償化の対象外となった住民税課税世帯の3歳未満の子どもの保育所保育料については、ひとり親になった場合の減免措置として、ひとり親家庭になった申出の翌月分から保育所等保育料の見直しを行うので、入所案内等において周知を図っている。 ・令和4年度に、学童保育料の減免を市が保有する市民税情報により判定するよう規則改正を行い、添付書類を省略することができ、利用者の利便化につながった。	—	・無償化対象外の子どもについて、ひとり親家庭になった場合には、保育所保育料の減額、学童保育料の減免措置について、引き続き入所案内、市報、ホームページなどの情報媒体で周知していく。 ・新たに入所を希望するひとり親家庭に対しては、窓口相談や児童扶養手当等の申請時を利用し減免制度の周知に努める。	—
	6	④	89 ひとり親家庭等医療費助成制度の見直し S52.4～ H22.4～（見直し）	既存	児童家庭課	・医療費による経済的負担の軽減を図るため、ひとり親家庭の父又は母等とその児童が、病気などで受診した際の保険診療に係る医療費の自己負担分を助成する「ひとり親家庭等医療費助成制度」の推進に努めている。	・ひとり親家庭等医療費助成金 現物給付 20,100件 償還払 351件 合計 20,451件	・令和2年11月診療分から現物給付を実施し、自己負担金を300円に改正し、ひとり親家庭等の福祉の向上を図った。	67,291	・令和2年11月診療分から、現物給付を実施し、自己負担金を300円に改正したことから、周知を図る。	62,525
	6	⑤	90 未婚の母・父への寡婦・寡夫控除のみなし適用 H27.9～	既存	子ども保育課 児童家庭課 営繕課 学校教育課	・税法上、不利な扱いとなる未婚の母・父について、保育所保育料、学童保育所保育料、市営住宅家賃などの寡婦・寡夫控除のみなし適用を実施している。	未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（夫）控除の見直しが行われ、婚姻歴にかかわらず未婚のひとり親に対しても同一の「ひとり親控除」が適用され、令和2年度をもって未婚のひとり親に対する不利な扱いはなくなった。	—	—	—	—

保育施設の確認にかかる利用定員の設定について

1 目的

「子ども・子育て支援制度」では、特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、子ども・子育て支援法第31条第2項の規定により「あらかじめ市町村が条例で設置する審議会の意見を聴くこと」とされていることから、令和6年9月1日に開設するたんぼぼ保育園（新設）の利用定員の設定について、ご意見を伺うものです。

2 令和6年9月開設のたんぼぼ保育園の定員設定の概要

NPO法人たんぼぼ保育園が社会福祉法人を設立し、現在運営している認可外保育施設を廃止した上で、保育需要の高い南部地区に認可保育所を新たに開園することについて、国からの補助内示を受け、準備を進めているところでございます。当施設の開園により、保育定員60人を確保することで、高止まりする保育需要に対応できるものと考えております。

(1) 利用定員

○令和6年9月1日

(人)

歳児	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
人数	6	9	9	12	12	12	60

(2) 施設概要

事業者名	社会福祉法人お日さまの会
設置場所	野田市山崎294番地4
敷地面積	1,520.00 m ²
延床面積	園舎 557.87 m ²
構造	木造 2階建て
開園予定日	令和6年9月1日（予定）